

第4章 避難及び被災者支援等の活動

第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営 (発災15)

【**主担当部隊**】：総括部隊（総括班・情報班）
被災者支援部隊（避難者支援班）

第1項 活動方針

- 津波警報等に基づく避難の指示等が市町長から出された場合は、あらゆる手段を尽くして住民への広報に取り組む。
- 県内市町や近隣府県と協力して広域的な避難対策に取り組む。
- 災害時要援護者を始めとする避難所への入所者の安全・安心が確保されるよう、各部隊(班)が連携して市町の避難所の開設・運営を支援する

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
避難の指示等	総括部隊 (総括班、広聴広報班)	【発災直後】 市町の避難指示等発表後速やかに	・避難指示等 (市町)
被災者の大規模避難対策	総括部隊 (救助班) (総括班)	【発災3時間以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・市町からの支援要請情報 (市町)
避難所の開設及び運営支援	総括部隊 (情報班、避難者支援班)	【発災6時間以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・避難所の援要請情報 (市町)

<津波災害対策>

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
津波警報発表時等の緊急の避難情報の伝達	総括部隊(総括班)、警察部隊	【発災直後】 相応規模の津波が発生する可能性を認知した時点	・津波警報等相応規模の津波の襲来を予見させる情報 (気象庁<津地方気象台>)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1. 避難の指示等

(1) 市町長が指示できない場合の知事の措置（総括部隊<総括班>）

災害の発生により市町の行政機能が著しく低下し、市町長が避難勧告及び避難指示等を行うことができなくなったときは、市町長に代わって知事が勧告及び指示等を行う。

(2) 地すべり等防止法に基づく知事の措置（社会基盤対策部隊<公共土木対策班、農林水産対策班>）

地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた職員は、必要な区域の住民に避難を指示する。

この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する(地すべり等防止法第25条)。

(3) 警察官の措置(警察部隊)

- ① 震災が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町長が避難の指示を行うことができないと認めるとき、又は市町長から要求があったとき、警察官は、避難指示を行う。この場合、直ちにその旨を市町長に通知する。(基本法第61条)
- ② 災害による危険な事態がある場合、警察官は、その場の危険を避けるため、その場に居合わせた者を避難させる。この場合、その旨を公安委員会に報告する。(警察官職務執行法第4条)
- ③ 災害による危険を防止するため特に必要がある場合において、市町長等が現場にいないとき、又は市町長から要求があったときは、警察官は、警戒区域を設定する。この場合、直ちにその旨を市町長に通知する。(基本法第63条第2項)

(4) 放送事業者を活用した避難勧告・避難指示等の広報(総括部隊<総括班、広聴広報班>)

市町長の避難勧告・避難指示の発表を受け、放送事業者にこれら勧告・指示の広報を依頼する。

(5) 防災メールを活用した避難勧告・避難指示等の広報(総括部隊<総括班、総務班>)

「防災みえ.JP」のメール配信登録者に避難に関する情報を伝達する。

(6) 水防法に基づく知事等の措置(社会基盤対策部隊<公共土木対策班>)

津波等により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた職員又は水防管理者は、必要な区域の住民に避難を指示する。

水防管理者が指示した場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する(水防法第29条)。

(7) 津波警報発表時等における緊急の避難情報の伝達(総括部隊<総括班>、警察部隊)

市町長から津波警報等に基づく避難指示が出され、沿岸部の住民に緊急に避難を促す必要がある際には、広報車、ヘリコプター(県防災ヘリコプター、県警察ヘリコプター)による広報等、市町が実施する避難情報の伝達等に対し、協力を努める。

2. 被災者の大規模避難対策

(1) 避難者の大規模移送支援(総括部隊<救助班>)

広域災害に伴い、地方部を通じて市町から大規模な避難者移送の要請を受けたとき、又は災害の発生により市町の行政機能が著しく低下する中で移送の必要性が認められたときは市町の要請を待たず速やかに、自衛隊の出動を求める等適宜の方法により、避難者の陸上、海上輸送をするほか、必要に応じて空輸等の方法により避難させる。

なお、地方部が市町から要請を受けた場合で、部内においてその対策が可能なときは、地方部により市町間の調整を行う。

(2) 県内市町への広域避難の受け入れ要請(総括部隊<総括班>)

災害の発生により市町の行政機能が著しく低下し、他市町への被災者の受け入れ要請が必要と認められたときは、市町の要請を待たず他市町への受け入れを要請する。

(3) 県外市町村への広域避難の受け入れ要請(総括部隊<総括班>)

広域災害に伴い、地方部を通じて市町から県外の市町村への避難者の受け入れ要請を受け

た場合、又は災害の発生により市町の行政機能が著しく低下し、県外市町村への避難者受け入れ要請が必要と認められたときは、市町の要請を待たず、他府県と被災者の受け入れについて要請、協議する。

3. 避難所の開設及び運営支援

(1) 県有施設の避難所としての活用(施設管理者)

特に県の災害時活用施設としての事前指定を受けていない県有施設について、市町から避難所としての一時使用要請があった場合、当該施設の管理者は支障のない範囲において、これを使用させるとともに、避難所の開設にあたっての支援を行う。

(2) 避難所開設情報等の収集と伝達(総括部隊<情報班>)

市町から報告のあった避難所の開設状況を逐次HP(防災みえ.jp)や報道機関を通して住民に広報する。

(3) 避難所運営の支援(被災者支援部隊<避難者支援班>)

市町の避難所運営を支援するため、要請に基づき職員を市町に派遣するなど、避難所運営にかかる支援等を行う。

(4) 災害時要援護者への対応(被災者支援部隊<避難者支援班>)

- ① 市町からの要請に基づく災害時要援護者に対する支援にあたっては、自主防災組織、ボランティア等に協力を求める。
- ② 公益財団法人三重県国際交流財団と連携して「みえ災害時多言語支援センター」を設置して、外国人被災者について、市町と連携して必要な支援を行う。
- ③ 福祉避難所への避難者について、市町と連携して必要な支援を行う。

(5) 避難所等の被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定(被災者支援部隊<応急住宅班>)

市町の避難所開設及び避難促進に際し、市町から三重県被災建築物応急危険度判定要綱及び三重県被災宅地危険度判定実施要綱に基づく被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣等の支援要請があった場合は、三重県被災建築物応急危険度判定士及び三重県被災宅地危険度判定士に対して参集を要請するなど、必要な支援を行う。

(6) 船舶の避難所利用(総括部隊<総括班>)

市町から要請があった場合、県災対本部は、第四管区海上保安本部に対して、避難所として使用できる所有船舶の供用の要請及び中部運輸局三重運輸支局に対して民間船舶の調達を要請する。

(7) 救援物資情報の収集及び提供(救援物資部隊<物資調整班>)

市町・地方部を通じ、避難所における救援物資要請情報の収集及び救援物資の供給情報の提供を行う。

(8) 隣接市町への避難所の設置(被災者支援部隊<避難者支援班>)

震災の様相が深刻で、罹災市町内に避難所を設置することができないときには、隣接市町に罹災市町民の収容を委託、あるいは隣接市町の建物又は土地を借り上げて避難所を設置する。

■市町が実施する対策

1. 避難の指示等

(1) 避難の勧告又は指示等

地震災害時において、津波警報等が発表されるなど、津波が発生する可能性が生じた場合、地震による土砂災害等地盤災害が発生する可能性が生じた場合、家屋倒壊等により火災が発生して拡大延焼が見込まれる場合など、広域的な人命の危険が予測される事態が生じた際には、市町長は速やかに当該地域住民に対して避難を指示する。

この場合、市町長は、その旨を知事に報告する。(基本法第60条)

また、市町長は必要に応じて警戒区域を設定し、危険な場所への住民の立ち入りを制限する。

(2) 避難の勧告又は指示等にかかる市町長不在時の対応

市町長不在時においては、代理規定に基づき、避難指示等の発出にかかる判断に遅れが生じることがないように適切に対応する。

(3) 避難の勧告又は指示の内容

避難の勧告又は指示は、次の項目から必要な情報を明示して行うこととする。

- ①要避難対象地域
- ②避難場所
- ③避難理由
- ④避難経路
- ⑤避難時の注意事項等

(4) 避難指示等の解除

市町長は、避難勧告又は指示の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

2. 避難の指示等の住民等への伝達

(1) 関係機関の連携体制の構築

避難指示等を発表したとき、又はその通知を受けたときは、関係する各機関に通知、連絡し、住民等への避難指示等の徹底を図るための協力態勢を速やかに構築する。

(2) 住民等に対する周知

①住民への伝達方法等

避難指示等を発表したとき、又はその通知を受けたときは、関係機関と協力して以下の手段その他の実情に即した方法で、その周知徹底を図る。

- ・同報無線による周知
- ・広報車による周知（但し、下記③に留意する）
- ・県防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる周知

避難の周知につき必要と認められる場合は、県災对本部に対し、県防災ヘリコプターの要請をすることができる。

・放送等による周知

避難の周知につき必要と認められる場合は、県災对本部に対し、放送関係機関への放送を要請することができる。

- ・障がい者や外国人、観光客など、避難に際して特に配慮を要する災害時要援護者等への避難情報の提供

②避難指示等の信号

災害により危険区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる信号は、次による。

警 鐘	乱 打		
余いん防止付	1 分	1 分	1 分

サイレン信号	5秒	5秒
--------	----	----

信号にあたっては、適当な時間継続するものとし、必要に応じて、警鐘信号とサイレン信号を併用する。

③津波到達時間を考慮した情報伝達

津波警報等に基づく避難指示等の伝達等にあたっては、防災対応にあたる者の安全が確保されるよう、予想される津波到達時間を考慮して行動する。

<津波災害時の追加対策>

3. 避難場所への避難誘導

津波による浸水が想定される地域における避難場所への避難誘導においては、各地域の津波避難計画に基づき、速やかに避難誘導する。

避難場所への避難は徒歩を原則として誘導する。但し、災害時要援護者の避難等、やむを得ないケースについて、津波避難計画等で地域の合意形成がなされている場合については、自家用車等での避難を誘導する。

4. 避難所への避難誘導

(1) 避難の順序

避難場所から避難所への誘導にあたっては、災害時要援護者を優先して行う。

なお、災害時要援護者の情報把握については避難行動要支援者名簿を使用して行うものとし、作成していない場合は、社会福祉施設等を含め、民生委員や地域住民と連携して避難誘導を行う。

(2) 移送の方法

避難者が自力で移動できない場合は、車両、船舶等によって行う。

(3) 広域災害による大規模移送

被災地が広域で大規模な避難者の移送を要し、市町において措置できないときは、市町は地方部又は県災対本部に、避難者移送の要請をする。

また、事態が急迫しているときは、被災市町は、直接隣接市町、警察署等に連絡して移送を実施する。

(4) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難者に避難にあたっての携帯品を必要最小限にするよう指示するなど、円滑な避難がなされるよう指導する。

5. 避難所の開設及び運営

(1) 避難所の開設

① あらかじめ指定されている避難所については、各避難所の避難所運営マニュアルに沿って避難所を開設する。また必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、土砂災害等の危険箇所等に配慮しつつ、管理者の同意を得て避難所として開設するほか、災害時要援護者に配慮し、福祉避難所を開設するとともに、その受け入れ状況に応じて、被災地内外を問わず、宿泊施設を避難場所として借り上げるなど多様な避難所の確保に努める。

② 避難所を設置したときは、その旨を周知し、責任者を任命して、避難所に収容すべき者を誘導し、保護する。

- ③ 避難所の開設及び避難の促進に際して、余震による建築物の倒壊等から生ずる二次災害を軽減・防止するために、必要に応じて県と連携し、避難所等の被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する。
- (2) 避難所に収容する対象者
- 住居が全壊（焼）、流失、半壊（焼）等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者、交通機関の停滞などにより帰宅困難となった者を、一時的に避難所に収容する。
- (3) 避難所の設置報告及び収容状況報告
- 避難所を設置したときは、直ちに開設状況等について、次により知事に報告する。
- ① 避難所開設の日時及び場所
- ② 箇所数及び収容人員
- ③ 開設期間の見込
- (4) 避難所の運営及び管理
- 避難所の運営及び管理にあたっては、各市町及び各避難所の避難所運営マニュアルに沿って行うが、特に次の点に留意して、適切な管理を行う。
- ① 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し協力を求める。
- 食料等の配布にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士などを活用する。
- ② 避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- ③ 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮すること。
- ④ 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。
- ⑤ 高齢者、障がい者等災害時要援護者について、必要と認められる者から順次、福祉避難所に移送するとともに、避難所での生活については、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、常に良好な衛生状態を保つよう心がける。また、必要に応じて救護所の設置、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するとともに、県の協力も得ながら、保健師、管理栄養士等専門職を派遣する。
- ⑥ 避難者によっては、長期間にわたる避難所生活が肉体的・精神的に大きな負担となることから、避難者の自宅について、県と連携して被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施し、自宅の安全性が確認できた避難者に帰宅を促すとともに、自宅に戻れない避難者についても、縁故先への避難や応急仮設住宅、公営住宅、民間住宅等を斡旋する等の支援により移住を促し、避難所開設期間の短期化を図るよう努める。
- ⑦ 帰宅困難者については、交通情報等の提供により早期の帰宅を促す。
- ⑧ ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。

(5) 船舶の利用

大規模な災害により避難所が不足する場合、県災対本部に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 避難勧告・指示の実施責任者
- (2) 避難勧告・指示の方法（基準、伝達内容、伝達方法等）
- (3) 警戒区域設定の実施責任者
- (4) 津波避難対策
- (5) 避難誘導體制及び災害時要援護者の避難誘導
- (6) 避難方法
- (7) 避難所の現況（所在地、名称、収容可能人員）
- (8) 避難所の開設
- (9) 避難所の管理、運営
- (10) 福祉避難所に関すること（設置場所、管理・運営方法等）
- (11) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

1. 避難の指示等

(1) 市町長が指示できない場合の海上保安官の措置（海上保安庁）

「<市町が実施する対策>1.(1)避難の勧告又は指示」に掲げる避難勧告又は避難指示を市町長が行うことができないとき又は市町長から要求があったときは、海上保安庁は、自ら避難を指示することができる。この場合は、海上保安庁は、速やかにその旨を市町長に報告する。（基本法第61条）

(2) 自衛官の指示（自衛隊）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、その場の危険を避けさせるため、その場にいる者を避難させることができる。（自衛隊法第94条）

2. 避難指示等の県民への広報（放送機関）

市町長からの要請に基づき、県災対本部から依頼を受けた放送機関は、当該地域住民に避難指示等を徹底すべく、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

<津波災害時の追加対策>

1. 津波からの自衛措置

(1) 住民の協力による避難行動の促進

津波浸水予測図により浸水の可能性が認められる地域の沿岸部住民は、津波警報等が発表されるなど、津波の危険を認知した場合、又は津波警報等の発表前でも大規模な地震が発生し、津波の発生が予想される場合や停電等で情報が入手できない場合は、周辺の住民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに避難場所に避難する。

また、避難に際しては、徒歩で避難することを原則とする。但し、災害時要援護者の避難等、やむを得ないケースについて、津波避難計画等で地域の合意形成がなされている場合は、

自家用車等で避難を行う。

(2) 災害時要援護者の避難支援

津波浸水予測図により浸水の可能性が認められる地域において、津波警報等が発表されるなどした場合、可能な範囲で災害時要援護者の避難の支援に努める。

災害時要援護者の個別の避難計画を策定している地域にあつては、計画に沿った支援に努める。

2. 避難所における地域及び避難者の協力

(1) 避難者の避難所運営への協力

避難所は、避難所運営マニュアルに沿って地域が主体となって運営・管理するものとし、避難者はその円滑な運営に協力する。

(2) 災害時要援護者への支援

避難所の運営にあつては、健常な避難者は、災害時要援護者の滞在が安全になされるよう、その運営に協力する。

(3) 早期退出への協力

自宅の安全及びライフラインの復旧等が確認された避難者は、速やかに自宅避難に切り替えるとともに、その他の避難者もできるだけ早く避難所外の住宅等に移住できるよう努める。

第2節 災害時要援護者対策 (発災16)

【主担当部隊】：被災者支援部隊（避難者支援班）

第1項 活動方針

- 地域住民等は、市町が作成する避難行動要支援者名簿を活用して、災害時要援護者の安全確保や避難に協力する。
- 県及び市町は、災害時要援護者関連施設の被災状況、入所者の状況を直ちに収集し、関係機関等への情報提供を速やかに行う。
- 被災施設や要援護者のニーズを的確に把握し、関係機関等が連携して支援にあたる。
- 県は、災害時要援護者支援に必要な専門職等の確保を図る。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害時要援護者・施設等の被災状況の把握・受入調整等	被災者支援部隊 (避難者支援班)	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・災害時要援護者の被災状況 ・関連施設及び入所者の被災状況 (市町、災害時要援護者関連社会福祉施設)
災害時要援護者への応急対策情報等の提供	総括部隊 (広聴広報班) 被災者支援部隊 (避難者支援班)	【発災6時間以内】 災害時要援護者に必要な災害 応急対策情報等を入手次第	・災害時要援護者への支援 に資する情報 (関係部隊、市町、防災関係 機関)
避難所等への専門職員等の派遣	被災者支援部隊 (避難者支援班)	【発災24時間以内】 避難所等から災害時要援護者 支援のための専門職員等の派 遣要請があった時点	・必要な支援の内容 (市町〈避難所〉)
市町からの要請に対する支援	被災者支援部隊 (被災者支援班)	【発災24時間以内】 市町から支援要請があった時 点	・優先提供が必要な災害時 要援護者情報 (市町〈避難所〉)
公営住宅等の災害時要援護者への優先提供	被災者支援部隊 (応急住宅班)	【発災72時間以内】 公営住宅等の提供体制が整っ た時点	・優先提供が必要な災害時 要援護者情報 (市町〈避難所〉)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1. 災害時要援護者・施設等の被災状況の把握・受入調整等（避難者支援班）

(1) 災害時要援護者の被災状況の把握

県は、市町を通じ、災害時要援護者の被災状況及び避難情報を収集する。

また、市町の著しい機能低下により情報収集が困難な場合は、市町の災害時要援護者対策を

代行する。

(2) 災害時要援護者関連施設の被災状況の把握

① 高齢者関連施設情報の把握及び受入調整等

- (ア) 市町を通じて施設の被災状況及び入所者の状況を把握する。
- (イ) 施設入所者の避難等の調整を行う。
- (ウ) 施設への介護職員等派遣の調整窓口を開設し、調整を行う。
- (エ) 隣接する県に対し、介護職員等の派遣を要請する。

② 障がい者関連施設情報の把握及び受入調整等

- (ア) 市町を通じて施設の被災状況及び入所者の状況を把握する。
- (イ) 施設入所者の避難等の調整を実施する。
- (ウ) 障がい者施設等への職員等派遣の調整窓口を開設し、調整を実施する。
- (エ) 隣県に対する職員等の派遣を要請する。

③ 生活保護関連施設情報の把握及び受入調整等

- (ア) 市町を通じて施設の被災状況及び入所者の状況を把握する。
- (イ) 施設入所者の避難等の調整を実施する。
- (ウ) 生活保護関連施設等への職員等派遣の調整窓口を開設し、調整を実施する。
- (エ) 隣県に対する職員等の派遣を要請する。

④ 児童福祉関連施設情報の把握及び受入調整等

- (ア) 市町を通じて施設の被災状況及び入所者の状況を把握する。
- (イ) 施設入所者の避難等の調整を実施する。
- (ウ) 児童福祉関連施設等への職員等派遣の調整窓口を開設し、調整を実施する。
- (エ) 隣県に対する職員等の派遣を要請する。

(3) 在宅難病患者の状況把握

市町の要請に基づき、在宅難病患者の状況把握を支援する。

(4) 市町を越える福祉避難所等への受入調整

市町を越えて、災害時要援護者を、福祉避難所又は被災を免れた社会福祉施設等へ緊急入所させる必要がある場合は、市町・社会福祉施設と連携して受入等の調整を行う。

また、重度在宅難病患者で入院等の調整が必要な場合、保健所保健師、難病医療専門員等の調整により、県内又は他都道府県の施設への受入を要請する。

2. 災害時要援護者への応急対策情報等の提供（被災者支援部隊＜避難者支援班＞、総括部隊＜広聴広報班＞）

(1) 災害時要援護者関連施設への情報提供

- ① 「＜県が実施する対策＞ 1. (2) 災害時要援護者関連施設の被災状況の把握」の施設に対し、個別に必要な応急対策情報を提供する。
- ② 応急対策情報の提供に際しては、災害時要援護者に配慮した分かりやすい情報の提供に努める。

(2) 在宅の災害時要援護者への情報提供

- ① 応急対策情報の提供に際しては、災害時要援護者に配慮した分かりやすい情報の提供に努める。
- ② 保健所保健師等、難病医療専門員、難病相談支援センター職員等が在宅の災害時要援護者宅等を巡回し、必要な情報の提供等を行う。

(3) 外国人住民等への情報提供及び情報窓口の設置

- ① 公益財団法人三重県国際交流財団と連携し、「みえ災害時多言語支援センター」を設置して、多言語ホームページなど様々な広報手段を活用して応急対策情報を多言語で提供する。
- ② 外国人住民等に配慮した分かりやすい情報の提供に努める。

(4) 県民対応窓口の設置

- ① 住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、県民対応窓口を設置する。
- ② 外国人住民等からの問い合わせに対応するため、「みえ多言語支援センター」において対応窓口を設置する。

3. 避難所等への専門職員等の派遣（被災者支援部隊＜避難者支援班、ボランティア班＞）

(1) 保健師の派遣

市町と連携して、災害時要援護者の健康管理を図るために避難所等を巡回し、被災者のニーズに対応した保健師活動を行う。また、被害の規模に応じ、県内市町又は関係団体並びに他県等に対し応援要請を行う。

(2) 管理栄養士等の派遣

市町が行う災害時要援護者に対する栄養相談・指導を支援する。
また、災害時要援護者に対し、特別用途食品等を適切に供給できる体制づくりの支援を行う。

(3) 手話通訳者・要約筆記者の派遣

三重県聴覚障害者支援センターが中心となって、市町と連携し、避難所等へ手話通訳者・要約筆記者等を派遣する。

(4) 通訳者等の派遣

「みえ災害時多言語支援センター」が中心となって、市町、NPO団体、ボランティア等と連携し、避難所等へ通訳者等を派遣する。

(5) 災害ボランティアの派遣

災害時要援護者を支援するため、介護、通訳など、専門的な資格や技術を活かした活動を行う専門ボランティアを募集し、派遣する。

4. 市町からの要請に対する支援（避難者支援班）

市町から、災害時要援護者に関連して、応援職員の派遣や食料・生活必需品の供給等の要請があった場合は、支援を行う。

5. 公営住宅等の災害時要援護者への優先提供（被災者支援部隊＜応急住宅班＞）

公営住宅等を被災者に提供するにあたっては、災害時要援護者を優先する。

■市町が実施する対策

1. 災害時要援護者関連施設、福祉避難所の被災状況把握

災害時要援護者関連施設、福祉避難所の被災状況の把握に努める。

2. 災害時要援護者の避難支援及び生活環境の確保

(1) 災害時要援護者の避難行動支援

避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者名簿を活用して発災後速やかに災害時要援護者の避難行動支援等を行う。

(2) 災害時要援護者の生活環境確保

被災して避難所生活を送る災害時要援護者の福祉ニーズを把握し、避難所内での移動の円滑

化、障がい者用仮設トイレの設置等生活環境の確保を図る。

3. 避難所での生活が困難な災害時要援護者対策

避難所運営マニュアルを活用し、災害時要援護者に配慮した避難所運営を行うとともに、避難所での生活が困難な災害時要援護者については、福祉避難所を開設して移送する。

福祉避難所を開設できない場合は、公的宿泊施設や公営住宅、応急仮設住宅を優先的に確保し、災害時要援護者の生活の場を確保する。

4. 災害時要援護者の保健・福祉対策等

災害時要援護者の避難先へ保健師、管理栄養士等を派遣し、災害時要援護者の心身の健康確保、必要な福祉サービスの提供等を行うとともに、的確な情報提供を行う。

5. 外国人支援

外国人雇用企業、留学生が在籍する学校、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人の被災・避難状況の確認に努める。

また、多言語での情報提供、相談等の実施や国際交流関係団体、NPO等の協力を得て、通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 災害時要援護者の被災情報把握・避難支援
- (2) 避難所生活を送る災害時要援護者への配慮
- (3) 災害時要援護者の保健・福祉対策等
- (4) その他必要な事項

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1. 地域住民等による取り組み

地域住民や自治会、自主防災組織等は、市町、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働し、避難行動要支援者名簿を活用して地域社会全体で災害時要援護者の安全確保に努めるとともに、「My まっぷラン」等によりあらかじめ作成した個別避難計画に基づき、災害時要援護者の避難行動を支援する。

また、各市町及び各避難所の「避難所運営マニュアル」に沿って、災害時要援護者及びその家族に配慮した避難所運営を実施する。

2. 災害時要援護者及び保護責任者の対策

災害時要援護者及び保護責任者は、地域住民等の協力を積極的に求め、自らの安全を確保する。

第3節 学校・園における児童生徒等の安全確保 (発災17)

【主担当部隊】：被災者支援部隊（教育対策班）

第1項 活動方針

○ 地震発生時には、学校関係者、消防防災関係機関が協力して、児童生徒等の安全確保に万全を期する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
学校・園における児童生徒等の安全確保	被災者支援部隊 (教育対策班)	【発災3時間以内】 発災後できる限り速やかに	・被災状況及び救助活動の状況(市町・県立及び私立学校・防災関係機関)
登下校時の児童生徒等の安全確保	被災者支援部隊 (教育対策班)	【発災3時間以内】 発災後できる限り速やかに	・被害状況及び救助活動の状況(市町・県立及び私立学校・防災関係機関)
夜間・休日等における対応	被災者支援部隊 (教育対策班)	【発災3時間以内】 発災後できる限り速やかに	・被害状況及び救助活動の状況(市町・県立及び私立学校・防災関係機関)
学校・園の施設の被害状況の把握・情報提供	被災者支援部隊 (教育対策班)	【発災3時間以内】 発災後できる限り速やかに	・被害状況(市町・県立及び私立学校・防災関係機関)
児童生徒等の下校又は保護継続の判断	被災者支援部隊 (教育対策班)	【発災12時間以内】 下校経路・手段等の状況に応じて	・被害状況(市町・県立及び私立学校・防災関係機関)
県立学校及び市町への支援	被災者支援部隊 (教育対策班)	【発災24時間以内】 支援要請があり次第速やかに	・被害状況(市町・県立及び私立学校・防災関係機関)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県(県立学校)が実施する対策

1. 学校・園における児童生徒等の安全確保(被災者支援部隊<教育対策班>)

(1) 避難場所への誘導

県立学校の教職員は、地震による校舎の損壊や津波警報発表等により校内にとどまることが危険であると判断した時は、あらかじめ定める避難場所へ児童生徒等を誘導する。

(2) 児童生徒等の安否確認

児童生徒等の安全が確保された後は、直ちに点呼等により児童生徒等及び教職員の安否確認を行い、県災対本部(被災者支援部隊<教育対策班>)に対し安否情報を報告するとともに、

行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報する。

(3) 通信途絶時等の対応

通信手段の途絶等により県災対本部に安否情報を報告できない場合は、あらかじめ定める地方部へ教職員を派遣し、安否情報を報告する。

県災対本部は、連絡の取れない県立学校がある場合は、当該学校の連絡先としてあらかじめ定める地方部へ連絡要員を派遣する。

2. 登下校時の児童生徒等の安全確保（被災者支援部隊＜教育対策班＞）

(1) 避難場所への誘導

県立学校の教職員は、児童生徒等の登下校時に被害が見込まれる地震が発生した場合、直ちに校内の児童生徒等を掌握し、学校からの避難が必要と判断される場合は、あらかじめ定める避難場所へ誘導する。

(2) 児童生徒等の安否確認

県立学校の教職員は、児童生徒等の安否を確認し、県災対本部（被災者支援部隊（教育対策班））に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報する。

(3) 通信途絶時等の対応

通信手段の途絶等により県災対本部に安否情報を報告できない場合は、あらかじめ定める地方部へ教職員を派遣し、安否情報を報告する。

県災対本部は、連絡の取れない県立学校がある場合は、当該学校の連絡先としてあらかじめ定める地方部へ連絡要員を派遣する。

3. 夜間・休日等における対応（被災者支援部隊＜教育対策班＞）

(1) 教職員の非常参集及び被害情報の収集

県立学校の校長及び学校防災計画であらかじめ指定された教職員は、地震発生を確認次第、参集基準に従い登校し、安全を確保しつつ被害情報の収集に努める。

(2) 児童生徒等の安否確認

地震により児童生徒等に被害が見込まれる場合は、児童生徒等又はその保護者等に連絡を取り、安否及び所在の確認に努め、県災対本部（被災者支援部隊（教育対策班））に対し安否情報を報告する。

(3) 通信途絶時の対応

通信手段の途絶により県災対本部に安否情報を報告できない場合は、あらかじめ定める地方部へ教職員を派遣し、安否情報を報告する。

県災対本部は、連絡の取れない県立学校がある場合は、当該学校の連絡先としてあらかじめ定める地方部へ連絡要員を派遣する。

4. 学校・園の被害状況等の把握、情報提供（被災者支援部隊＜教育対策班＞）

(1) 県立学校の被害状況の把握・情報提供

県災対本部（被災者支援部隊＜教育対策班＞）は、県立学校の被害状況を各学校から収集し、ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努める。また、県立学校は、児童生徒等の保護者に対し、メール等を活用して安否情報や避難状況等を提供する。

(2) 公立小中学校・園の被害状況の収集・公表

県災対本部（被災者支援部隊＜教育対策班＞）は、公立小中学校・園の被害状況を各市町か

ら収集し、整理する。また、ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努める。

(3) 私立学校の被害状況の収集・公表

県災対本部（被災者支援部隊（教育対策班））は、私立学校の被害状況を収集し、ホームページ等により被害状況等の公表に努める。

5. 児童生徒等の下校又は保護継続の判断（被災者支援部隊＜教育対策班＞）

帰宅経路等の安全が確認できた児童生徒等については、保護者と連絡を取り、迎えに来てもらうことにより下校させる。

保護者が迎えに来ることができない児童生徒等については、保護者に引き渡せる状況になるまで避難場所で学校の保護下に置く。

6. 県立学校及び市町への支援（被災者支援部隊＜教育対策班＞）

県災対本部（被災者支援部隊＜教育対策班＞）は、県立学校と連絡を密に取り、必要に応じ、職員の派遣や物資の供給等の調整を行う。

また、市町から要請があった場合、必要な支援に努める。

■市町が実施する対策

1. 学校・園における児童生徒等の安全確保

公立小中学校・園の教職員は、地震による校舎の損壊や津波警報発表等により校内にとどまることが危険であると判断した時は、あらかじめ定める避難場所へ児童生徒等を誘導する。

児童生徒等の安全が確保された後は、直ちに点呼等により児童生徒等及び教職員の安否確認を行い、市町災対本部に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報する。

2. 登下校時の児童生徒等の安全確保

公立小中学校・園の教職員は、児童生徒等の登下校時に被害が見込まれる地震が発生した場合、直ちに校内の児童生徒等を掌握し、学校からの避難が必要と判断される場合は、あらかじめ定める避難場所へ誘導する。

公立小中学校・園の教職員は、児童生徒等の安否の確認に努め、市町災対本部に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報する。

3. 夜間・休日等における対応

公立小中学校・園の校長、園長及び学校防災計画であらかじめ指定された教職員は、地震発生を確認次第、参集基準に従い登校し、安全を確保しつつ被害情報の収集に努める。

地震により児童生徒等に被害が見込まれる場合は、児童生徒等又はその保護者等に連絡を取り、安否及び所在の確認に努め、市町災対本部に対し安否情報を報告する。

4. 学校・園の施設の被害状況の把握、情報提供

市町災対本部は、公立小中学校の人的被害及び施設の被害状況を各学校から収集し、整理する。また、児童生徒等の保護者に対し、メール等を活用して安否情報や避難状況等を提供するとともに、ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努める。

また、保育園の被害状況を各施設から収集し、整理するとともに、ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努める。

■地域・住民が実施する対策

地域住民や自治会、自主防災組織等は、学校等と協働し、地域全体で児童生徒等の安全確保に努める。

第4節 ボランティア活動の支援 (発災18)

【主担当部隊】：被災者支援部隊（ボランティア班）

第1項 活動方針

- みえ災害ボランティア支援センターを中核としたボランティア支援活動を展開する。
- 災害発生時に、行政、社会福祉協議会、災害支援団体（災害ボランティア団体及び多様な専門性を持つNPO・ボランティア団体、企業等）等が連携して、速やかに県内外からのボランティアの受入体制を確立する。
- 被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々なNPO・ボランティア団体、企業等やボランティアが連携して支援活動を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
被害情報の収集と共有	被災者支援部隊 (ボランティア班)	【発災 12 時間以内】 発災後速やかに	県災対本部等からの情報収集と情報共有
みえ災害ボランティア支援センターの設置	被災者支援部隊 (ボランティア班)	【発災 48 時間以内】 災害ボランティア受入が必要と認められた場合	被災状況、現地災害ボランティアセンターの設置状況 (市町・現地災害ボランティアセンター)
災害ボランティアへの支援(みえ災害ボランティアセンターによる活動)	被災者支援部隊 (ボランティア班)	【発災 72 時間以内】 災害ボランティア受入後速やかに	被災地のボランティアニーズ、災害ボランティアの受入状況(市町・現地災害ボランティアセンター)
災害支援団体への支援	被災者支援部隊 (ボランティア班)	【発災 72 時間以内】 災害支援団体への支援が必要と認められた場合	被災地のニーズ (市町・現地災害ボランティアセンター)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1. 被害情報の収集と共有（被災者支援部隊<ボランティア班>）

「みえ災害ボランティア支援センター」の設置準備として、県災対本部からボランティア支援等に必要の情報等を収集し、幹事団体（三重県、特定非営利活動法人みえ防災市民会議、特定非営利活動法人みえ NPO ネットワークセンター、社会福祉法人三重県社会福祉協議会、日本赤十字社三重県支部、三重県ボランティア連絡協議会）の間で情報の共有を図る。

2. みえ災害ボランティア支援センターの設置（被災者支援部隊<ボランティア班>）

県内外からの災害ボランティアを円滑に受け入れるため、現地災害ボランティアセンターを県域で後方支援する「みえ災害ボランティア支援センター」（幹事団体：三重県、特定非営利活動法人みえ防災市民会議、特定非営利活動法人みえ NPO ネットワークセンター、社会福祉法人三重県

社会福祉協議会、日本赤十字社三重県支部、三重県ボランティア連絡協議会)をみえ県民交流センター(津市羽所町700番地 アスト津3階)に設置し、職員を派遣する。

また、必要に応じて、県災対本部へみえ災害ボランティアセンターから連絡要員を派遣する。

3. 災害ボランティアへの支援(みえ災害ボランティアセンターにおける活動)(被災者支援部隊<ボランティア班>)

(1) 被災状況の把握と現地災害ボランティアセンターの立ち上げ支援

被災状況を把握するため、県災対本部へみえ災害ボランティア支援センターの担当職員を派遣するとともに、関係機関から被災地の情報を収集し、情報共有を図る。また、必要に応じて被災地及び現地災害ボランティアセンターへ支援要員を派遣し、情報収集と現地災害ボランティアセンターの立ち上げにかかる支援を行う。

(2) 現地災害ボランティアセンターの後方支援

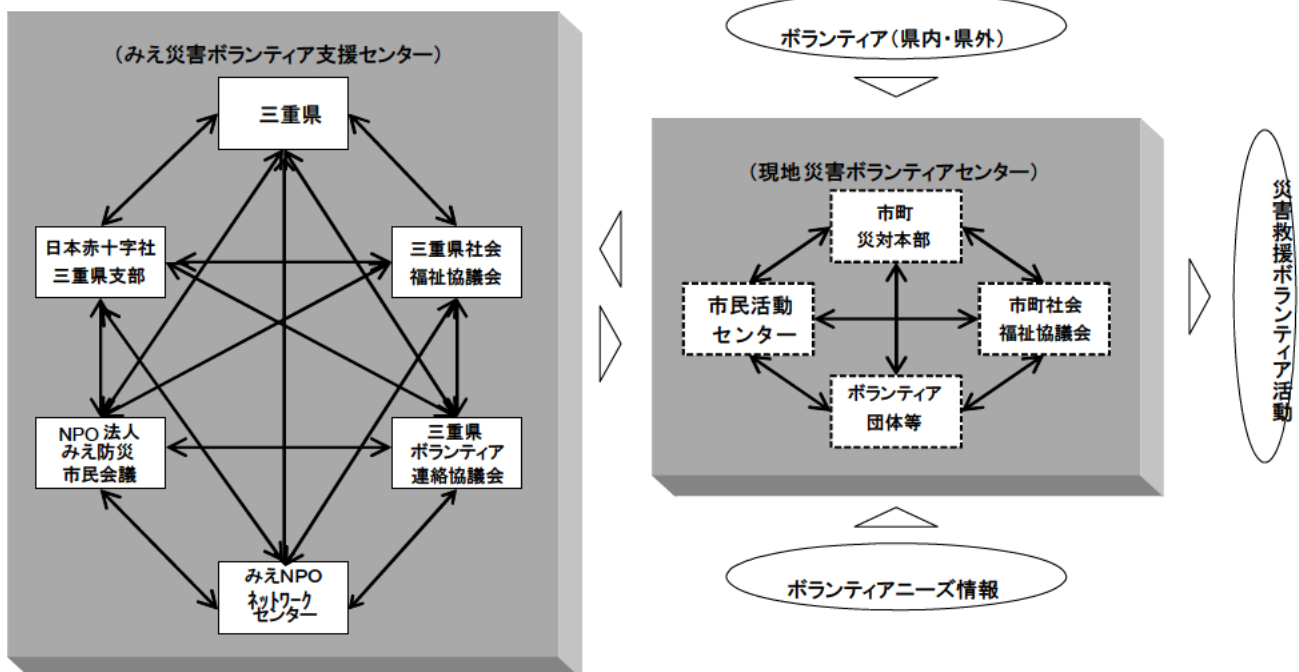
現地災害ボランティアセンターの活動状況やニーズを把握し、県内外への情報発信を行うとともに、現地センターへの情報提供、センター間の広域的なコーディネート、関係機関や県内外の災害支援団体との連携・調整、人員の派遣、物資の調達、ボランティアバスの運行などを行う。

(3) 災害ボランティア活動への支援

ボランティア活動を支援するため、被災地のボランティアニーズや、現地災害ボランティアセンターの設置場所、ボランティアの受入状況、ライフライン・公共交通機関・交通規制の状況などボランティア活動に必要な情報を広く提供する。ボランティア活動の支援にあたっては、ボランティア活動の自発性、災害救援活動の自己完結性を考慮する。

(4) 多様な分野の専門性をもつNPO・ボランティア団体、企業等との連携

専門性をもつNPO・ボランティア団体、企業等が効果的に活動を行うことができるよう、情報提供や現地災害ボランティアセンターとの調整等必要な支援を行う。



4. 災害支援団体への支援（被災者支援部隊＜ボランティア班＞）

被災者の多様なニーズに対応するため、様々な災害支援団体が行う支援活動を財政面で支援する。支援にあたっては、「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金」を活用する。

■市町が実施する対策

1. 現地災害ボランティアセンターの設置

関係機関と連携・協働し、市町の広さや被災状況に応じて「現地災害ボランティアセンター」や「サテライト」（ボランティアの活動拠点）を設置し、みえ災害ボランティア支援センターとの連携を図りながら、地域内外からのボランティアを円滑に受け入れる。

(1) 災害ボランティアへの支援

被災地にとってよりよい支援となるよう、ボランティアニーズの把握、ボランティアの受入と活動先の調整を行うとともに、必要な支援を行う。

(2) 専門性をもつNPO・ボランティア団体、企業等との連携

専門性をもつNPO・ボランティア団体、企業等が効果的に活動を行うことができるよう、情報提供など必要な支援を行う。

2. 災害支援団体との連携

被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々な支援団体やボランティアが効果的に活動を行うことができるよう、情報提供や必要な支援を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 現地災害ボランティアセンターの設置（設置主体・設置場所）
- (2) 現地災害ボランティアセンターの運営（運営主体・運営方法）
- (3) 災害支援団体との連携
- (4) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

1. ボランティアの受入体制の整備及び支援（日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、災害支援団体等）

(1) 日本赤十字社三重県支部

- ① 日本赤十字社三重県支部内に対策本部を設置し、必要に応じて職員を県災対本部へ派遣する。
- ② みえ災害ボランティア支援センターに職員等を派遣する。

(2) 三重県社会福祉協議会

- ① 三重県社会福祉協議会に対策本部を設置し、必要に応じて職員を県災対本部へ派遣する。
- ② 必要に応じて、被災市町の社会福祉協議会へ先遣隊を派遣し、情報収集を行うとともに、みえ災害ボランティア支援センターに被災状況などの情報提供を行う。
- ③ みえ災害ボランティア支援センターに職員を派遣するとともに、市町社会福祉協議会に現

地災害ボランティアセンターへの職員の派遣を要請し、センターの立ち上げ、運営にかか
る支援を行う。

- ④ みえ災害ボランティア支援センターを中心に、ボランティアのコーディネート、活動支援
等を行う。
- (3) 災害支援団体等（特定非営利活動法人みえ防災市民会議、特定非営利活動法人みえNPOネ
ットワークセンター、三重県ボランティア連絡協議会等）
 - ① みえ災害ボランティア支援センターにメンバーを送り出すとともに、関係ボランティア団
体等に協力を要請する。
 - ② みえ災害ボランティア支援センターを中心に、ボランティアのコーディネート、活動支援
等を行う。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1. 被災状況の把握とボランティアの要請

自治会や自主防災組織は、被災状況や支援ニーズを把握し、現地災害ボランティアセンターへ
情報提供するとともに、必要に応じ、ボランティアの要請を行う。

2. 現地災害ボランティアセンターの運営支援

被災状況に応じて、現地災害ボランティアセンターの運営支援ボランティアとして、ボランテ
ィアニーズの把握やボランティアの受付、活動先の案内などに協力する。

3. ボランティアの受入支援

現地災害ボランティアセンターや災害支援団体と連携して、ボランティアの受入を行う。

4. ボランティア活動への参加

被災状況に応じて、可能なボランティア活動に参加する。

第5節 防疫・保健衛生活動（発災19）

【主担当部隊】：保健医療部隊（保健衛生班）

第1項 活動方針

- 感染症発生未然防止のため、避難所、浸水地区及び衛生状態の悪い地区を中心に予防対策を実施する。
- 食品危害の発生を防止するため、総合的な食品衛生対策を実施する。
- 災害時における感染症の流行、健康被害等を未然に防止するとともに、被災者への健康相談等により心身の安定を図る。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
防疫活動の実施	保健医療部隊 (保健衛生班)	【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部)
防疫活動の支援	保健医療部隊 (保健衛生班)	【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部) ・応援要請(市町)
食品衛生監視	保健医療部隊 (保健衛生班)	【発災後3日以内】 救護所・避難所設置後等速やかにかに	・被害状況及び救護活動の状況 ・応援要請(市町)
健康管理(保健活動)の実施・調整	保健医療部隊 (保健衛生班)	【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部) ・応援要請(市町)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1. 防疫活動の実施（保健医療部隊＜保健衛生班＞）

県（保健所）は、市町と連絡を密にして次の活動を実施する。

(1) 疫学調査及び健康診断等

①疫学調査班の編成

県は、災害規模等により必要な人数の疫学調査班（医師、保健師（又は看護師）及び助手で構成）を編成する。

②疫学調査班の用務

- ・災害地区の感染症患者発生状況の迅速正確な把握
 - ※国立感染症研究所感染症疫学センター学校欠席者情報収集システム（避難所サーベイランス）の利用を検討
- ・患者及び保菌者に対する適切な対応
- ・全般的な戸口調査
- ・疑わしい症状のある者及び接触者の菌者検索

③疫学調査の実施

疫学調査班は、緊急度に応じて計画的に疫学調査を実施するが、^{たんすい}湛水地域においては、週1回以上集団避難所においてできる限り頻繁に行う。

④健康診断の実施

疫学調査の結果、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症予防法第17条の規定による健康診断を実施する。

なお、法第17条に規定されていない感染症に対する健康診断は、流行状況や避難地域等に与える影響等を考慮して実施する。

⑤臨時予防接種の実施又は実施指示

県は、A類疾病及びB類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、または国から予防接種を行うよう指示を受けた場合は、予防接種法第6条の規定による臨時に予防接種を行い、または市町に行うよう指示する。

(2) 市町に対する指導及び指示等

災害発生と同時に保健所は、災害地区の疫学調査、消毒方法及びねずみこん虫等の駆除その他の防疫措置について実情に即した指導を行う。特に被害激甚な市町に対しては、職員を現地に派遣し、その実情を調査して実施方法及び基準を示し、指導にあたらせる。

2. 防疫活動の支援（保健医療部隊＜保健衛生班＞）

県は、各市町間の支援体制を充実し、感染症発生等の未然防止に万全を期す。

(1) 防疫用資機材の調達及び搬送体制

県は、被災地から防疫用消毒薬等防疫用資機材の供給依頼があった場合、直ちに調達・搬送できる体制を整える。

なお、防疫用資機材の調達については、「第3章 第2節 医療・救護活動 ＜県が実施する対策＞ 3. (1) 医薬品・衛生材料等の調達・分配」に準ずる。

(2) 感染症指定医療機関の確保体制

県は、感染症指定医療機関が災害により機能しなくなった場合、近隣の感染症指定医療機関に感染症患者を速やかに移送及び収容できる体制を整える。

(3) ペット対策

県は、市町、公益社団法人三重県獣医師会等の関係団体等と飼い主責任を基本とした同行避難を想定した危機管理体制を整備するとともに、ペットの災害対策に関するガイドラインを作成する。

特定動物（クマ、ライオン等の国が定めた危険動物）が逸走し、飼い主責任による対応が困難な場合、県は、飼い主、関係機関等と連携し対応する。

3. 食品衛生監視（保健医療部隊＜保健衛生班＞）

県は、災害地の飲料水の汚染、食料品の腐敗等による食品の危害の発生を防止するため、必要に応じ、特別食品衛生監視班を編成し、救護食品の緊急安全確認やボランティア等に対する衛生指導を行うなど総合的な食品衛生対策を実施する。また、必要に応じて（社）三重県食品衛生協会の食品衛生指導員にも協力を要請する。

なお、浸水した地区に関しては、次のとおり実施する。

(1) 臨時給食施設

関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し、食品衛生監視員による現地指導の徹

底によって事故の発生を防止する。

重点指導事項

- ①手洗い消毒の励行
- ②食器器具の消毒
- ③給食従事者の検便及び健康診断による保菌者の排除
- ④原材料及び食品の検査

(2) 営業施設

生鮮食品取扱営業施設を重点的に監視するとともに、製造、調理、加工、保存及び陳列されている食品の検査を実施することによって、不良食品の供給を排除する。

重点監視指導事項

- ① 浸水地区は、^{たんすい}湛水期間中は営業を自主休業させ、水が引いた後、施設及び設備を完全消毒のうえ、食品衛生監視員の検査を受けて営業を再開するよう指導すること。
- ② その他の地区にあっては、臨時給食施設と同様であるが、特に従業員の健康について指導すること。
また、汚水により汚染された食品及び停電により腐敗及び変敗した食品が供給されることがないようにすること。

(3) その他

災害の規模によっては、食品衛生監視員のみでは、十分な監視指導が出来ない場合もあると考えられるので、状況により県内の食品衛生指導員を指揮して、指導に当たらせるよう配慮する。

4. 健康管理（保健活動）の実施・調整（保健医療部隊＜保健衛生班＞）

(1) 保健師・管理栄養士等による健康管理の実施

市町からの要請があった場合には、保健師・管理栄養士等により被災地のニーズ等に的確に対応した健康管理（母子、高齢者、精神、歯科保健等における保健指導及び栄養指導等を行う。以下同じ。）を行う。

(2) 健康管理実施計画の策定

被害が長期化する場合で避難所が多数設置されている場合等、被災者の健康管理を組織的に行うことが必要と思われるときには、市町からの要請に基づき、被災者等の健康管理のための実施計画を策定して計画的な対応を行う。

(3) 巡回による保健・栄養指導

住民の健康管理を図るために、市町から要請があった場合、保健師・管理栄養士等は市町の協力のもと、避難所等を巡回し、被災者のニーズに対応した保健指導及び栄養指導を行う。

(4) 近隣市町等への応援要請

被害の規模が大きく、県の専門職員等だけでは支援要員等が不足すると予想される場合は、近隣市町又は関係団体並びに他県等に対し応援要請を行う。

■市町が実施する対策

1. 実施体制

(1) 実施責任者

被災地の防疫についての計画の策定及び実施は市町が行う。

(2) 避難所の衛生保持

避難所の生活環境を確保し、衛生状態の保持に努める。

(3) 臨時予防接種の実施

県から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適切に実施する。

(4) 保健活動

①保健師活動

被災者の心身の健康状態と生活環境の実態を把握し、計画的・継続的支援を行う。要援護者への支援や被災者の多様な健康課題に対応するため、関係者と連携及びチームでの活動を行い、必要に応じて関係機関に応援要請を行う。

②栄養・食生活支援

(ア) 関係機関・部署と連携を図りながら、避難所等での栄養・食生活支援活動を行う。

- ・災害時要援護者（高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する栄養相談・指導を行う。
- ・避難所での共同調理、炊き出し等への指導助言を行う。
- ・避難所、応急仮設住宅等の被災者に対する食事相談・指導を行なう。

(イ) 栄養・食生活支援活動を行う管理栄養士・栄養士が不足する場合には、県又は近隣市町に応援要請を行う。

(5) ペット対策

市町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者の受け入れ体制について検討するとともに、公益社団法人三重県獣医師会の助言・協力を得て、避難所に隣接して、ペットの管理場所及び救護所を設置するよう努める。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 防疫体制の確立
- (2) 避難所の衛生保持疫学調査及び健康診断
- (3) 臨時予防接種の実施
- (4) 保健活動（保健師活動、栄養・食生活支援）
- (5) ペット対策
- (6) その他必要な事項

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1. 健康カードの作成

既往歴、治療中疾患名、治療薬剤名などを記載した健康カードを作成し、常に身に付けることを心がける。

2. 治療薬剤の保管

普段服薬している治療薬剤を、災害時に入手困難になることを想定し、1週間分程度保管しておき、避難時に携行する。

3. ペットの同行避難対策

ペットの飼い主は、平常時から同行避難に備え、ペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水やペットフード等のペット用避難用具の常備に努める。

第3部 発災後対策
第4章 避難及び被災者支援等の活動

第6節 災害警備活動(発災20)

【主担当部隊】：警察部隊

第1項 活動方針

- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに警備体制を確立し、情報収集に努める
- 住民等の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を実施する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害警備体制の確立	警察部隊	【発災1時間以内】 発災後直ちに	被害状況、交通状況等(県・市町その他の関係機関等)
災害警備活動の実施	警察部隊	被災状況等に応じて速やかに	被害状況、交通状況、治安状況等(県・市町その他の関係機関等)

<津波災害対策>

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
津波災害に対応した活動	警察部隊	津波災害の発生が見込まれた時点	被害状況、交通状況、治安状況等(県・市町その他の関係機関等)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1. 災害警備体制の確立(警察部隊)

(1) 職員の招集・参集

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、あらかじめ定めたところにより、速やかに職員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図る。

(2) 災害警備本部の設置

警察本部及び警察署に所要の規模の災害警備本部を設置する。

(3) 警察災害派遣隊の派遣要請

被害の規模に応じて、速やかに警察庁に対し警察災害派遣隊の派遣を求める。

2. 災害警備活動の実施(警察部隊)

(1) 災害情報の収集・連絡等

災害警備活動上必要な情報収集を行い、収集した情報を必要に応じて関係機関に連絡する。また、人的・物的被害状況を警察庁及び中部管区警察局に報告する。

(2) 救出救助活動

把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を被災地を管轄する警察署等に出動させ、県、

市町、消防等と協力し、救出救助活動を実施する。その際、消防等関係機関の現場責任者と随時、捜索区割り等現場活動に関する調整を行う。

津波災害現場における被災者の救出救助にあたっては、警察用航空機（ヘリコプター）、災害救助犬及び装備資機材を活用する。

(3) 避難誘導

市町等と協力し、被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上で安全な避難経路を選定して避難誘導を行う。その際、高齢者及び障がい者に対しては、可能な限り車両等を利用して避難誘導を行うなど、災害時要援護者に十分配慮する。

避難誘導にあたる警察官の安全を確保しつつ、予想される津波到達時間も考慮し、必要に応じ警察官が避難の指示を行うなどして、安全かつ迅速な避難誘導を行う。

(4) 緊急交通路の確保

道路管理者等と連携して道路の損壊状況、交通状況等の交通情報を迅速に把握し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに緊急交通路の確保にあたる。

(5) 身元確認等

市町等と協力し、死体見分の場所を確保するとともに、医師等との連携に配慮し、迅速かつ的確な死体見分、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等に努める。

津波災害時においては、遺体の身元確認が困難となるケースが多いことを考慮して活動にあたる。

(6) 二次災害の防止

二次災害の危険場所等を把握するため、住宅地域を中心に調査を実施するとともに、把握した二次災害危険場所等について、市町等に連絡し、避難勧告等の発令を促す。

(7) 危険箇所等における避難誘導等の措置

石油コンビナート等の危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等の危険箇所について、大規模な火災、有害物質の漏えい、爆発等の発生の有無の調査を行い、状況に応じて施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための措置を行う。

(8) 社会秩序の維持

被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。また、被災地において発生することが予想される悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

加えて、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑止に努める。

津波災害時においては、被災地が広範囲にわたることから、社会秩序を維持するための活動範囲も広範囲にわたることを考慮して活動にあたる。また、大量の拾得物を取り扱う場合において、保管場所の確保、必要な処理体制の整備等、早期返還に向けた対応に努める。

(9) 被災者等への情報伝達活動

被災者のニーズを十分に把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等の適切な伝達に努める。その際、高齢者、障がい者等に配慮した伝達を行って津波警報・注意報等が発表された場合、又は津波による被害が発生すると判断した場合は、

津波警報・注意報等を迅速かつ正確に沿岸住民等に伝達する。

(10) 相談活動

行方不明者相談所、消息確認電話、相談窓口等の設置に努めるとともに、避難所への警察官の立寄り等による相談活動を推進する。

津波災害時においては、被災地が広範囲にわたることから、被災者の安否を気遣う肉親等からの相談が増大することを考慮して活動にあたる。

(11) ボランティア活動の支援

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援等を行う。

■市町が実施する対策

県警察（所轄警察署）との緊密な連携の下に災害応急対策を実施する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

第四管区海上保安本部は、海上における犯罪の予防、混乱の防止を図るため、情報の収集、警戒、取締りを行う。

■地域・住民が実施する自助・共助の対策

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体は、各種犯罪・事故の未然防止等を目的とした活動を推進する。

第7節 遺体の取り扱い(発災21)

【主担当部隊】：保健医療部隊（保健衛生班）
警察部隊

第1項 活動方針

- 大規模地震発生時には、多数の死者、行方不明者が発生することが想定されるため、これらの搜索、収容、検視・検案・身元確認、引渡し、埋火葬等を的確に実施する。
- 県は市町と連携して、検視場所・遺体安置所の調整を行う。
- 市町は、関係機関と連携し、遺体の搜索、検視場所・遺体安置所の設置及び遺体の埋火葬等を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
検視場所・遺体安置所の調整	保健医療部隊 (保健衛生班) 警察部隊	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・応援要請(県、市町)
遺体の検視・検案・身元確認、引渡し	保健医療部隊 (保健衛生班) 警察部隊	【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後速やかに	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)
遺体保存用資材等の支援	保健医療部隊 (保健衛生班)	【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後市町の要請に基づき	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)

<津波災害対策>

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
広域火葬体制の確立	保健医療部隊 (保健衛生班)	【発災後3日以内】 市町内での火葬が不可能となったことを把握後速やかに	市町内での火葬の可否 火葬場の被害状況(市町、防災関係機関等)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1. 検視場所・遺体安置所の調整(保健医療部隊<保健衛生班>、警察部隊)

被災状況に応じ、市町が指定する検視場所・遺体安置所の開設に関する必要な調整を図る。
また、発見された遺体の収容先等や遺体の発見状況に応じた検視場所・遺体安置所の統合などの調整を図る。

2. 遺体の検視・検案・身元確認、引渡し(保健医療部隊<保健衛生班>、警察部隊)

遺体の検視については、指定された検視場所において警察部隊が行う。
遺体の検案については、県災対本部が被災市町及び警察等と連携をとりながら、県医師会、県警察医会、三重大学法医学講座等に要請し、歯科所見からの身元確認作業については、県歯科医

師会、県警察医会等に要請する。

この場合、円滑な検視・検案・身元確認が行えるよう、必要に応じて関係機関との連携を図る。

検案応援の医師等については、災害医療コーディネーターの助言を受け、各市町等に対する派遣の調整を行う。

3. 遺体保存用資材等の支援（保健医療部隊＜保健衛生班＞）

市町から遺体の保存や搬送用の資材、車両等の手配について応援要請があった場合は、確保に努める。

4. 広域火葬体制の確立（保健医療部隊＜保健衛生班＞）

津波災害時においては、被災地が広範囲にわたることから、公衆衛生の確保及び遺族等の精神的安寧を図るため、広域火葬計画による広域火葬体制の確立に努める。

■市町が実施する対策

1. 遺体の捜索

(1) 実施者及び方法

市町災対本部において消防機関、警察、自衛隊、海上保安庁等救助機関と連携し、救出救助活動に必要な舟艇その他機械器具等を借上げて実施する。

(2) 応援の要請

市町災対本部において、被災その他の条件により実施できないとき、又は遺体が流失等により他市町にあると認められるとき等にあつては、隣接市町又は遺体漂着が予想される市町に直接捜索応援の要請をする。

なお、応援の要請にあつては、次の事項を明示して行う。

- ①遺体が埋没し、又は漂着していると思われる場所
- ②遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴及び持物等
- ③応援を求めた人数又は舟艇器具等
- ④その他必要な事項

2. 検視場所・遺体安置所の開設

警察（所轄警察署）と調整を図り、被災状況に応じて必要な検視場所・遺体安置所を開設する。

（検視場所・遺体安置所を速やかに開設できるよう、警察（所轄警察署）と調整を図り、候補地を事前に検討しておく。）

3. 遺体の収容、処理

救助救急活動の実施等を通じて遺体を発見したときは、市町災対本部は速やかに警察（所轄警察署）等と連携して指定された検視場所・遺体安置所に収容するとともに、検視・検案・身元確認を実施し、必要に応じ次の方法により遺体を処理する。

(1) 実施者及び方法

遺体の処理は、市町災対本部において医療班又は医師が日本赤十字社三重県支部の協力を得ながら、遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置をし、埋火葬までの間、開設した遺体安置所に安置する。ただし、市町災対本部において実施できないときは、他機関所属の医療班の出動応援を求める等の方法により実施する。

(2) 遺体保存用資材の確保

検視・検案・身元確認を行い埋火葬等の措置をするまでの間、遺体を一時保存するため、棺や遺体保存袋、ドライアイス等の遺体保存用資材を確保する。ただし、市町災対本部において資材の確保が困難な場合は、県に対し応援を要請する。

4. 遺体の埋火葬

災害の際死亡したもので、市町災対本部がその必要を認めた場合は、次の方法により応急的な埋火葬を行う。

(1) 実施者及び方法

埋火葬の実施は、市町災対本部において、直接火葬もしくは土葬に付す。

なお、埋火葬の実施が、市町災対本部でできないときは、「1 (2) 応援の要請」に準じて他機関の応援及び協力を得て実施する。

(2) 遺体の搬送

埋火葬場までの搬送車両が不足する場合は、車両の手配を県に要請する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 実施責任
- (2) 遺体の搜索、收容、処理、埋火葬の体制
- (3) 検視場所・遺体安置所
- (4) 必要な資機材の調達
- (5) 遺体の搬送
- (6) 遺体の埋火葬
- (7) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

1. 自衛隊の対策

自衛隊は、県の要請に基づき、市町、警察等救助機関と連携して遺体の搜索活動等を行う。

2. 海上保安庁の対策

海上保安庁は、市町、警察等救助機関と連携して遺体の搜索活動等を行う。

第5章 救援物資等の供給

第1節 緊急輸送手段の確保 (発災22)

【主担当部隊】：総括部隊（総括班、庁舎管理車両班）

第1項 活動方針

- 南海トラフ沿いを震源域とする大規模な地震が発生した場合、県内で甚大な被害を被り、災害応急対策活動に多くの救援・救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等が必要となることが想定されるため、これらの人員、物資等の輸送手段を確保する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
県有車両の確保	総括部隊 (総括班、庁舎管理車両班)	【発災1時間以内】 発災後速やかに使用可能公用車の把握を行う	・管財課、地域防災総合事務所等
輸送ルートの情報収集・伝達	社会基盤対策部隊(公共土木対策班) 総括部隊(総括班)	【発災1時間以内】	・公共土木施設の被害情報等(各施設の管理者等) ・その他輸送上の拠点となる施設の被害情報
輸送手段の確保	総括部隊 (総括班)	【発災24時間以内】 緊急の必要があると認める場合、速やかに	・国(輸送手段の要請) ・各協定締結団体

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1. 県有車両の確保（総括部隊＜庁舎管理車両班＞）

各部局及び各事務所等が所有する公用車では、輸送手段が十分確保できないときは、庁舎管理車両班（管財課）に県有集中管理車両の確保を要請する。

2. 輸送ルートの情報収集・伝達（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）（総括部隊＜総括班＞）

県は、交通規制等道路情報をできる限り一元的に収集し、関係機関等に提供できる体制を敷く。また、輸送上の拠点となる施設の被害情報を収集し、利用できる輸送ルートを勘案したうえで、必要となる輸送手段を確保することとする。

3. 輸送手段の確保（総括部隊＜総括班＞）

(1) 陸上輸送手段の協力要請

緊急輸送が必要となった場合、陸上輸送については次の機関へ要請を行う。要請にあたっては輸送に必要な情報を提供するとともに、緊密に連絡を取り合い効果的な輸送を

行う。

①指定公共機関、指定地方公共機関への要請（基本法第86条の18）

＜指定公共機関＞ 日本貨物鉄道株式会社、日本郵便株式会社

＜指定地方公共機関＞ 三重県トラック協会

②協定事業者への要請

＜協定締結団体＞

【緊急輸送の確保にかかる協定及び締結相手方】

協定名	締結相手方
災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	一般社団法人三重県トラック協会
災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	赤帽三重県軽自動車運送協同組合

③国への要請

指定公共機関、指定地方公共機関及び協定締結団体による対応が困難な場合は、国土交通省中部運輸局に対して支援を要請する。

④自衛隊への要請

上記①から③による輸送が困難なとき、又は急を要するときは、「第1章 第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に基づき、自衛隊に対し陸上輸送の支援要請を行う。

(2) 海上輸送手段の協力要請

緊急輸送が必要となった場合、海上輸送については次の機関へ要請を行う。要請にあたっては輸送に必要な情報を提供するとともに、緊密に連絡を取り合い効果的な輸送を行う。

①協定事業者への要請

＜協定締結団体＞

【緊急輸送の確保にかかる協定及び締結相手方】

協定名	締結相手方
船舶による輸送等に関する協定	中部沿海海運組合 東海内航海運組合 全国内航タンカー海運組合東海支部
旅客船による災害時の輸送等に関する協定	東海北陸旅客船協会
船舶による輸送等災害応急対策に関する協定	三重県水難救済会
三重県と三重大学との災害対策相互協力協定 (三重大学練習船勢水丸による輸送等災害応急対策に関する覚書)	国立大学法人三重大学

②国への要請

協定締結団体による対応が困難な場合は、国土交通省中部運輸局に対して支援を要請する。

③自衛隊、海上保安庁への要請

上記①及び②による輸送が困難なとき、又は急を要するときは、「第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に基づき、自衛隊及び海上保安庁に対し海上輸送の

支援要請を行う。

(3) 航空輸送手段の協力要請

「第2章 第5節 ヘリコプターの活用」に準じる。

■市町が実施する対策

1. 市町が所有する車両の確保

「<県が実施する対策>1. 県有車両の確保」に準ずる。

2. 輸送ルートの情報収集・伝達

「<県が実施する対策>2. 輸送ルートの情報収集・伝達」に準ずる。

3. 輸送手段の確保

「<県が実施する対策>3. 輸送手段の確保」に準ずる。

4. 応援の要請等

市町長は、応急措置を実施するため必要と認める場合、基本法第68条第1項の規定に基づき、知事へ要請を行う。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 緊急輸送手段の確保
- (2) 緊急輸送の要請
- (3) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

<各協定締結団体の対策>

1. 緊急対策

各協定締結団体内及び県災対本部、関係機関との連絡体制を確保する。
また、各協定締結団体内の輸送手段の確保状況等を確認する。

2. 各協定に基づく緊急輸送の実施

各協定に基づき県から緊急輸送の要請があった場合は、あらかじめ定める体制により緊急輸送を行う。

第2節 救援物資等の供給 (発災23)

【主担当部隊】：救援物資部隊
：総括部隊

第1項 活動方針

- 県民の非常用備蓄等にもかかわらず、災害の規模により食料及び生活必需品等(以下「物資等」という)の不足が生じた場合、被災者に早期に必要な物資等を供給する。
- 県は、物資等の供給又は緊急調達が困難な市町からの要請に基づき、物資等の提供又は調達の代行を行う。これに先立ち、市町は備蓄物資が確保できない避難者に対し、市町が備蓄している物資等を供給するとともに、そのために必要となる物資等の緊急調達を行う。
- 孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、物資等の円滑な供給に十分配慮する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
物資要請情報の収集・整理・調整	救援物資部隊 (情報収集・分析班)	【発災 12 時間以内】	・市町からの物資要請 (地方部、市町)
救援物資の受入れ	救援物資部隊 (物資調整班)	【発災 24 時間以内】 物資提供の申し出があり次第	・広域物資提供情報(他府 県、国)
物資等の調達	救援物資部隊 (物資調整班)	【発災 24 時間以内】 市町で避難所開設後、速やかに	・物資確保状況(国、協定締 結団体等) ・物資調達要請状況(地方 部、市町)
物資等の供給	救援物資部隊 (物資調整班)	【発災 72 時間以内】 市町から供給要請があった時 点	・物資拠点状況(地方部、市 町) ・物資配送状況(国、協定締 結団体等)
燃料の確保	救援物資部隊 (物資調整班)	【発災 72 時間以内】 燃料確保が困難になるおそれ が認められた時点	・各部隊 ・三重県石油商業組合 ・三重県LPガス協会

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1. 物資要請情報の収集・整理・調整(救援物資部隊<物資調整班>)

県は、市町の被害状況及び物資要請に係る情報を収集したうえで、必要となる物資等の数量を推定し、物資等の配分計画を策定する。策定にあたっては、緊急輸送路の状況、輸送手段の確保状況及び物資等の需給バランス等総合的に判断する。

2. 救援物資の受入れ（救援物資部隊＜物資調整班＞）

国（海外含む）及び他都道府県、NPO 団体等から救援物資の提供の申し入れがあった場合は、物資供給計画の検討を踏まえ、受入れ体制を整えたうえで救援物資を受入れる。救援物資は、基本的には広域防災拠点施設において受入れる。

3. 物資等の調達（救援物資部隊＜物資調整班＞）

(1) 食料の調達

- ① 被災市町を通じ、在宅並びに避難所の避難者に対する食料需要情報等を収集するとともに、他市町における食料の備蓄量、生活必需品等の調達に関する協定による調達可能食料量、国や広域応援による他県等からの調達可能食料量を把握し、被災市町への配分計画を策定する。
- ② 市町から避難者用食料調達の応援要請があった場合、三重県災害時応援協定に基づき他市町へ食料の応援要請を行う。
- ③ 被災市町から避難者用食料調達の応援要請があった場合、生活必需品等の調達に関する協定を締結している企業及び団体に調達を要請する。また、必要に応じて、事前に把握した食事の配慮が必要な人用の特別用途食品等を取り扱う業者等に調達を要請する。
- ④ 精米については、協力を依頼している県内の卸売業務を行う米穀販売業者に緊急引渡しを要請する。
- ⑤ 県で調整できない場合は、基本法第 86 条の 16 第 1 項の規定に基づき国に対し必要な措置を講ずるよう要請するとともに、応援協定に基づき他府県に対して広域応援を要請する。
- ⑥ 米穀については、市町からの要請に基づき、国に対して政府所有米穀の供給を要請する。
（米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号））
- ⑦ 米穀販売事業者の精米センター等を活用した応急食料供給協力体制の確立を図る。
- ⑧ 上記の食料の調達にあたっては、被災地へ早く確実に供給できる調達先を選定することに努める。

(2) 生活必需品等の調達活動

- ① 被災市町を通じ、在宅並びに避難所の避難者に対する生活必需品需要情報等を収集するとともに、他市町における備蓄量、県備蓄量、生活必需品等の調達に関する協定による調達可能生活必需品等数量、国や広域応援による他県等からの調達可能生活必需品等数量を把握し、被災市町への配分計画を策定する。
- ② 市町から避難者用生活必需品等調達の応援要請があった場合、三重県災害時応援協定に基づき他市町へ食料の応援要請を行う。
- ③ 被災市町から避難者用生活必需品等調達の応援要請があった場合、県広域防災拠点の備蓄物資で対応できる物資があれば、地方部を通じ供給の調整を行う。
- ④ 県広域防災拠点の備蓄物資で対応できない場合は、生活必需品等の調達に関する協定を締結している企業及び団体に生活必需品等の調達を要請する。
- ⑤ さらに調達の必要がある場合は、応援協定に基づき他府県及び国に対して広域応援を要請する。
- ⑥ 上記の生活必需品等の調達にあたっては、被災地へ早く確実に供給できる調達先を選定することに努める。

4. 物資等の供給（救援物資部隊＜物資調整班＞）

(1) 広域物資拠点の開設

県は救援物資の受入れ、仕分け等作業に必要となる広域物資拠点を開設する。広域物資拠点は広域防災拠点施設及びその周辺施設とし、発災後直ちに被害状況を確認したうえで、早期に開設し、救援物資の受入れ体制を整える。

(2) 広域物資拠点の運営

救援物資及び調達した物資等を効果的に配送するため、広域物資拠点において物資等の仕分け・一時保管を行う。広域物資拠点の運営にあたっては、協定締結団体等から物流の専門家等の派遣の協力を得ながら効果的な供給体制を構築することとする。

(3) 供給の実施

「第1節 緊急輸送手段の確保」の状況を踏まえ、物流専門家等の協力を得ながら的確な輸送手段を選定し、市町物資拠点へ物資等を輸送する。

なお、被害が甚大で被災市町からの要請が行えない場合等、緊急を要し、被災市町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、基本法第86条の16第2項に基づき、被災市町からの要請を待たずに、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずる。

(4) 滞留物資の一時保管・再仕分け等

梱包物の内容が不明な物資や、品目が混在して仕分け作業に時間を要する物資、及び必要時期を逸した物資（以下、「滞留物資」という。）については、協定締結団体が保有する倉庫で一時保管を行うこととする。なお滞留物資の仕分け作業等が必要となった場合は、協定締結団体及びボランティア等へ仕分け作業を要請する。

5. 燃料の確保（総括部隊＜総括班＞）

災害応急対策活動を実施する各部隊及び関係機関は、災害時における燃料の確保に努める。しかし、燃料不足となり、通常の燃料供給体制による燃料確保が困難となった場合、総括部隊（総括班）を通じて燃料の供給について要請を行う。

(1) 燃料の供給

災害応急対策活動に必要となる車両や自家発電設備、及び災害拠点病院等重要拠点における燃料が不足する場合には、三重県石油商業組合、三重県LPGガス協会等に対し燃料供給の要請を行う。

(2) 燃料の確保

県は、三重県石油商業組合、三重県LPGガス協会等からの情報に基づき、燃料供給が困難となることが予想される場合、国に対して燃料の確保と県内への供給を要請する。

(3) 県民への広報

県は、給油所における車列の発生などの混乱を防ぐため、県民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供するよう努める。

■市町が実施する対策

1. 避難所等における必要物資品目・量の把握

市町は避難所等の物資の状況について情報収集を行い、調達が必要となる物資の品目・量を的確に把握することに努める。

2. 食料の調達・供給活動

(1) 避難者に対する食料供給

在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の食料供給計画を参考に備蓄を活用した食料の

提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した食料や全国からの支援物資等を避難者に供給し、又は応急給食を実施する。

【食料供給計画】

食料の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として、1日3回提供する。

- ・地震発生～12時間以内：住民による自己確保備蓄食料又は避難所等の保存食
- ・地震発生12時間後～：協定締結団体等から調達したおにぎり、パン等簡単な調達食
- ・地震発生24時間後～：協定締結団体等からの調達食又は自衛隊等による配送食
- ・地震発生72時間後～：住民、ボランティア、自衛隊等による現地炊飯（炊き出し）

※ 避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう食材、燃料及び調理器具等を提供する。

(2) 県に対する食料調達要請

必要な食料の調達が困難な場合は、県に対して調達を要請する。ただし、米穀については、県と締結している「災害救助用米穀の緊急引渡しについての協定書」に基づき、農林水産省所管部局に直接、連絡要請することができる。

(3) 応急給食の実施

市町が設置する物資拠点で食料を受入れ、避難者に対して応急給食を実施する。

応急給食は、被災者の健康状態に大きな影響を与えることから、応急給食に使用する食料の備蓄、輸送、配食、給食の実施等にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士等の活用に努める。

(4) 災害時要援護者に対する配慮

糖尿病や腎臓病患者などに対する食事については、可能な限りカロリーや栄養素などに配慮して提供する。

3. 生活必需品等の調達・供給活動

(1) 避難者に対する生活必需品等の供給

在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の生活必需品等供給計画を参考に備蓄を活用した生活必需品等の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した生活必需品等や全国からの支援物資を避難者に供給する。

【生活必需品等供給計画】

生活必需品等の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。

- ・地震発生～24時間以内：医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）、乳幼児用粉ミルク、おむつ（乳幼児用、成人用）、毛布、仮設トイレ等
- ・地震発生24時間後～：日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレトペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティシュペーパー、ウェットティシュ等）、衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴等）、炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）、食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）、光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）、その

他(ビニールシート等)など

(2) 県に対する生活必需品等調達要請

必要な生活必需品等の調達が困難な場合は、県に対して調達を要請する。

(3) 生活必需品等の配分

市町で設置する物資拠点で生活必需品等を受入れ、避難者に対して配分する。

(4) 災害時要援護者に対する配慮

災害時要援護者に対し配慮し、必要な生活必需品の確保に努める。

4. 物資等の供給

市町は調達した物資を受入れるため、物資拠点を開設・運営し、多様な供給手段を用いて物資等を供給する。

5. 協定に基づく応援市町による物資等の供給

被災市町又は県からの物資等の要請が入った場合、要請を受けた市町は、三重県市町災害時応援協定に基づき、必要となる物資等の供給を行う。なお物資等は、被災市町又は県が指定する場所まで輸送を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 物資等の調達方法
- (2) 供給方法
- (3) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜生活必需物資等の調達に関する協定等締結団体の対策＞

以下の団体については、県との協定に基づき、生活必需物資等の供給を行う。

1. 生活必需物資等の調達に関する協定締結団体

- ・株式会社一号館
- ・スーパーサンシ株式会社
- ・マックスバリュ中部株式会社
- ・株式会社ぎゅーとら
- ・株式会社オークワ
- ・株式会社ヤマナカ
- ・イオンリテール株式会社東海カンパニー
- ・ユニー株式会社
- ・三重県生活協同組合連合会
- ・NPO 法人コメリ災害対策センター
- ・三重県パン協同組合
- ・株式会社ローソン
- ・株式会社サークルKサンクス
- ・株式会社ファミリーマート
- ・株式会社セブンイレブン・ジャパン

2. 災害時における飲料調達に関する協定締結団体

- ・サントリーフーズ株式会社
- ・大塚食品株式会社名古屋支店

3. 救助用副食等の調達に関する協定締結団体

- ・三重県漬物協同組合

<東海農政局の対策>

東海農政局は、三重県及び市町から災害救助用米穀の供給に係る要請があった場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、政府所有米穀の販売、引き渡しを行う。（「災害時の政府所有米穀の供給に係る事務フロー」参照）

<中部経済産業局の対策>

中部産業経済局は、災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整を行う。

<自衛隊の対策>

三重県からの要請に基づき、応急給食等を実施する。

<三重県石油商業組合の対策>

「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づき、県から石油類燃料の供給要請があった場合は、あらかじめ定める体制により供給を行う。

<三重県LPガス協会の対策>

「災害時におけるLPガスの供給に関する協定書」に基づき、県からLPガスの供給要請があった場合は、あらかじめ定める体制により供給を行う。

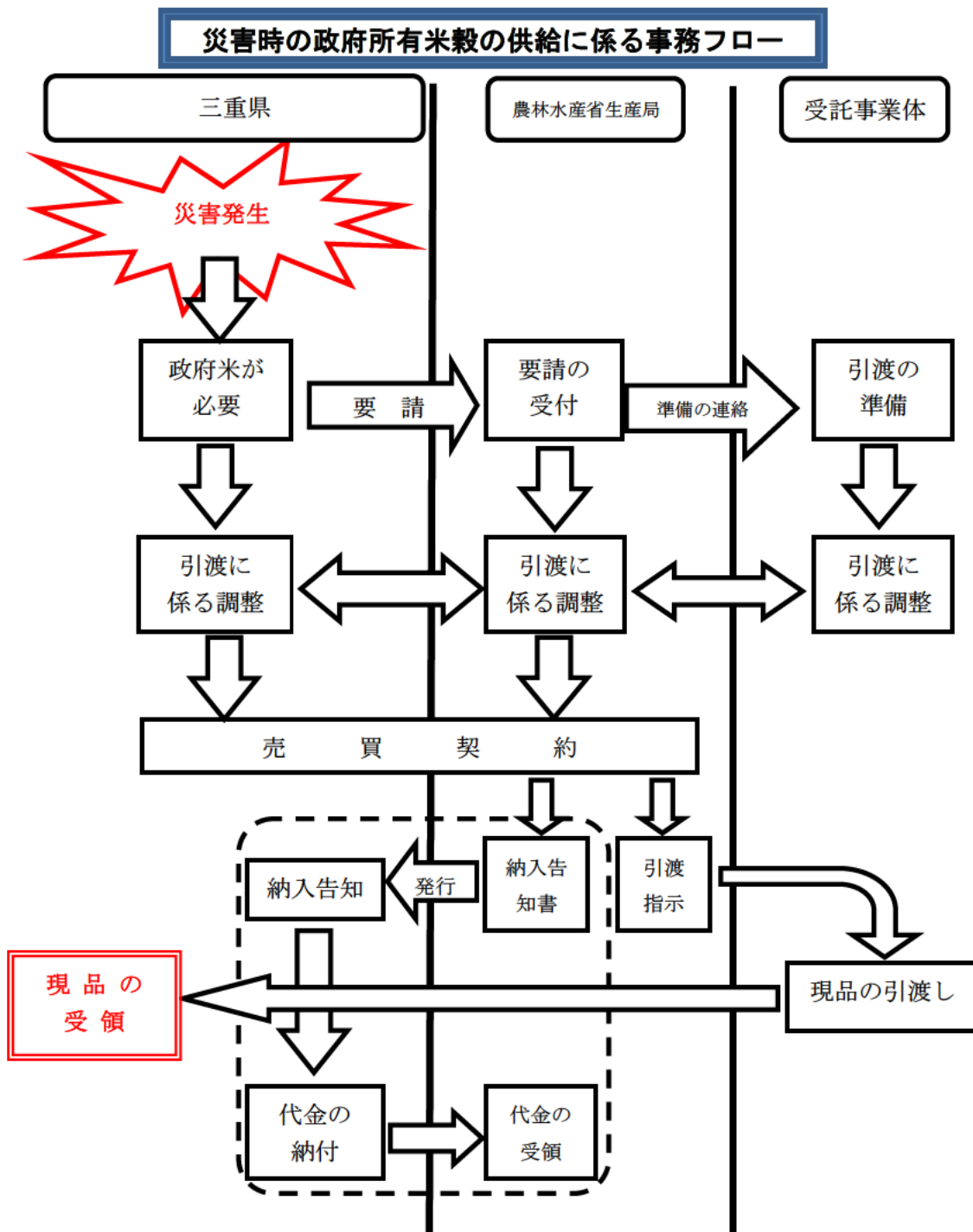
■地域・住民が実施する共助・自助の対策

発災後、交通状況を含む物資等の流通機構が機能しないことが見込まれる3日間以上の間に必要な物資等は、住民が平素から自助努力によって確保することを基本とする。

また、食料や生活必需品の不足について、地域内での住民間で融通し合うよう努める。

食生活改善推進員は、日ごろの活動を活かし、行政との連携のもとに率先して応急給食に携わるよう努める。

■参考



※代金の納付期限は、30日以内又は、3ヶ月以内で局長と知事が協議して決定

第3節 給水活動(発災24)

【主担当部隊】：被災者支援部隊(水道応援班)

第1項 活動方針

- 被災者支援部隊(水道応援班)は応急給水活動の総合調整を行い、市町と企業庁が給水タンク車等による応急給水活動を実施する。
- 市町の水道事業者、日本水道協会等と連携して、断水等により飲料水を得られない被災者を的確に把握し、応急給水活動を行う。
- 水道施設の復旧が長引く場合は、住民生活を考慮し、段階的に給水量を増加するよう努める。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
飲料水の確保	被災者支援部隊(水道応援班)	【発災1時間以内】 発災後できる限り速やかに	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請 (市町水道事業者)
応急給水活動の調整	被災者支援部隊(水道応援班)	【発災6時間以内】 発災後できる限り速やかに	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請 (市町水道事業者)
応急給水活動の実施	被災者支援部隊(水道応援班)	【発災24時間以内】 応急給水活動の必要性が見込まれる時点	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請 (市町水道事業者)

<津波災害対策>

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
津波被害への対応	被災者支援部隊(水道応援班)	【発災3時間以内】 発災後できる限り速やかに	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請 (市町水道事業者)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1. 飲料水の確保(被災者支援部隊<水道応援班>)

県企業庁は、県水を受水している市町の需要に対応しつつ、浄水場、調整池等にできる限り応急給水用の飲料水を確保する。

2. 応急給水活動の調整(被災者支援部隊<水道応援班>、総括部隊<情報班>、保健医療部隊<医療活動支援班>)

(1) 県内水道事業者による協定に基づく応急給水活動の調整

「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、県内の応急給水活動について、以下のとおり総合調整等を行う。

- ① 被災者支援部隊<水道応援班>は、水道施設の被害状況や断水状況、応急給水状況等の情報を収集・集約する。
- ② 総括部隊<情報班>は、災害対策活動の拠点となる重要施設の断水状況等の情報を収集・集約し、被災者支援部隊<水道応援班>と情報共有を行う。
- ③ 保健医療部隊<医療活動支援班>は、災害拠点病院等の断水状況等の情報を収集・集約し、被災者支援部隊<水道応援班>と情報共有を行う。
- ④ 被災者支援部隊<水道応援班>は、応急給水活動の実施に必要な道路(国道、県道及び市町道)の情報を収集する。
- ⑤ 被災者支援部隊<水道応援班>は「三重県水道災害広域応援協定」にかかる県内5地域のブロック代表市(以下、「ブロック代表者」という)に対してブロック内の水道事業者の応援体制(資機材、人員)を確認する。
- ⑥ 被災市町からブロック代表者を通じて応援要請があった場合で、ブロックを超える規模の応援が必要と判断した場合には、被災者支援部隊<水道応援班>は、市町の応援体制・応援規模等をもとに応援者や給水資機材の調整を行い、その配分計画を策定して、他のブロック代表者に応援を要請する。

(2) 県外水道事業者への応援要請

県内の水道事業者のみでは応援が不足する場合には、被災者支援部隊<水道応援班>は、日本水道協会三重県支部(事務局:津市水道局)に対して、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づく県外水道事業者の応援を要請する。

- ① 県外水道事業者の応援要請にあたっては、水道応援班は日本水道協会三重県支部と十分に連携を図る。
- ② 被災者支援部隊<水道応援班>は、必要に応じて県災対本部への連絡要員等の派遣を日本水道協会三重県支部に要請し、日本水道協会三重県支部は、県災対本部と連携して活動する。

3. 応急給水活動の実施(被災者支援部隊<水道応援班>、総括部隊<総括班>)

(1) 県企業庁による応急給水活動

市町から運搬給水への支援要請があった場合には、県企業庁は、可能な範囲で応急給水設備から給水車へ水道水を供給する。

また、市町から応急給水の応援要請があった場合には、被災者支援部隊(水道応援班)の要請に基づき、県企業庁は、浄水場、調整池等の貯留水を使用し、応急給水活動を行う。

(2) 水質検査機関の斡旋

市町から飲料水の水質検査要請があった場合には、公的検査機関(又は検査登録機関)を斡旋する。

(3) 自衛隊・海上保安庁への応援要請

給水活動において支援が必要と判断した場合には、総括部隊<総括班>を通じて自衛隊、海上保安庁等に給水支援を要請する。

(4) 備蓄資機材の提供

市町から簡易浄水機などの資機材等の貸し出し要請があった場合は、被災者支援部隊<水道応援班>は備蓄資機材を市町へ提供する。

(5) 応急給水目標水量

地震発生からの日数別の応急給水目標水量は、以下を参考とする。

地震発生からの日数	目標水量	用途
～3日まで	1人1日3リットル	生命維持に最低限必要な水量
～7日	1人1日20リットル	炊事、洗面等最低限の生活水量
～14日	1人1日100リットル	生活用水の確保
～28日	被災前給水量 (1人1日250リットル)	応急復旧完了

(6) 津波被害への対応

津波被害を受けた沿岸部に位置する水道事業者の被害状況の把握に努め、津波の被害状況に応じた応援活動を実施する。

■市町が実施する対策

1. 飲料水の確保

住民に対して一人あたり3日以上飲料水を確保するよう指導するとともに、供給能力の範囲内において水道水の供給を確保、継続する。

災害時の水源として、浄水場や配水池、震災対策用貯水施設等の貯留水を確保するとともに、不足する場合は、井戸水、河川水、ため池やプール等の水をろ過、滅菌して飲料水を確保する。

2. 応急給水活動の調整

(1) 県内水道事業者による協定に基づく応急給水活動

「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、ブロック代表者はブロック内の応急給水活動について調整にあたる。

- ① ブロック代表者は、ブロック内の水道施設の被害状況や断水状況、応急給水状況等の情報を収集・集約する。
- ② ブロック代表者は、ブロック内の水道事業者の応援体制（資機材、人員）を確認する。
- ③ ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援で対応が可能と判断した場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。
- ④ ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援だけでは対処できず、他のブロックの応援が必要と判断した場合には、直ちに被災者支援部隊(水道応援班)に応援を要請する。
- ⑤ ブロック代表者は、被災者支援部隊(水道応援班)を通じて他のブロックから応援要請があった場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。

(2) 県外水道事業者への応援要請

県内の水道事業者のみでは応援が不足する場合には、日本水道協会三重県支部（事務局：津市水道局）は、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づく県外水道事業者の応援を要請する。

日本水道協会三重県支部は、県からの要請に応じて県災対本部へ連絡要員等を派遣する。

3. 応急給水活動の実施

(1) 応急給水体制の確立

迅速に応急給水活動が行えるよう、施設の被害状況や断水状況の把握に努め、必要な資機材・

人員を確保するなど、応急給水体制を確立する。

また、断水状況等に応じた応急給水計画を策定し、断水等により飲料水を得られない住民に対して、迅速に応急給水活動を実施する。

医療機関等緊急を要する施設に対しては、優先的に応急給水を実施する。

(2) 住民への広報

住民に対して、断水状況、応急給水状況、飲料水の衛生対策等について、広報車、防災無線等を活用し広報を実施し、住民の不安解消に努める。

(3) 応急給水活動の応援要請

市町単独での応急給水の実施が困難と判断した場合には、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、速やかにブロック代表者に応援を要請する。

応援を受ける市町は、応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、宿泊施設等の確保や作業及び役割分担計画の策定など、受入体制を確立するとともに、応急給水用資機材、燃料等が不足する場合は、速やかに関係団体や関係業者等に協力を要請する

また、水道施設の復旧状況に応じて、仮設給水栓を設置するなど、順次、給水場所の拡大、給水量の増加を図る。

<津波災害時の追加対策>

(4) 津波被害への対応

津波被害を受けた沿岸部の施設の被害状況の把握に努め、津波の被害状況に応じた給水活動を実施する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 動員体制
- (2) 情報連絡体制
- (3) 応急給水用資機材の確保
- (4) 応急給水体制
- (5) 応援要請
- (6) 広報体制
- (7) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

1. 自衛隊の対策

自衛隊は、県災対本部の災害派遣要請に基づき、県、市町と連携して給水活動を実施する。

2. 海上保安庁の対策

海上保安庁は、県災対本部の応援要請に基づき、沿岸部の被災市町に対して巡視船等を使用して海上からの給水支援を実施する。

3. 四日市港管理組合の対策

四日市港管理組合は、県災対本部の応援要請に基づき、沿岸部の被災市町に対して保有する給水船を使用して、海上からの給水支援活動を県、市町と連携し実施する。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1. 応急給水活動

給水所の運営や給水所に設置されている仮設給水栓、給水タンク等の給水用資機材の維持管理について、地元自治会や地域住民が協力して行う。

2. 飲料水、生活水の確保

地震発生後3日以上は自ら備蓄したものでまかなえるよう、各家庭での飲料水の確保に努める。

また、自家用井戸等がある場合には、生活水として確保・利用する。

第6章 特定災害対策

第1節 海上災害への対策 (発災25)

【主担当部隊】：総括部隊（総括班）

第1項 活動方針

- 三重県地先海域において、津波が来襲又は来襲するおそれがある場合及び地震による陸上での流出油事故が海域におよぶ場合、船舶及び沿岸地域の人命、財産並びに水産資源を災害から保護する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
情報の伝達	総括部隊(総括班)	【発災後1時間以内】 発災後速やかに	一般船舶や沿岸住民へ災害情報を伝達 (海上保安部、各関係機関)
応急対策活動	総括部隊(総括班)	【発災後3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	海上災害情報 (海上保安部、各関係機関)
災害救助活動	総括部隊(総括班)	【発災後24時間以内】 関係機関による調整後速やかに	流出油、火災、津波に関する情報 (海上保安部、各関係機関)
流出油防除応急対策活動	総括部隊(総括班)	【発災後24時間以内】 関係機関による調整後速やかに	流出油の応急対策情報 (海上保安部、各関係機関)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

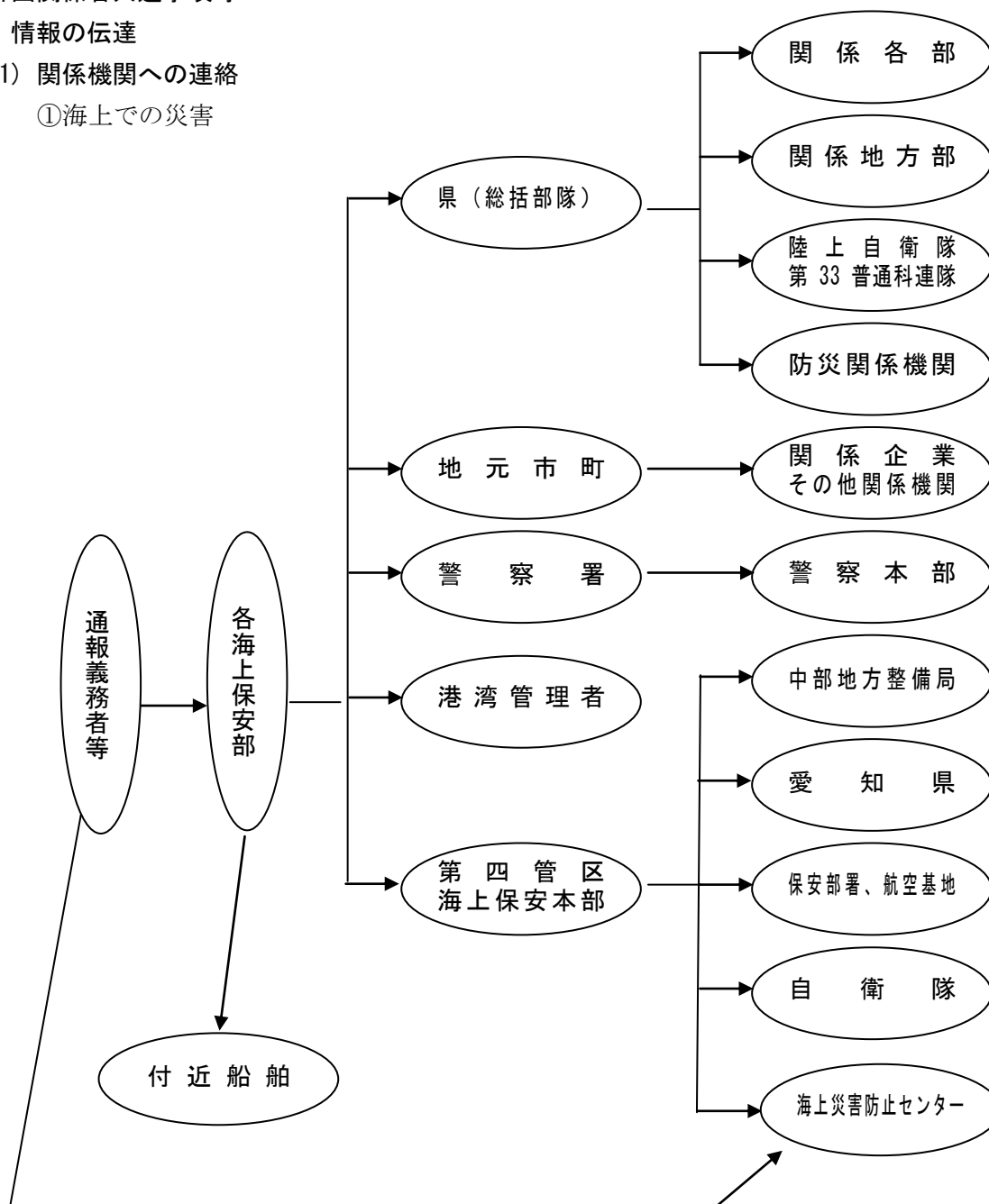
第3項 対策

■計画関係者共通事項等

1. 情報の伝達

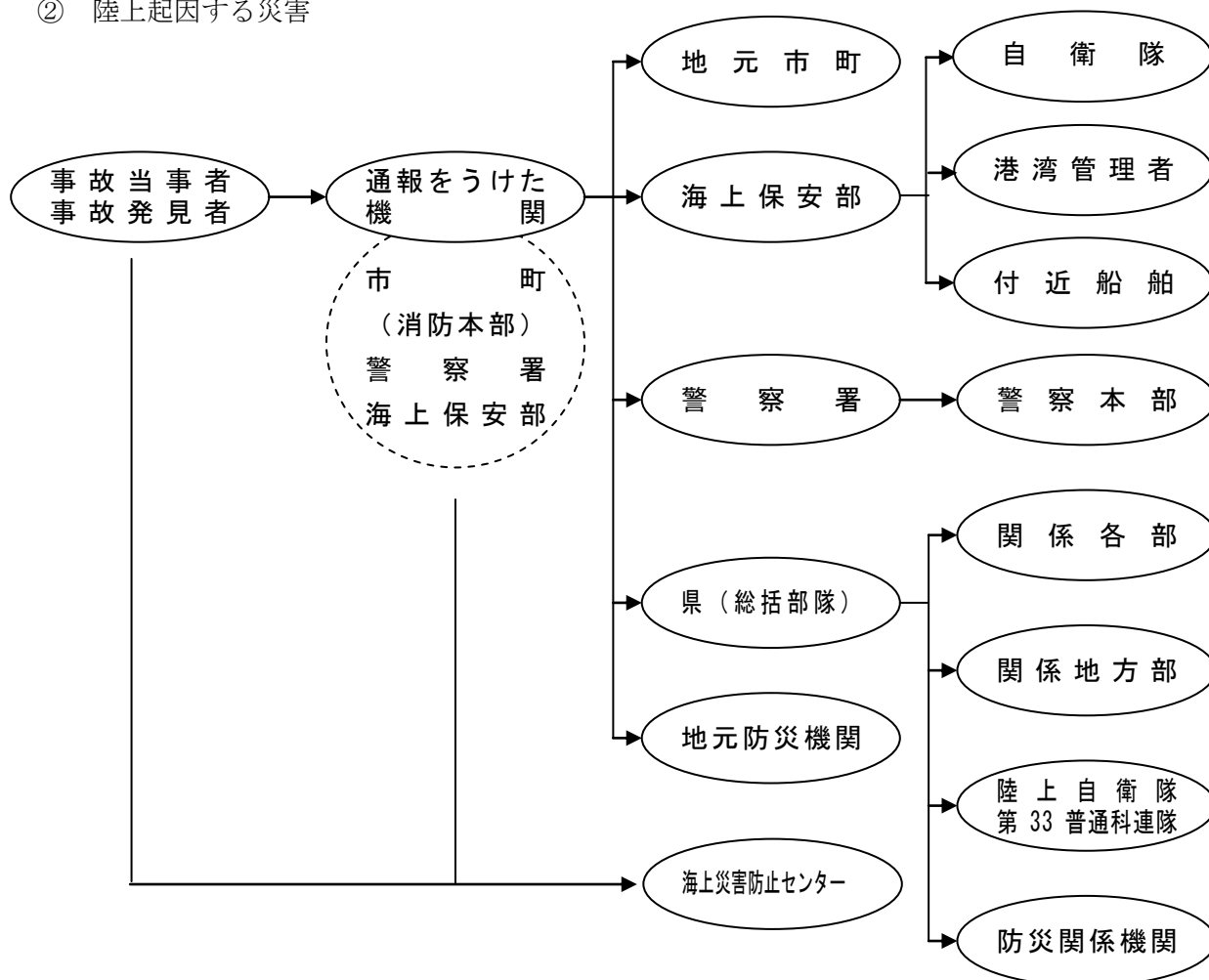
(1) 関係機関への連絡

①海上での災害



* 海上災害防止センターは、事故原因者から委託、又は、海上保安庁長官からの指示があった場合に活動する。

② 陸上起因する災害



(2) 一般への周知

① 船舶への周知

防災関係機関は、災害が発生し又はその波及が予想される場合、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況並びに安全措置について、おおむね次の区分により一般船舶に対し、周知に努める。

機 関 名	周 知 方 法	対 象 船 舶
第四管区海上保安部	無線通信・電話	付近船舶
関係海上保安部	〃	〃
放送局 (NHK・民放)	ラジオ・テレビ放送	〃
関係海上保安部	船舶拡声器による放送	港内船舶
関係警察署	〃	〃

② 沿岸住民への周知

防災関係機関は、沿岸住民及び施設等に災害が波及し、又は波及することが予想される場合、人心の安定と施設の安全措置を図るため、次の区分により周知に努める。

機 関 名	周 知 方 法	周 知 事 項
関係市町（消防機関） 関係警察署 関係海上保安部 放送局（NHK・民放）	広報車からの放送等 " 巡視船艇からの放送 テレビ・ラジオ放送	1 災害の状況 2 防災活動の状況 3 火気使用制限、禁止及び交通規制、 禁止等の措置 4 避泊準備等一般的注意事項 5 その他必要事項

2. 応急対策活動

防災関係機関は、相互間の連絡を密にし、次により応急対策を実施する。

- ①総合的応急対策の策定並びに災害救助活動の総合調整並びに統制
- ②災害情報の交換
- ③関係機関に対する協力要請

また、油流出事故の場合、必要に応じ「伊勢湾排出油等防除協議会」「四日市港湾災害対策協議会」「尾鷲湾排出油等防除協議会」等の組織の効果的な運営を図る。

3. 災害救助活動

防災関係機関は、必要に応じ、相互に協力して次により災害救助活動を実施する。

(1) 流出油並びに火災対策

- ①オイルフェンス展張による拡散防止
- ②油回収船、油吸着材及び油処理剤による油処理
- ③消火
- ④防災資材の輸送
- ⑤人命の救助、救護
- ⑥船舶及び沿岸警戒並びに避難誘導
- ⑦通信連絡

(2) 津波対策

- ①船舶並びに沿岸住民の避難
- ②外洋における前進警戒
- ③沿岸水防対策の実施
- ④気象情報の収集、連絡

4. 流出油防除応急対策活動

陸上施設及びタンカー等から、石油等が流出又は流出のおそれのある場合（以下「流出油」という）の防除活動について、次により実施する。

(1) 実施機関

流出油防除等の活動にあたっては、海上保安庁、海上災害防止センター、港湾管理者、県及び市町等は、それぞれ必要に応じ、必要な協力を行う。

なお、必要に応じ「伊勢湾排出油等防除協議会」「四日市港湾災害対策協議会」「尾鷲湾排出油等防除協議会」等の組織の効果的な運営を図る。

また県及び海上保安庁は、各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、必要に応じ応急対策全般に係わる連絡調整を行う連絡調整本部を海上保安庁、県、沿岸市町、警察、消防、自衛隊、そ

の他関係機関で協議のうえ設置する。なお、この連絡調整会議は、国に警戒本部が設置された場合は原則として第四管区海上保安本部に設けられる連絡本部に包括される。

連絡調整本部の設置場所は、海上保安部もしくは災害現場又は災害現場付近の公共施設等とし、各防災関係機関は連絡調整本部に職員を派遣し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

(2) 防除活動の分担

①海上における防除活動の分担

発災船舶等は、海上保安庁への通報を行うとともに、流出油の拡大防止及び回収作業を実施する。また、必要があると認められるときは、海上災害防止センターに、防除措置を依頼する。

海上保安庁は、流出油の拡大防止措置を講ずるとともに、船舶所有者等に、防除措置の指示、命令を行い、さらに、海上での火気使用禁止、危険海域の設定及び海上安全等に必要な指示、措置を行う。

なお、緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、防除措置を講ずべき者がその措置を講じていないと認められるとき、又はその措置を講ずることを命令するいとまがないと認められるときは、必要と認める防除措置を講ずるべきことを、海上災害防止センターに対し指示することができる。また、必要に応じ、第四管区海上保安本部長を通じて自衛隊に対して災害派遣要請を行う。

②陸上における防除活動の分担

消防機関は、防除活動を指示するとともに、必要に応じ流出油の状況を海上保安庁に連絡する。

また、海上保安庁は、消防機関との連携を密にし、必要に応じ海上警戒を行う。

(3) 発災事業所、船舶等の措置

- ①防災関係機関への通報及び連絡要員の配置
- ②流出源の閉止及び拡大防止措置
- ③火気使用禁止措置
- ④事業所内での危険区域の設定
- ⑤住民に対する広報活動
- ⑥流出油の回収措置
- ⑦周辺事業所、他の事業所への通報及び協力要請
- ⑧その他の災害の規模に応じた措置

(4) 県の措置

- ①災害情報の収集
- ②沿岸に漂着した流出油の除去・回収等活動の支援及び連絡調整
- ③沿岸市町、防災関係機関等への災害情報の収集伝達
- ④自衛隊、他府県等に対する応援要請
- ⑤関係機関が実施する応急対策への必要な協力
- ⑥その他の災害の規模に応じた措置

(5) 県警察の措置

- ①災害情報の収集及び伝達
- ②危険区域内への立入禁止等
- ③被災者の救助
- ④避難の指示及び誘導

⑤その他の災害の規模に応じた措置

(6) 市町の措置

①沿岸に漂着した流出油の除去・回収等活動及び連絡調整

②災害情報の収集及び伝達

③住民に対する広報

④避難の勧告、指示及び誘導

⑤防災資機材の調達搬入

⑥他市町に対する応援要請

⑦県に対する自衛隊の派遣要請の要求

⑧その他の災害の規模に応じた措置

(7) 消防本部の措置

①災害情報の収集及び伝達

②陸上での火気使用禁止措置

③流出油拡大防止の指示及び危険区域の設定

④人命救助及び負傷者等の緊急搬送

⑤海上保安部との連絡調整

⑥その他の災害の規模に応じた措置

(8) 海上保安庁等の措置

①災害情報の収集及び伝達

②海上での消火及び火気使用禁止措置

③船舶の航行及び停泊禁止区域の設定及び警戒

④流出油の拡大防止措置

⑤タンカーの船長がとるべき措置の指示

⑥流出油に対し、措置義務者に除去を命ずる等必要な措置

⑦危険区域内及びその付近の船舶に対する避難、立ち退き及び航行の制限又は禁止措置

⑧消防長との連絡調整

⑨人命救助及び負傷者等の救急搬送

⑩協議会に対する協力要請

⑪自衛隊の災害派遣要請

⑫その他の災害の規模に応じた措置

(9) その他の防災関係機関

自らの所管する防災対策を講ずるとともに、関係機関の応急対策に協力する。

第2節 危険物施設等の保全(発災26)

【主担当部隊】：総括部隊（総括班）

第1項 活動方針

○ 大規模地震発生による危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒劇物施設、放射性物質施設の二次災害を防止する。

第2項 主要対策項目（危険物施設、高圧ガス施設・火薬類施設、毒劇物施設、放射性物質施設にかかる対策）

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害発生防止の緊急措置、災害応急対策	総括部隊 (総括班)	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・危険物施設・高圧ガス施設・毒劇物施設・火薬類施設・放射線物質施設の被害情報 (可燃性物質や毒劇物の漏洩・流出・飛散情報、放射性物質の飛散情報等) 【市町、防災関係機関】

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1. 危険物施設（総括部隊＜総括班＞）

(1) 災害発生防止の緊急措置

知事が許可した移送取扱所（消防法第11条第1項第4号に規定する移送取扱所）について、関係市町の要請により危険物の取扱い等に関して、災害発生のおそれがあると認められる場合は、所有者、管理者又は占有者に対し、当該移送取扱所の一時停止や使用の制限を行う。（消防法第12条の3）

2. 高圧ガス施設・火薬類施設

(1) 災害発生防止の緊急措置

①高圧ガス施設（総括部隊＜総括班＞）

高圧ガス施設において災害発生のおそれがあると認められる場合は、災害発生防止の緊急措置として、以下の措置を講ずる。

(ア) 高圧ガスの製造、販売又は特定消費のための施設の全部又は一部の一時使用停止命令

(イ) 高圧ガスの製造、引渡、貯蔵、移送、消費又は廃棄の一時禁止又は制限

(ウ) 高圧ガス又はこれを充てんした容器等の所有者又は占有者に対する廃棄又は場所の変更命令

②火薬類施設（総括部隊＜総括班＞、警察部隊）

火薬類施設において災害発生のおそれがあると認められる場合は、災害発生防止の緊急措置と

して、以下の措置を講ずる。

(ア) 火薬類の製造施設又は火薬庫の全部又は一部の一時使用停止命令

(イ) 火薬類を取り扱う（製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄）者に対し、その行為の一時禁止又は制限

(ウ) 火薬類の所有者又は占有者に対する、火薬類の所在場所の変更又は廃棄命令

(エ) 火薬類を廃棄した者に対する、廃棄した火薬類の収去命令

(2) 災害応急対策（警察部隊）

①住民の安全の確保

警察官は、地震による二次災害の発生又は発生のおそれのある場合で、事業者から通報を受けた時は、直ちに事故現場に出動し、互いに連絡を取りつつ、速やかに危険が生じるおそれのある区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保する。

②交通規則

警察官は、市町、事業者等と協議のうえ危険が生じるおそれのある区域を中心に交通規制を行い、当該区域への立ち入り規制を実行する。

3. 毒劇物施設（保健医療部隊＜保健衛生班＞、警察部隊）

(1) 災害発生防止の緊急措置

火薬類施設において災害発生のおそれがあると認められる場合は、災害発生防止の緊急措置として、以下の措置を講ずる。

①警察本部、市町、消防署への毒物劇物保有状況等の情報提供

②住民に対する広報

③汚染区域の拡大防止措置

④警戒区域の設定

⑤被災者の救出救護及び避難誘導等の措置

⑥飲料水汚染の可能性がある場合の河川下流の水道水取水地区の担当機関への連絡

4. 放射性物質施設（保健医療部隊＜保健衛生班＞、警察部隊）

(1) 災害応急対策

事故が発生した場合は、緊急に応急措置を講ずる必要があることから、事故発生の通報を受けた所轄保健所及び警察署は、相互に密接な連絡のもとに次の応急措置を実施する。

①住民に対する広報

②汚染区域の拡大防止措置

③警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置

④避難指示及び勧告

⑤被ばく者の救出及び救護

⑥飲料水汚染区域の取水区機関への連絡

⑦輸送中の事故にあつては、販売事業者、使用者等の専門技術者の現場への出動指示

■市町が実施する対策

1. 危険物施設

(1) 災害発生防止の緊急措置

市町長は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限をすることができる。（消防法第12条の3）

2. 高圧ガス施設・火薬類施設

(1) 災害発生防止の緊急措置

災害発生防止の緊急措置として、市町長は次の措置をとる。

- ① 消防機関への出動命令及び警察官、海上保安官への出動要請
- ② 警戒区域の設定に伴う、立入制限、禁止及び退去
- ③ 物的応急公用負担の権限及び障害物の除去等の権限

(2) 災害応急対策

① 住民の安全の確保

消防職員は、地震災害における危険時に、ガス事業所、高圧ガス製造所、火薬類製造施設等の事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保する。

② 火気等の制限

消防職員は、事業者等と協議のうえ危険が生じるおそれのある区域での火気の手配の制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

③ 避難の指示及び場所

市町長は、危険生じるおそれのある区域内の住民に避難のすべき理由を周知し、自主防災組織と協働して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

3. 毒劇物施設

「＜県が実施する対策＞3. 毒劇物施設」に準ずる。

4. 放射性物質施設（市町役場、所轄消防本部又は消防署）

「＜県が実施する対策＞4. 放射性物質施設」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 施設別対策

(2) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜関係事業者の実施する対策＞

1. 危険物施設

危険物保安監督、危険物取扱者等は、県、市町の指導を受けて、危険物施設の実態に即して、応急対策を講ずる。

- ① 危険物の流出あるいは、爆発等のおそれのある作業及び移送の停止並びに施設の応急点検と出火等の防止
- ② 初期消火要領の徹底、並びに混触発火等による火災の防止及び異常反応、タンク破壊等による広域拡散の防止
- ③ 災害発生時の危険物に対する自衛消防組織と活動要領の確立

- ④ 防災機関による災害状況の把握と相互間の連携活動による、従業員周辺地域住民等に対する人命安全措置の強化

2. 高圧ガス施設

災害発生及び拡大防止を図るため、事業者は次の措置をとる。

- ① 地震発生後、直ちに施設等の緊急点検を行い、漏洩等の異常の有無について確認を行う。
- ② 漏洩等の異常を発見したときは、二次災害防止のため、直ちに運転停止や応急修理等の措置を講じる。
- ③ 地震による二次災害の発生又は発生のおそれがある場合、事業者は中部近畿産業保安監督部、県、市町、警察、消防及び必要に応じ海上保安庁に通報する。なお、高圧ガスの移動中における事故発生時には、迅速かつ適切な対応を図るため、三重県高圧ガス地域防災協議会の指定する最寄りの防災事業所の協力を得る。
- ④ 事業者等は、施設等の応急措置を行うため、事故現場に急行する場合には、関係者であることを識別できる服装等を着用する。

3. 火薬類施設

危険時に際して、火薬類の所有者又は占有者は「火薬類取締法」に定める応急の措置を講じるとともに、警察、消防及び必要に応じ海上保安庁に届け出る。

4. 毒劇物施設

毒物劇物の流出及び飛散等の事故が発生した場合、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講ずるとともに、所轄の保健所、警察署又は消防署に届出る。（毒物及び劇物取締法第16条の2）

5. 放射性物質施設（放射性物質の使用者、販売者、廃棄事業者等）

放射性物質の事故により、保健衛生上身体に危害が発生し、又は発生するおそれがある場合、以下の応急対策を実施する。

(1) 事故発生時の通報

放射性物質の使用者、販売者及び廃棄業者並びにこれらの者から放射性物質の運搬を委託された者は、その所持する放射性物質の事故が発生した場合は、速やかに次の機関に通報する。

- ① 所轄保健所
- ② 所轄警察署
- ③ 所轄消防本部又は消防署
- ④ 市町役場

(2) 汚染区域の拡大防止措置

放射性物質の使用者、販売者及び廃棄業者並びにこれらの者から放射性物質の運搬を委託された者は、その所持する放射性物質の事故が発生した場合は、速やかに汚染区域の拡大防止措置を行う。

<中部近畿産業保安監督部の実施する対策>

1. 高圧ガス施設・火薬類施設

災害発生及び拡大防止を図るため、次の措置をとる。

- ① 液化石油ガス等の販売、貯蔵及び移動の制限等
- ② 高圧ガス製造所、火薬類製造施設の事業者に対する応急対策等の指導

③県が実施する高圧ガス施設・火薬類施設に係る緊急措置に対する支援

＜海上保安庁の実施する対策＞

1. 海上の危険物対策

地震時における海上の保安を確保するため、関係機関と密接な連絡をとり、次の措置をとる。

- ①危険物積載船舶で災害が発生した場合の防御活動をおこなう。
- ②危険物積載船舶について、必要に応じ移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。
- ③危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止、取り止め等事故防止のために必要な指導を行う。

2. 停泊船舶への情報伝達等

危険物等の漏洩により、港湾内の停泊船舶等に影響を及ぼすおそれがある場合に、停泊船舶等に対し通報を行う。

第7章 復旧に向けた対策

第1節 廃棄物対策活動（発災27）

【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（廃棄物対策隊）

第1項 活動方針

○大規模地震発生時には、被災地において廃棄物等（倒壊家屋等のがれき、避難所のし尿等）が大量に発生することが想定されるため、環境衛生に万全を期すとともに、復旧・復興活動が早期に行えるように廃棄物等を適正かつ迅速に処理する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
障害物の除去	社会基盤対策部隊 (施設整備隊) (廃棄物対策隊)	【発災24時間以内】 発災直後から被災状況が明らかになった時点	・被害状況(地方部、市町) ・応援要請(市町)
し尿処理	社会基盤対策部隊 (廃棄物対策隊)	【発災24時間以内】 発災直後から被災状況が明らかになった時点	・被害状況(地方部、市町) ・応援要請(市町)
生活ごみ等処理	社会基盤対策部隊 (廃棄物対策隊)	【発災3日以内】 発災直後から被災状況が明らかになった時点	・被害状況(地方部、市町) ・応援要請(市町)
災害がれき処理	社会基盤対策部隊 (廃棄物対策隊)	【発災1ヶ月以内】 がれき処理体制が確立した時点	・被害状況(地方部、市町) ・応援要請(市町)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1. 障害物の除去（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班・廃棄物対策班＞）

県が管理する緊急輸送道路等について、障害物等により交通の安全が確保できない場合には、道路啓開等に関する計画に基づき障害物等を撤去することにより、緊急輸送機能を確保する。

隣家への倒壊のおそれや道路への支障が生じている等の危険家屋については、優先的に解体処理を行い、そこで発生した災害がれき等については、適正かつ円滑に処理を行う。

また、市町等から障害物の除去について応援、協力の要請があったときは、必要に応じ適切な措置を講ずる。

2. し尿処理（社会基盤対策部隊＜廃棄物対策班＞）

(1) 処理体制

市町において人員、器材が不足する場合には、「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」、「災害時における一般廃棄物の処理等に関する無償救援協定書」、「災害時における仮設トイレ等のあっせん・

供給に関する協定」等により、民間団体の協力のもと、県域内での処理体制の調整を図る。

3. 生活ごみ等処理（社会基盤対策部隊＜廃棄物対策班＞）

(1) 処理体制

県は、避難所をはじめ被災地における生活ごみ等の発生状況と処理状況を適切に把握し、市町等から「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」、「災害時におけるがれき等の廃棄物処理に関する応援協定書」等に基づく応援要請があった場合には、県域内での処理体制の調整を図る。

なお、県域内で生活ごみの処理を行うことが困難と考えられる場合には、県は国や他府県に対し支援を要請する。

4. 災害がれき処理（社会基盤対策部隊＜廃棄物対策班＞）

(1) 処理体制

市町の災害廃棄物処理の進捗管理を行うために、「県災害廃棄物処理実行計画」を策定する。

市町において、対応が困難と判断される場合は、災害廃棄物に早期に対応する必要があることから、県災害廃棄物処理実行計画に基づき、県が主体的に災害廃棄物処理に関わる。

また、必要に応じて各種協定により市町間の調整、民間事業者、関係団体等へ支援を要請する。県域内での処理を行うことが困難であると認めた場合には、国、他府県に対し支援を要請する。

(2) 処理の方法

災害廃棄物の処理については、県災害廃棄物処理実行計画に基づき適正かつ迅速に行う。

災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立し、仮置き場、最終処分場の確保等市町に対する支援を行い、計画的な収集運搬、処分を実施する。

なお、災害廃棄物の処理にあたっては、適切な分別と可能な限りリサイクルに努める。

■市町が実施する対策

1. 障害物の除去

市町が管理する緊急輸送道路等について、障害物等により交通の安全が確保できない場合には、障害物等を撤去することにより緊急輸送機能を確保する。

隣家への倒壊のおそれや道路への支障が生じている等の危険家屋については、優先的に解体処理を行う。

2. し尿処理

(1) 処理体制

避難所設置に伴うし尿の発生量について、設置箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制を敷く。特に、貯蓄容量を越えることがないように配慮する。（し尿の発生量は、ひとり1日あたり1.7リットルを目安とする。）

また、人員、器材が不足する場合には、「災害時における一般廃棄物の処理等に関する無償救援協定書」、「災害時における仮設トイレ等のあっせん・供給に関する協定」等により、県及び近隣市町に支援を要請する。

(2) 処理の方法

し尿の処理は、し尿処理施設によることを原則とする。

3. 生活ごみ等処理

(1) 処理体制

被災地域の避難所ごみを含めた生活ごみ等の発生状況と、道路交通状況、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷く。また、日々大量に発生する生活ごみ等の処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して仮置き場への集積や分別の協力依頼を行う。

処理機材、人員等については、可能な限り市町の現有の体制で対応することとするが、必要に応じて機材の借上げ等を行うことにより迅速な処理を実施する。

また、特に甚大な被害を受けた市町で、機材、人員等において処理に支障が生ずる場合には、「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」により、県及び近隣市町に支援を要請する。

(2) 処理の方法

生活ごみ等の処理は、焼却のほか、必要に応じて環境影響上支障のない方法で行うものとする。なお、施設の能力低下やごみの大量発生が予想される場合には、仮置き場の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮して行う。

また、倒壊家屋等の除去作業においては、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮するとともに、できる限りの分別とリサイクルに努める。

4. 災害がれき処理

(1) 処理体制

災害廃棄物の処理を担当する組織を速やかに設置し、災害の規模、被災状況、災害廃棄物の発生量の推計、仮置き場の設置準備等を行い、「市町災害廃棄物処理実行計画」を策定して適正かつ迅速に処理を行う。

また、甚大な被害が発生した市町においては、県への支援要請の判断を速やかに行う。

(2) 処理の方法

市町災害廃棄物処理実行計画に基づき処理を行う。人の健康や生活環境への影響が大きいものを優先的に収集運搬、処理処分を行う。

また、災害廃棄物の仮置き場への搬入段階から極力分別を徹底し、可能な限りリサイクルに努め、廃棄物処理法等の規定に従い、適正に処理を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) し尿、生活ごみ等、災害がれき処理班の編成
- (2) 処理の方法
- (3) 必要な機材等の調達
- (4) 仮置き場の確保
- (5) その他必要な事項

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1. し尿処理

避難所の仮設トイレ等について、市町の指示に従い、公衆衛生の維持やし尿収集に協力する。

2. 生活ごみ等処理

第3部 発災後対策

第7章 復旧に向けた対策

避難所での生活ごみ等について、分別等市町の指示を遵守する。

また、家庭から排出する生活ごみや粗大ごみについては、市町の指示する分別方法や排出場所等に協力するとともに、ごみの野焼き、便乗ごみ、不法投棄を行わない

第2節 住宅の保全・確保 (発災28)

【主担当部隊】：被災者支援部隊（応急住宅班）

第1項 活動方針

- 市町と密接に連携して、被災者の住宅関連ニーズの把握、住宅確保対策を行う。
- 既設公営住宅等で直ちに入居可能な住宅を早急に確保し、災害時要援護者等の特別な配慮を要する者に優先的に提供する。
- 住宅等の応急危険度判定及び住宅の応急修理などを早急に行い、自宅避難を促進する。
- 応急仮設住宅は、中期的な見通しのもとあらかじめ選定した適地を中心に建設する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
住宅関連情報の収集	被災者支援部隊 (応急住宅班)	【発災後 24 時間以内】 市町庁舎や避難所等において 住宅相談窓口等が設置され、 情報収集が可能になり次第	・住宅や宅地の被災状況 ・応急仮設住宅等のニーズ (市町、住宅相談窓口)
被災建築物応急危険度判定等の実施	被災者支援部隊 (応急住宅班)	【発災 24 時間以内】 市町から支援要請があり、被災建築物応急危険度判定実施本部、被災宅地危険度判定実施本部を設置次第、速やかに	・危険度判定対象建築物及び危険度判定対象宅地に関する情報 (市町)
応急仮設住宅等の確保	被災者支援部隊 (応急住宅班)	【発災後 3 日以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・市町からの支援要請情報 ・建設資材の確保状況 (市町、県建設業協会、プレハブ建築協会)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1. 住宅関連情報の収集

(1) 住宅相談窓口等の設置支援（被災者支援部隊<応急住宅班>）

市町における住宅相談窓口等の設置を支援し、被災者の住宅確保に関するニーズを把握できる体制を構築する。

(2) 住宅や宅地の被災状況及び応急仮設住宅に関するニーズの把握（被災者支援部隊<応急住宅班>）

各市町の住宅や宅地の被災状況及び、応急仮設住宅（建設・借上げ）の必要量など、県災対本部における市町支援方針を検討するための情報を把握する。

2. 被災建築物応急危険度判定等の実施

(1) 被災建築物応急危険度判定の実施（被災者支援部隊<応急住宅班>）

県は、市町から支援要請があった場合、又は市町の被害が甚大で災害対策機能が著しく低下していると認められた場合は、三重県被災建築物応急危険度判定要綱に基づき、県災対本部に被災建築物応急危険度判定支援本部(県土整備部内)を設置し、被災地に被災建築物応急危険度判定士を派遣する。

被災建築物応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して建築物の応急危険度を判定し、その調査結果に応じた、“自宅避難”“避難継続”“応急修理”等の対策を所有者や使用者等に促すとともに、倒壊等による危険が認められる場合は関係者への注意喚起を行う。

(2) 被災宅地危険度判定の実施(被災者支援部隊<応急住宅班>)

県は、市町から支援要請があった場合、又は市町の被害が甚大で災害対策機能が著しく低下していると認められた場合は、三重県被災宅地危険度判定実施要綱に基づき、県災対本部に被災宅地危険度判定支援本部(県土整備部内)を設置し、被災地に被災宅地危険度判定士を派遣する。

被災宅地危険度判定士は、液状化や擁壁の状態等宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を標示することにより注意喚起するとともに、遅延なく実施本部に報告する。

3. 応急仮設住宅等の確保

救助法が適用され、応急仮設住宅の確保等に関する市町長の要請があった場合、県は被災者の住宅確保対策のための体制を県災対本部に設け、以下の対策を講じる。

但し、被災市町の状況を鑑み、救助法に基づく対策について、知事が市町長に委任する場合がある。

(1) 公営住宅及び応急仮設住宅(借上げ)の確保(被災者支援部隊<応急住宅班>)

県営住宅を始めとする公営住宅や民間賃貸住宅を活用し、住家が滅失したり、罹災した者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者のための住宅を確保し、一時的な居住の安定を図る。

県は、発災時に応急仮設住宅(借上げ)として活用可能な民間賃貸住宅に関する情報が迅速かつ的確に把握できるよう、平常時から関係事業者との連携体制を構築しておくものとする

公営住宅や応急仮設住宅(借上げ)への入居者は市町において決定するが、災害時要援護者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

(2) 住宅の応急修理(被災者支援部隊<応急住宅班>)

避難所からの早期帰宅につなげるため、県建設業協会等業界団体、事業者等と連携し、応急対策をすれば居住を継続できる住宅の居住者に対し、応急修理を促す。

(3) 応急仮設住宅の建設(被災者支援部隊<応急住宅班>)

自らの資力では住宅を確保することができない避難者等に対しては、プレハブ建築協会、県建設業協会、事業者等と連携し、市町が行う応急仮設住宅の建設を支援し、一時的な居住の安定を図る。

応急仮設住宅の建設場所については、市町において決定するものとし、市町は、中期的な災害対応を見通す中で、あらかじめ、応急仮設住宅の建設予定地を調査し、適地の把握に努める。

応急仮設住宅への入居者は市町において決定するが、災害時要援護者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

■市町が実施する対策

1. 住宅関連情報の収集

(1) 住宅相談窓口等の設置

適切な数の住宅相談窓口等を設置し、被災者の住宅確保に関するニーズを把握するための体制を構築する。

(2) 住宅や宅地の被災状況及び応急仮設住宅に関するニーズの把握

住宅や宅地の被災状況及び、応急仮設住宅（建設・借上げ）の必要量などを把握し、必要な情報を県災対本部に報告する。

2. 被災建築物応急危険度判定等の実施

(1) 被災建築物応急危険度判定の実施

市町は、被災建築物応急危険度判定の実施を決定したときは、市町災対本部に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置すると共に、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災建築物応急危険度判定を実施する。

被災建築物応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して建築物の応急危険度を判定し、その調査結果に応じた、“自宅避難”“避難継続”“応急修理”等の対策を所有者や使用者等に促すとともに、倒壊等による危険が認められる場合は関係者への注意喚起を行う。

(2) 被災宅地危険度判定の実施

市町は、被災宅地危険度判定の実施を決定したときは、市町災対本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置すると共に、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災宅地危険度判定を実施する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を標示することにより注意喚起するとともに、遅延なく実施本部に報告する。

3. 応急仮設住宅等の確保

(1) 公営住宅及び応急仮設住宅(借上げ)の確保とあっせん

市営住宅を始めとする公営住宅や民間賃貸住宅を活用し、住家が滅失したり、罹災した者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者のための住宅を確保し、あっせんする。

これら住宅への入居は、災害時要援護者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

(2) 住宅の応急修理

住宅の応急修理は、原則として市町が行い、救助法が適用された場合においても知事から委任されたときは市町が行う。

市町は、県建設業協会等業界団体、事業者等と連携し、応急対策をすれば居住を継続できる住宅について、応急修理を推進し、早期の帰宅を促す。

(3) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、原則として市町が行い、救助法が適用された場合においても知事から委任されたときは市町が行う。

市町は、プレハブ建築協会、県建設業協会、事業者等と連携し、自らの資力では住宅を確保することができない避難者等に供する応急住宅を仮設し、一時的な居住の安定を図る。

市町は、中期的な災害対応を見通す中で、あらかじめ、応急仮設住宅の建設予定地を調査し、確保に努めておく。

応急仮設住宅の建設にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、入居にあたっては、特別な配慮を要する避難者を優先させる。

第3部 発災後対策

第7章 復旧に向けた対策

またペット対策として、市町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接して、ペットの管理場所を公益社団法人三重県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努める。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 応急仮設住宅の建設予定地
- (2) 住宅相談対策
- (3) 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施方法
- (4) 公営住宅及び応急仮設住宅(借上げ)の確保及び提供の実施方法
- (5) 応急仮設住宅の確保及び提供の実施方法
- (6) 住宅の応急修理の実施方法
- (7) その他必要な事項

第3節 文教等対策 (発災29)

【主担当部隊】：被災者支援部隊（教育対策班）

第1項 活動方針

- 通常の教育が行えない場合の応急教育を実施する。
- 教育機能の早期回復をめざす。
- 災害応急対策のため、施設を使用する場合は、施設管理者として協力する。
- 文化財の被害状況を収集し、二次災害防止のために必要な措置を講じる。

第2項 主要対策項目

<共通>

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
県有学校施設等の一時使用措置	被災者支援部隊 (教育対策班)	【発災後1日以内】	・避難状況等(市町、災対本部) ・一時使用要請(市町、災対本部)
災害時の応急教育の実施判断	被災者支援部隊 (教育対策班)	【発災後3日以内】	・被害状況(市町・県立及び私立学校)
教職員の確保	被災者支援部隊 (教育対策班)	【発災後3日以内】	・被災状況(市町・県立及び私立学校)
被災児童生徒等の保健管理	被災者支援部隊 (教育対策班)	【発災後1週間以内】	・被害状況(市町・県立及び私立学校)
授業料減免等の判断	被災者支援部隊 (教育対策班)	【発災後1週間以内】	・被害状況(市町・県立及び私立学校)
国・県指定文化財の保護	被災者支援部隊 (教育対策班)	【発災後3日以内】	・被害状況(所有者・管理者等)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県(県立学校)が実施する対策

1. 県有学校施設等の一時使用措置(被災者支援部隊<教育対策班>)

避難所に指定されている学校においては、施設管理者として、避難所設置初期対応及び避難所運営に対し協力するとともに、災害応急対策のため、県立学校及び県営施設等の一時使用の要請があった場合、当該施設管理者は支障のない範囲において、これを使用させる。

また、教育活動への支障が最小限となるよう、避難所及び災害応急対策のために開放できる部分、開放できない部分を明確にし、避難者等の協力を得る。

2. 災害時の応急教育の実施判断（被災者支援部隊＜教育対策班＞）

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策を取り、教育の低下をきたさないように努める。

- ① 県立学校施設の危険度判定を行う。
- ② 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。
- ③ 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長時間要する場合には、使用可能な学校施設、公民館、公会堂及びその他民有施設の借り上げ等により、仮校舎を設置する。
- ④ 応急教育実施にあたっては、児童生徒等及び保護者等に対し、メール、ホームページ等避難した生徒児童等の連絡先がわからない場合にも情報を伝達する方法をあらかじめ講じておき、実施時期等の周知を図る。
- ⑤ 施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない学校施設については、県災対本部（被災者支援部隊（教育対策班））が児童生徒等を他の学校施設へ転入学させる等の調整を行う。

3. 教職員の確保（被災者支援部隊＜教育対策班＞）

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、県内市町との連携のもとに、学校間等の教職員の応援を図るとともに非常勤講師等の任用等を行う。

教職員の不足が補えない場合は、全国知事会等を通じ他県等に対し教職員の派遣を要請し、他県等、県内市町等と受入、配置先等の調整を行う。

4. 被災児童生徒等の保健管理（被災者支援部隊＜教育対策班＞）

県立学校では、教職員が分担し児童生徒等の状況を把握し、安全指導、生活指導及び心のケア等を行う。

また、学校の設置者は、救急処置器材を各学校に整備し、養護教諭等が救急処置にあたる。

県災対本部（被災者支援部隊（教育対策班））は、被災学校の教職員に対し、児童生徒等の安全指導、生活指導及び心のケアについて指導を行うとともに、必要に応じ各被災学校へ専門家を派遣する。

5. 授業料の減免等の判断（被災者支援部隊＜教育対策班＞）

三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予綱領(平成14年教育委員会告示第4号)により、授業料支弁困難な者に減免の措置を講ずる。

また、私立高等学校授業料減免補助金取扱要領(平成22年生文第01-1号)により、授業料支弁困難な者に軽減の措置を講ずる。

災害に伴い市町民税が非課税又は減免となった場合及び災害による被害等に伴い家計が急変することとなった場合には、三重県高等学校等修学奨学金緊急採用の措置を講ずる。

6. 国・県指定の文化財の保護（被災者支援部隊＜教育対策班＞）

(1) 被害報告

国・県指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに市町教育委員会を通じて、県教育委員会に報告する。県教育委員会は、被害状況を直ちに集約し、国指定等文化財については、国(文化庁)に報告する。

(2) 応急対応

国・県指定等文化財が被害を受けたときは、県教育委員会は国(文化庁)又は県文化財保護審議会

の指示・指導をもとに、市町教育委員会並びに所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指示・助言を行う。

■市町が実施する対策

1. 応急教育の実施判断

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策を取り、教育の低下をきたさないように努める。

- ① 市町立学校施設の危険度判定を行う。
- ② 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。
- ③ 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長時間要する場合には、使用可能な学校施設、公民館及び公会堂、その他民有施設の借り上げ等により、仮校舎を設置する。
- ④ 応急教育実施にあたっては、児童生徒等及び保護者等に対し、メール、ホームページ等避難した生徒児童等の連絡先がわからない場合にも情報を伝達する方法をあらかじめ講じておき、実施時期等の周知を図る。
- ⑤ 施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない学校施設については、市町教育委員会は県災対本部（被災者支援部隊（教育対策班））に対し、児童生徒等を他の学校施設へ転入学させる等の調整を要請する。

2. 教職員の確保

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、県教育委員会との連携のもとに、学校間等の教職員の応援を図るとともに非常勤講師等の任用などを行う。

教職員の不足が補えない場合は、県と連携し、他県等への教職員の派遣要請、受入配置等の調整を行う。

3. 被災児童生徒等の保健管理

「＜県が実施する対策＞4. 被災児童生徒等の保健管理」に準ずる。

4. 授業料等の減免等の判断

「＜県が実施する対策＞5. 授業料の減免等の判断」に準ずる。

5. 学校施設等の一時使用措置

「＜県が実施する対策＞1. 県有学校施設等の一時使用措置」に準ずる。

6. 学用品の調達及び確保

(1) 給与の対象

災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失又はき損し、修学上支障をきたした児童生徒等に対し被害の実情に応じ、教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を支給する。

(2) 給与の方法

学用品の給与は、市町長(救助法が適用された場合は知事の委任による市町長)が行う。

7. 国・県指定の文化財の保護

(1) 被害報告

国・県指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに市町教育委員会を通じて、県教育委員会に報告する。県教育委員会は、被害状況を直ちに集約し、国指定等文化財については、国(文化庁)に報告する。

市町指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに市町教育委員会に報告する。

(2) 応急対応

国・県・市町指定等文化財が被害を受けたときは、市町教育委員会は県教育委員会の指示・指導をもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指示・助言を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 被害状況の報告
- (2) 応急教育の方法
- (3) 教育実施者の確保
- (4) 学用品の給与
- (5) その他必要な事項（休校園措置、給食の措置等）

■その他の防災関係機関が実施する対策

1. 応急教育の実施判断（私立学校管理者）

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策を取り、教育の低下をきたさないように努める。

- ① 私立学校施設の危険度判定を行う。
- ② 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。
- ③ 施設の安全が確保できない等により応急教育が長期間実施できない場合は、県災対本部（被災者支援部隊（教育対策班））に対し、児童生徒等の公立学校等への一時編入等を要請する。
- ④ 施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない場合は、県災対本部（被災者支援部隊（教育対策班））に対し、児童生徒等を他の学校施設へ転入学させる等の調整を要請する。

2. 教職員の確保（私立学校管理者）

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、非常勤講師等の任用などを行う。

3. 被災児童生徒等の保健管理（私立学校管理者）

私立学校では、教職員が分担し児童生徒等の状況を把握し、安全指導、生活指導及び心のケア等を行う。

また、学校の設置者は、救急処置器材を各学校に整備し、養護教諭等が救急処置にあたる。

4. 授業料の減免等の判断（私立学校管理者）

「<県が実施する対策>5. 授業料の減免等」に準ずる。

5. 学校施設等の一時使用措置（私立学校管理者）

「＜県が実施する対策＞1. 県有学校施設等の一時使用措置」に準ずる。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

地域住民等は、文化財の被害を発見した場合には、所有者又は関係機関等へ可能な範囲で連絡を行うとともに、危険の及ばない範囲で被災文化財の保護活動に協力を行う。

また、文化財の所有者等は、危険の及ばない範囲で文化財の保護に努めるとともに、市町教育委員会へ被害状況の報告を行い、応急処置及び修理等についての指示を仰ぐ。

第4節 災害義援金等の受入・配分 (発災30)

【主担当部隊】：生活・経済再建支援部隊（義援金受入・配分班）

第1項 活動方針

○被災者に対する災害義援金品の募集、保管輸送及び配分を円滑に行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
三重県災害義援金募集推進委員会、三重県災害義援金配分委員会の設置	生活・経済再建支援部隊(義援金受入・配分班)	【発災1日以内】 災害発生後速やかに	被害状況の把握 (市町)
災害義援金の募集	生活・経済再建支援部隊(義援金受入・配分班)	【発災2週間以内】 募集体制が整い次第速やかに	
災害義援金の保管	生活・経済再建支援部隊(義援金受入・配分班)	【発災2週間以内】 災害義援金を受け入れた時点	災害義援金の受入状況 (三重県災害義援金募集推進委員会)
災害義援金の配分	生活・経済再建支援部隊(義援金受入・配分班)	【発災2週間以内】 災害義援金が配分できる程度に集った時点	被害状況の把握 (市町)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1. 三重県災害義援金募集推進委員会、三重県災害義援金配分委員会の設置（生活・経済再建支援部隊<義援金受入・配分班>）

災害義援金品の募集、輸送及び受入・配分は、三重県災害義援金募集推進委員会、三重県災害義援金配分委員会を設置して行うこととし、次の関係機関が共同し、あるいは協力して行う。

三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、
県、市町、日本放送協会津放送局、三重テレビ放送、三重エフエム放送

2. 災害義援金の募集（生活・経済再建支援部隊<義援金受入・配分班>）

県内で大災害が発生した場合、災害義援金を広く国民等を対象に募集する。募集にあたっては被災地の状況等を十分考慮して行う。

なお、他の都道府県で大災害が発生した場合の募集については当該都道府県の状況等を十分考慮して行う。

3. 災害義援金の保管（生活・経済再建支援部隊<義援金受入・配分班>）

災害義援金及び見舞金については、県災対本部（出納局）において一括とりまとめ保管し、災害義援品については、各関係機関において保管する。

4. 災害義援金の配分（生活・経済再建支援部隊＜義援金受入・配分班＞）

配分の単位を市町として被災地の状況、災害義援金品の内容、数量等を検討し、速やかに罹災者に届くよう、関係機関を通じ配分する。また、他の都道府県に配分する場合は、都道府県に送付する。

なお、配分においては、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。

※ 災害義援品とは生活必需品等応急的に必要な物資と異なり、生活再建のための物資をいう。

なお、個人からの義援品は原則として募集しない。

■市町が実施する対策

1. 実施機関の設置

市町自ら又は「＜県が実施する対策＞1. 三重県災害義援金募集推進委員会、三重県災害義援金配分委員会の設置」に準じて実施する。

2. 災害義援金の募集

災害義援金については、「＜県が実施する対策＞2. 災害義援金の募集」に準ずる。

災害義援品については、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県災対本部に報告する。

3. 災害義援金の保管

災害義援金については、「＜県が実施する対策＞3. 災害義援金の保管」に準ずる。

災害義援品については、各関係機関において保管する。

4. 災害義援金の配分

「＜県が実施する対策＞2. 災害義援金の配分」に準ずる。「＜県が実施する対策＞4. 災害義援金の輸送、配分」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 災害義援金の取扱い
- (2) 災害義援金品の受入、配分方法
- (3) その他必要な事項

■その他防災関係機関が実施する対策

＜三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、その他各種団体＞

1. 実施機関の設置

「＜県が実施する対策＞1. 三重県災害義援金募集推進委員会、三重県災害義援金配分委員会の設置」に準ずる。

2. 災害義援金の募集

「＜県が実施する対策＞2. 災害義援金の募集」に準ずる。

3. 災害義援金の保管

「＜市町が実施する対策＞3. 災害義援金の保管」に準ずる。

4. 災害義援金の募集及び配分にかかる経費

第3部 発災後対策

第7章 復旧に向けた対策

災害義援金品の募集及び配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、輸送その他に要する経費は実施機関において負担する。

■地域・住民が実施する対策

1. 集積引継ぎ

地域・住民は、可能な範囲で災害義援金による被災地及び被災者支援に協力する。

第4部 復旧・復興対策

第1章 復旧・復興対策

第1節 激甚災害の指定(復興1)

第1項 活動方針

- 地震の発生に伴う被害が甚大であり、激甚災害の指定基準に該当すると思われる場合は、市町と連携して早急に被害調査を実施し、速やかに政令指定を受けるための手続を行う。
- 指定を受けたのちは、公共施設等の災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施するための対策を講じる。

第2項 対 策

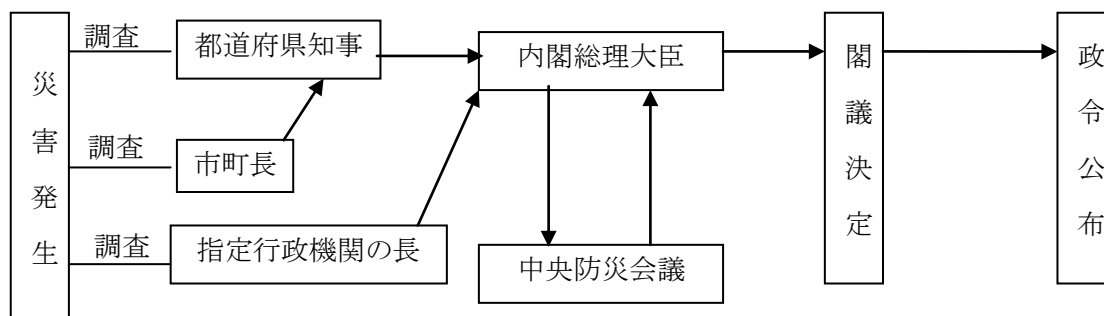
■県と市町が連携して実施する対策

1. 激甚災害の指定(各事業関係部)

基本法に規定する著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生し、被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「激甚法」という)に基づく指定基準に該当すると思われる場合には、県及び市町は、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう、互いに連携して災害の状況を速やかに調査し実情を把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

(1) 激甚災害の指定手続き

激甚災害の指定手続については、下図のとおりである



(2) 激甚災害に係る財政援助措置の主な対象事業

①公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ・公共土木施設災害復旧事業
- ・公立学校施設災害復旧事業
- ・公営住宅災害復旧事業
- ・児童福祉施設災害復旧事業
- ・老人福祉施設災害復旧事業
- ・障害者支援施設等災害復旧事業
- ・堆積土砂排除事業

②農林水産業に関する特別の助成

- ・農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

- ・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特例

③中小企業に関する特別の助成

- ・中小企業信用保険による災害関係保証の特例措置
- ・小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の延長

④その他の特別の財政援助及び助成

- ・公立社会教育施設災害復旧事業に対する特例
- ・私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ・り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- ・公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

(3) 激甚災害に関する調査

①県

- ・県は市町の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部に必要な調査を行わせる。
- ・関係各部は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

②市町

- ・市町は、激甚災害及び局地激甚災害の指定基準を考慮し、災害状況等を調査して県に報告する。また、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

(4) 激甚災害指定の促進

激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、関係部が国の機関と密接な連携のうえ、指定の促進を図る。

2. 災害復旧事業の実施

激甚災害の指定を受けた後は、災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施する。

3. 特別財政援助の交付(申請)手続き(各事業関係部)

激甚災害の指定を受けたときは、市町は速やかに関係調書を作成し、県に提出する。

県は、これを受け事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる関係法令に基づき負担金、補助金を受けるための手続きを行う。

【主担当課】

- ・激甚災害対象事業関係課

第2節 被災者の生活再建に向けた支援 (復興2)

第1項 活動方針

- 被災者に関する情報を速やかに収集し、被災者の生活再建の支援に向けた体制を整備する。
- 県と市町が互いに連携し、被災者生活再建支援法の活用など、あらゆる手段を用いて被災者の生活確保・生活再建のための支援を行う。

第2項 対策

■県と市町が連携して実施する対策

1. 被災者情報の収集と対応 (防災対策部)

(1) 被災者台帳整備に向けた検討

市町は、災害時に被災者を総合的かつ効率的に支援するための基礎資料とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を整備するための検討を行うよう努めるとともに、県は、市町の整備促進に協力する。

(2) 罹災証明書の交付

市町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援措置を早期に実施するため、被害認定や罹災証明書の交付体制を直ちに確立し、速やかに被災者に罹災証明書を交付する。

県は、市町の被害認定や罹災証明書の発行事務について、必要な支援を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 罹災証明書の交付にかかる手続き等

2. 被災者の生活再建支援に向けた主な対策

(1) 生活資金等の貸付 (各資金所管部)

①災害援護資金

- ・実施主体：市町
- ・対象災害：県内で救助法が適用された市町が1以上ある災害
- ・受給者：上記災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
- ・貸付限度額：350万円

②母子及び寡婦福祉資金

- ・実施主体：市町
- ・受給者：配偶者のない女子であって、現に児童(20才未満の者)を扶養している者及び「母子及び寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等で要件を満たす者。
- ・貸付限度額：貸付資金の種類に応じて貸付
- ・貸付資金の種類(主要なものを抜粋)
 - a 事業開始資金 b 住宅資金 c 生活資金 d 就職支度資金 e 修学資金
 - f 修業資金 g 医療介護資金 h 結婚資金

③生活福祉資金

- ・実施主体：県社会福祉協議会
- ・受給者：①の災害援護資金の貸付対象とならない者で、所得等貸付要件を満たす者
- ・貸付限度額：貸付資金の種類に応じて貸付

- ・貸付資金の種類
 - a 総合支援資金
 - ・生活支援資金 ・住宅入居費 ・一時生活再建費
 - b 福祉資金
 - ・療養費 ・介護等費 ・福祉費 ・福祉費（住宅） ・福祉用具購入費
 - c 教育支援資金
 - ・教育支援費 ・就学支度費
 - d 不動産担保型生活資金
 - ・不動産担保型生活資金

(2) 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給（防災対策部）

①対象となる自然災害

地震、津波等の異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおり。

- a 救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害
- b 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害
- c 県内において100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- d 県内にa又はbの市町を含む場合にあつて、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。）の区域にかかる自然災害
- e a～cの区域に隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。）の区域にかかる自然災害
- f 県内にa若しくはbの市町を含む場合、又はcに該当する都道府県が2以上ある場合に、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。人口5万未満の市町にあつては、2以上の世帯）の区域にかかる自然災害

②対象世帯と支給額

自然災害によりその居住する住宅が、a全壊世帯、b半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、c長期避難世帯、d大規模半壊した世帯に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。

《複数世帯の場合》

（単位：万円）

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借（公営住宅以外）	100	50	150
大規模半壊した世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借（公営住宅以外）	50	50	100

《単数世帯の場合》

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借（公営住宅以外）	75	37.5	112.5
大規模半壊した世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借（公営住宅以外）	37.5	37.5	75

(3) 災害公営住宅の建設及び住宅金融支援機構資金の斡旋（県土整備部）

①災害公営住宅の建設

災害により住宅を滅失又は焼失した低所得者の被害者に対する住宅政策として、県及び市町は、必要に応じて災害公営住宅を建設し、住居の確保を図る。

滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、被災地市町及び県は被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

②住宅金融支援機構資金の斡旋

県及び市町は、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅資金について、被災者に対し住宅相談窓口を設置するとともに当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査を早期に実施して、災害復興資金の借入の促進を図る。

(4) 被災者に対する職業あっせん等（雇用経済部）

①通勤地域における適職求人の開拓

- a 職業転職者に対して常用雇用求人の開拓を実施する。
- b 復旧までの間の生活確保を図るため、日雇求人の開拓を実施する。

②巡回職業相談所、臨時職業相談所の開設

- a 災害地域を巡回し、職業相談を実施する。
- b 避難場所等に臨時相談所を設け、職業相談を実施する。

③ 「激甚災害に対処するための特別財務援助等に関する法律」の適用により雇用保険求職者給付を行う。

(5) 租税の徴収猶予及び減免等（総務部）

①県税の減免及び期限延長

a 県税の減免

災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災納税者に対する県税の減免を行う。

なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図る。

b 各種期限の延長

広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付期限、申告期限及び申請期限を延長する。

②市町税の減免等の措置

市町においては、被災者の市町民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長について、それぞれの市町の条例の定めるところに従って必要な措置を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給にかかる手続き等

■ その他の防災関係機関が実施する対策

＜国等が実施する対策＞

1. 租税の徴収猶予及び減免等の対策

(1) 国税の徴収猶予及び減免等

① 災害等による期限の延長

国税通則法（昭和37年法律第66号）第11条の規定に基づき、災害により国税に関する法律の定めるところによる申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないものと認めるときは、国税庁長官、国税局長及び税務署長は、当該期限を延長することができる。

② 災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等

「災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等に関する法律」（昭和22年法律第175号）の規定に基づき、震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害による被害者の納付すべき国税の軽減もしくは免除、その課税標準の計算もしくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収に関する特例については、他の法律の定めのある場合を除いて、この法律の定めるところによる。

2. 金融対策

(1) 金融機関に求める特別措置

東海財務局津財務事務所及び日本銀行名古屋支店は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

① 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。

② 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の預貯金払戻の利便を図ること。

また、事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置を講ずること。

③ 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮すること。

また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配

慮した上で現金自動預払機等において預貯金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

④営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(2) 保険会社に求める特別措置

東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、保険会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

① 保険金等の支払いに係る便宜措置

保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限り適宜措置を講ずること。

②保険金の支払い及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。

③営業停止等における対応に関する措置

保険会社において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(3) 証券会社に求める特別措置

東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関との緊密な連絡を取りつつ、証券会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

① 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜を図ること。

② 有価証券喪失の場合の再発行手続きについて協力すること。

③ 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置を図ること。

④ 窓口業務停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知すること。

⑤ その他、顧客への対応について十分配慮すること

<日本郵便株式会社の対策>

1. 郵便業務に係る災害特別事務取扱い援護対策

災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

① 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付すること。

② 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施すること。

- ③ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施すること。
- ④ 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分すること。

＜三重弁護士会の対策＞

1. 被災者等への法律相談の実施

三重弁護士会は、大規模災害等が発生した場合、災害により被災した県民や災害により県内に避難した者等を対象に、「災害時における法律相談業務に関する協定」に基づく無料の法律相談会の開催等を通じ、被災者の生活再建に向けた支援に寄与するよう努める。

【主担当課】

- ・ 防災企画・地域支援課、災害対策課、雇用対策課、住宅課
- ・ 各資金等所管課

第3節 復興体制の構築と復興方針の策定（復興3）

第1項 活動方針

- 本県が特定大規模災害となる地震・津波による甚大な被害を受けた場合、速やかに「三重県震災復興本部（仮称）」を設置する。
- 発災後、「三重県震災復興本部（仮称）」において速やかに復興法に基づく復興方針を策定し、市町の復興対策を支援できるよう、復興方針の事前検討及び復興指針（仮称）の策定を行う。

第2項 対 策

■県が実施する対策

1. 復興体制の構築

(1) 三重県震災復興本部（仮称）等の設置

復興法第2条第7号に規定する特定大規模災害等が発生した場合、復興法に基づく「三重県復興方針（仮称）」の策定や市町の「復興計画」策定支援を始めとする、県の総合的な復興対策を指揮する「三重県震災復興本部（仮称）」を設置する。

(2) 三重県震災復興本部連絡会議（仮称）等の設置

特定大規模災害により複数の市町が被災し、復興本部が設置された場合、県と被災市町が連携して設置し、また調整を図りながら、各々の市町の「復興計画」の策定、復興対策の推進を図るための「三重県震災復興本部連絡会議（仮称）」を設置する。

(3) 市町の復旧・復興支援体制の検討

特定大規模災害により甚大な被害を受けた市町から職員の派遣を始めとする応援要請があった場合の支援体制について、事前の検討を行う。

【検討を行う復興体制】

①震災復興本部（仮称）

復興対策に関する意思決定機関

②震災復興対策事務局（仮称）

復興本部の意思決定にかかる情報のとりまとめ、関係計画の総合調整を行う機関

③震災復興本部連絡会議（仮称）

県全体の復興対策の総合調整を行う機関

2. 復興方針及び復興計画の事前検討

(1) 復興方針の事前検討と復興指針（仮称）の策定

特定大規模災害からの復興を計画的に進めるため、復興法に基づく「三重県復興方針（仮称）」を速やかに策定して市町の「復興計画」策定を支援するものとし、そのための復興方針への記載項目や内容等にかかる事前検討を行い、「三重県復興指針（仮称）」を策定する。

【三重県復興指針(仮称)への記載項目例】

- ①計画的復興への事前整備
 - a 復興体制の整備 b 復興方針の策定 c 金融・財政面の措置 d 広報・相談体制の確保
- ②住まいと暮らしの再建
 - a 恒久住宅の供給・再建 b 雇用の維持・確保 c 被災者への経済的支援
 - d 公共サービス等の回復 e 医療・保健対策 f 福祉対策 g メンタルヘルスケアの充実
 - h 学校の再開 i ボランティアとの連携
- ③まちの復興
 - a 公共土木施設等の災害復旧 b 安全な市街地・公共施設整備 c 都市基盤施設の復興
 - d 文化の再生
- ④産業・経済の復興
 - a 農林水産業の経営再建 b 商工業の再建 c 観光業の再建

(4) 個別の復旧・復興計画の事前検討及び策定

大規模災害からの復旧・復興対策を円滑に進めるために特に重要な対策項目については、事前に個別の対策内容を検討し、対策のための計画を策定する。

【個別の復旧・復興計画の策定を検討する対策項目】

- ①災害仮設住宅及び災害公営住宅等の確保に関する計画
- ②災害廃棄物の処理に関する計画（災害廃棄物処理実行計画）

■市町が実施する対策

1. 復興体制の構築

(1) 市町震災復興本部(仮称)等の設置に向けた検討

特定大規模災害が発生した場合、復興法に基づく必要な支援措置を受けるための「市町復興計画(仮称)」の策定を始めとする、市町の総合的な復興対策を指揮する「市町震災復興本部(仮称)」を設置するものとし、設置のための規程や体制の整備に向けた検討を行う。

2. 復興計画の事前検討

(1) 復興計画の事前検討

特定大規模災害からの復興を国の支援措置を用いて計画的に進めるため、復興法に基づく「市町復興計画(仮称)」を速やかに策定するものとし、そのための復興計画への記載項目や内容等にかかる事前検討に努める。

(2) 個別の復旧・復興計画の事前検討及び策定

大規模災害からの復旧・復興対策を円滑に進めるために特に重要な対策項目については、事前に個別の対策内容を検討し、対策のための計画を策定するよう努める。

【個別の復旧・復興計画の策定を検討する対策項目】

- ①災害仮設住宅及び災害公営住宅等の確保に関する計画
- ②災害廃棄物の処理に関する計画（災害廃棄物処理実行計画）

【主担当課】

- ・ 防災企画・地域支援課、廃棄物
対策課、住宅課

特別対策

東海地震に関する緊急対策

第1章 対策の目的等

第1節 対策の目的及び関係機関の役割

第1項 東海地震に関する緊急対策の目的

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）は大規模地震発生前の事前措置を行って、地震災害を防止軽減することを目的に制定された。

同法に基づき、平成25年4月時点で東海地域を中心に1都7県157市町村、本県では10市町が東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されており、その他の市町についても強化地域の周辺に位置しているため、津波被害を中心に被害発生が憂慮される。また、東海地震注意情報及び警戒宣言が発せられた場合においては、社会的混乱の発生が懸念される。

よって、この計画（特別対策）は、大震法第6条第1項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域について、東海地震注意情報が発表された場合以降に執るべき緊急対策に係る措置に関する事項等を定め、当該地域における地震防災体制の推進を図ることを目的として策定する。

第2項 基本方針

■共通事項等

この計画は、次の考え方を基本に策定したものである。

1. 基本的な考え方

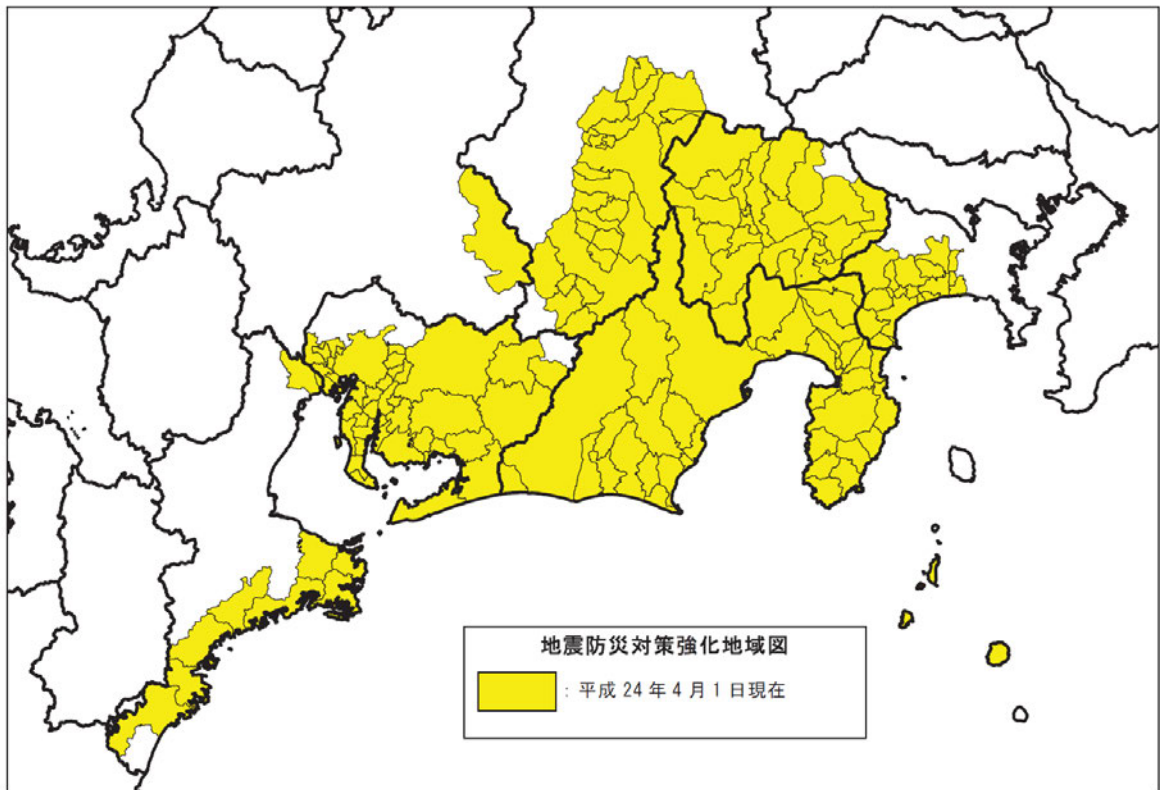
- (1) この計画は、大震法第6条第1項の規定に基づき、主として東海地震注意情報が発せられてから東海地震が発生するまでの間、又は警戒解除宣言が出されるまでの緊急対策を中心に作成する。
- (2) この計画は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止又は軽減するため、県、市町、その他の防災関係機関等のとるべき事前措置の基本的事項について定める。
- (3) 警戒宣言発令前において、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、必要な準備行動を実施する。
- (4) 地震発生後の災害対策は「第3部 発災後対策」により対処する。
- (5) 市町、防災関係機関は、この計画を基本としながら各々の計画に基づき、警戒宣言発令に伴う緊急対策に万全を期する。
- (6) 市町は、詳細な震度や津波の高さの分布をもとに、市町の区域を細分して、市町内で複数の防災対応を計画することができる。この場合、混乱等が生じ的確に防災対応を行えない可能性もあることから、強化地域内で複数の防災対応を執る場合は、そのような対応を執る必要性和確実な実施を吟味し、防災計画において明確に定める。

2. 地震防災対策強化地域

地震防災対策強化地域とは、大規模地震対策特別措置法第3条の規定により、内閣総理大臣が、大規模な地震が発生するおそれが特に大きいと認められる地殻内において大規模な地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域として指定する地域のことである。

地震防災対策強化地域に指定されると、当該地域の県や市町、防災関係機関や病院、鉄道等の民間事業者は、警戒宣言時の対応等、地震防災応急対策に関する各種計画を作成しそれを実施することとされ、国は、観測・測量の実施強化や、強化計画に基づき緊急に整備すべき施設等の整備経費

に補助を行うことなどが規定されている。



(内閣府ホームページより)

【三重県内地震防災対策強化地域指定市町】

伊勢市、桑名市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、木曾岬町、大紀町、南伊勢町、紀北町

3. 東海地震に関連する情報

東海地域で常時観測している地殻変動や地震などの観測データに異常が現れ、気象庁から「東海地震に関連する情報」が発表された場合、これらの情報の内容に応じた段階的な防災対応をとる。

「東海地震に関連する情報」には、異常の発生状況に応じ、「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」、「東海地震に関連する調査情報」の3種類があり、各情報について、その情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。

(1) 東海地震予知情報（カラーレベル 赤）

東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報で、東海地震が発生するおそれがあると判断した観測データの状況等、科学的根拠について発表される。

(2) 東海地震注意情報（カラーレベル 黄）

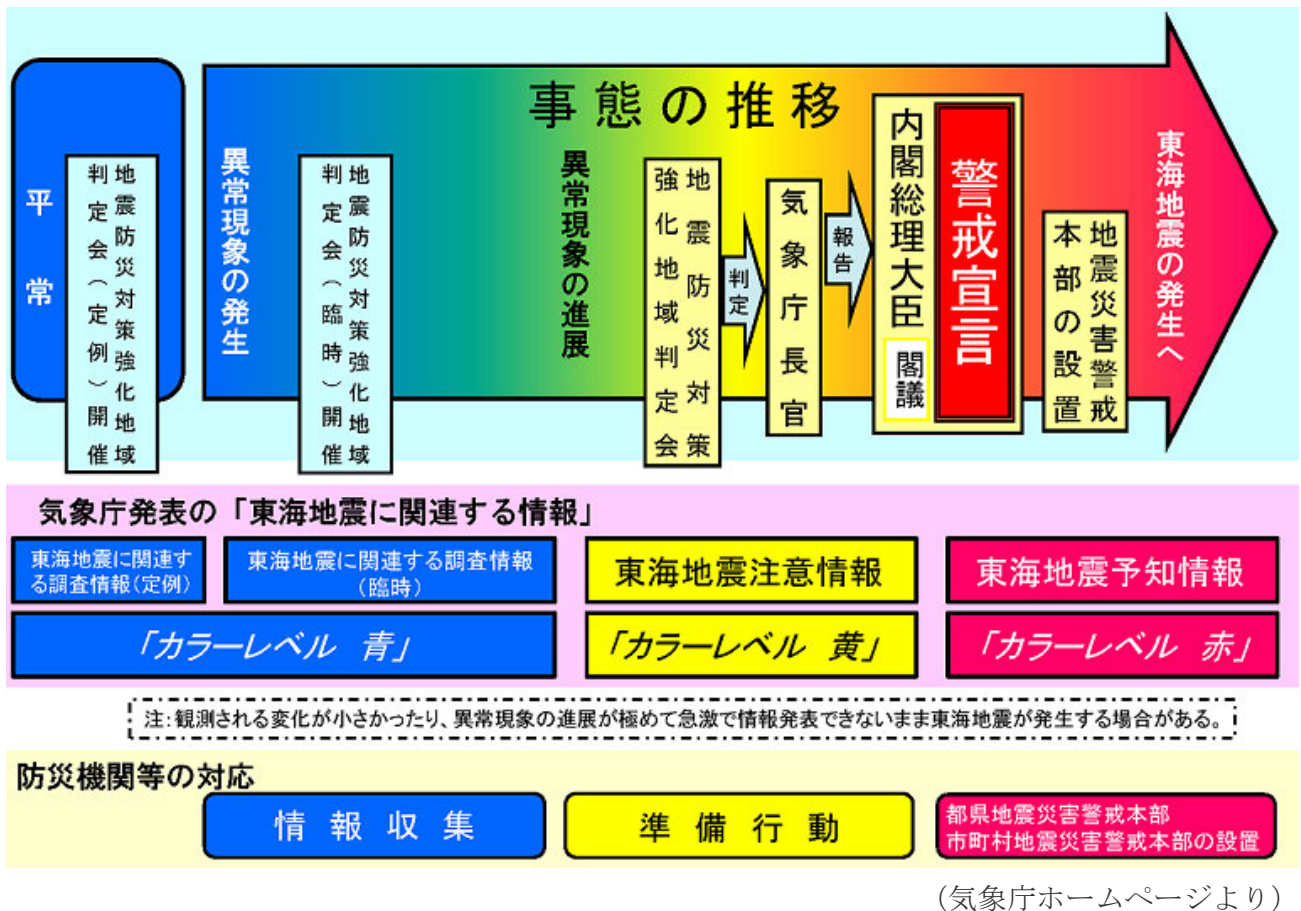
観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される。

(3) 東海地震に関連する調査情報(臨時)（カラーレベル 青）

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表され、その変化の原因についての調査の状況が示される。

(4) 東海地震に関連する調査情報(定例)（カラーレベル 青）

毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会（以下、判定会）で評価した調査結果を発表する。



第3項 東海地震に関する緊急対策として処理すべき事務又は業務の大綱

1. 県

県は県地震災害警戒本部に関する下記の業務を行う。

- (1) 警戒宣言、東海地震予知情報、地震情報、その他地震に関する情報の収集、伝達及び広報
- (2) 避難の勧告又は指示に関する事項
- (3) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (4) 応急の救護を要すると認められる者の救護及び保護
- (5) 県有施設及び設備の整備、点検に関する事項
- (6) 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持に関する事項
- (7) 緊急輸送の確保に関する事項
- (8) 食料、医薬品の確保、保健衛生に係る措置等に関する事項
- (9) その他地震災害の発生防止又は軽減を図るための措置に関する事項
- (10) 指定地方行政機関、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する地震防災応急対策等の連絡調整に関する事項
- (11) その他法令により県警戒本部の権限に属する事項

2. 市町

市町は下記の業務を行う。

- (1) 警戒宣言、東海地震予知情報、地震情報、その他地震に関する情報の収集、伝達及び広報
- (2) 避難の勧告・指示、又は警戒区域の設定
- (3) 県警戒本部への報告、要請等
 - ① 職員の派遣、交通規制等の県警戒本部への要請
 - ② 住民等の避難の状況及び地震防災応急対策の実施状況を県へ報告
- (4) 消防職員・団員及び水防団の配備等
- (5) 避難者等の救護
- (6) 緊急輸送の実施
- (7) 食料、医薬品の確保、保健衛生に係る措置等に関する事項
- (8) その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

3. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、各機関ごとに下記の業務を行う。

(1) 中部管区警察局

- ① 管区内各県警察の災害警察活動に関する指導・調整
- ② 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携
- ③ 管区内各県警察の相互援助の調整
- ④ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制
- ⑤ 情報の収集及び伝達
- ⑥ 津波警報等の伝達

(2) 東海財務局

- ① 金融上の諸措置
- ② 地方公共団体において、国有財産（普通財産）を地震防災応急対策の実施の用に供する必要があると認められるときは、関係法令等の定めるところにより無償貸付等を適切に行う。
また、国有財産にかかる関係機関との連絡調整を行う。

(3) 東海北陸厚生局

- ① 災害状況の情報収集、連絡調整
- ② 関係職員の派遣
- ③ 関係機関との連絡調整

(4) 東海農政局

- ① 管理又は工事中の建物、施設等に対する緊急点検、巡視等の実施及び工事中建物等に対する作業の中止又は立入禁止措置等の実施
- ② 生鮮食料品及び加工食料品等の供給に関する準備（関係団体への要請を含む）
- ③ 農業関係金融機関に対する指導
- ④ 農地、農業用施設（ダム、堤防、ため池、農道等）の管理、指導

(5) 近畿中国森林管理局

- ① 警戒宣言、地震予知情報等の収集及び森林管理署、関係機関への情報伝達
- ② 森林管理署職員等に対する警戒体制の指示
- ③ 国有林野の火災予防措置
- ④ 災害対策用復旧用材の供給準備

(6) 中部経済産業局

- ① 所掌事務に係る災害情報の収集及び連絡
 - ② 電力及びガスの供給の確保に必要な指導
 - ③ 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整
- (7) 中部近畿産業保安監督部
- ① 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設ガス施設等の保安の確保に関する監督指導
 - ② 鉱山に対し保安を確保するための監督指導を行い、災害が発生した場合には、検査官を現地に派遣し、保安に関し適切な措置をとらせるよう指導
- (8) 中部運輸局
- ① 所管事業者等に対する情報伝達・収集及び支援活動の指導
 - ② 緊急輸送に係る輸送機関、その他関係機関との連絡調整
- (9) 大阪航空局 中部空港事務所
- ① 必要に応じ一般航空機の飛行規制の措置
- (10) 第四管区海上保安本部
- ① 船舶、臨海施設、遊泳者等に対する警戒宣言その他地震等に関する情報の伝達
 - ② 海難の救助、排出油等の防除及び救済を必要とする場合における援助
 - ③ 航路障害物の除去、航行警報、水路通報等による海上交通の安全確保
 - ④ 在港船舶に対する避難勧告、入港制限、移動命令等必要な措置による船舶及び臨海施設の安全確保
 - ⑤ 海上における治安の維持
- (11) 津地方気象台
- ① 東海地震に関連する情報等の通報
 - ② 東海地震に関連する情報等の照会に対する応答と解説
- (12) 東海総合通信局
- 電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
- (13) 三重労働局
- 爆発、火災等の労働災害防止や緊急時における早期避難の徹底の要請
- (14) 中部、近畿地方整備局
- ① 警戒宣言、地震予知情報等の迅速な情報伝達
 - ② 警戒宣言発令時の地震災害警戒体制の整備
 - ③ 人員・資機材等の配備・手配
 - ④ 緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力
 - ⑤ 道路利用者に対する情報の提供
- (15) 近畿中部防衛局東海防衛支局
- ① 所管財産の使用に関する連絡調整
 - ② 災害時における防衛本省及び自衛隊との連絡調整
 - ③ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援

4. 指定公共機関

指定公共機関は、各機関ごとに下記の業務を行う。

- (1) 西日本電信電話株式会社三重支店・株式会社NTTドコモ三重支店

- ① 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡
 - ② 防災関係機関に対する通信設備の優先利用の供与
 - ③ 地震防災応急対策に必要な公衆通信施設の整備
 - ④ 通信の輻輳抑止のための広報の実施
 - ⑤ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備
- (2) **KDDI株式会社中部総支社**
- ① 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡
 - ② 非常時における携帯電話通信回線の規制措置
- (3) **ソフトバンク株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社関西・東海総務課**
- ① 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡
 - ② 非常時における携帯電話通信回線の規制措置
- (4) **日本銀行名古屋支店**
- ① 金融機関の現金保有状況の把握、所要現金の確保についての必要な援助
 - ② 関係機関との協議に基づく、「本章第9節第2項その他の防災関係機関が実施する対策2 金融対策」に掲げる措置の民間金融機関への要請
- (5) **日本赤十字社三重県支部**
- ① 医療救護班の派遣準備
 - ② 血液製剤の確保及び供給の準備
 - ③ 救護物資の配布準備
- (6) **日本放送協会津放送局**
- ① 警戒宣言等の伝達及び地震防災応急対策の実施状況の報告
 - ② 警戒宣言発令時における非常組織の設置
 - ③ 地震防災応急対策実施のための動員及び準備活動
 - ④ 警戒宣言、地震予知情報等の放送による社会的混乱防止のための県民への周知
 - ⑤ 県民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道
- (7) **中日本高速道路株式会社**
- ① 警戒宣言等の伝達
 - ② 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配
 - ③ 交通対策
 - ④ 緊急点検
- (8) **独立行政法人水資源機構**
- ① 警戒宣言、地震予知情報等の収集及び伝達
 - ② 発災後に備えた資機材の備蓄、点検整備
 - ③ 独立行政法人水資源機構が管理する施設の機能の維持保全、及び同施設等を通じて供給する水道用水等の必要最小限の確保
- (9) **東海旅客鉄道株式会社**
- ① 警戒宣言発令情報の伝達
 - ② 警戒宣言発令時の情報伝達及び列車運転状況の案内
 - ③ 滞留旅客に対する避難誘導等
 - ④ 強化地域への列車の進入禁止措置
 - ⑤ 強化地域内を運行中の列車に対し、最寄りの安全な駅、その他の場所まで安全な速度で運

転して停車する措置

- ⑥ 強化地域外において、折り返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行する措置
 - ⑦ 災害応急業務及び災害復旧業務に従事する社員数、配置状況等の把握
- (10) **西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社**
- ① 警戒宣言、地震予知情報等の伝達
 - ② 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
 - ③ 旅客の避難、救護
 - ④ 列車の運転規制
 - ⑤ 地震発生に備えた資機材の確保及び配置
- (11) **中部電力株式会社三重支店、関西電力株式会社和歌山支店**
- ① 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保
 - ② 東海地震注意情報発表時における電力設備等の安全予防措置の実施及び通信手段の確保
- (12) **東邦ガス株式会社**
- ① ガス施設の災害予防措置及び地震防災応急対策に係る措置の実施
 - ② 東海地震注意情報発表時に災害対策本部を設置
 - ③ 発災後に備えた要員及び資機材の確保
- (13) **日本郵便株式会社**
- ① 利用者に対する警戒宣言の伝達及び安全確保
 - ② 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局における業務の取扱いを停止する。
 - ③ 上記イにより業務を停止し、又は事務の一部を取り扱うときは、強化地域内に所在する郵便局において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等に提示する。
 - ④ 災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ確に実施する。
- (14) **独立行政法人国立病院機構**
- ① 所管する国立病院機構の病院において医療救護班を編成し、知事の応援要請に基づき直ちにこれを出動させ、被災者の医療措置
 - ② 所管する国立病院機構の病院をして、その可能な範囲において被災傷病者の収容治療
 - ③ 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所をして医療救護班の活動支援

5. 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、各機関ごとに下記の業務を行う。

(1) 三重県医師会

医師会救護班の編成並びに連絡調整

(2) 三重テレビ放送株式会社

日本放送協会に準ずる

(3) 三重エフエム放送株式会社

日本放送協会に準ずる

(4) 三重交通株式会社

- ① 車両の運行状況、乗客の避難実施状況等の広報
 - ② 乗客の避難、救護
 - ③ 車両の運転規制
 - ④ 地震発生に備えた資機材の確保及び配置
- (5) 三重県トラック協会
防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保
- (6) 近畿日本鉄道株式会社
- ① 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
 - ② 旅客の避難、救護
 - ③ 列車の運転規制
 - ④ 地震発生に備えた資機材の確保及び配置
- (6) 三重県エルピーガス協会
- ① 供給設備及び工場設備の災害予防
 - ② 需要家に対する災害予防広報

6. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、各機関ごとに下記の業務を行う。

- (1) 産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等）
- ① 防災上必要な資機材、人員等の配備に対する協力
 - ② 防災管理上必要な措置及び防災活動に対する協力
- (2) 文化、厚生、社会団体（日赤奉仕団、婦人会、青年団等）
- ① 防災上必要な資機材、人員等の配備に対する協力
 - ② 防災管理上必要な措置及び防災活動に対する協力
- (3) 危険物施設等の管理者
- ① 防災上必要な資機材、人員等の配備に対する協力
 - ② 防災管理上必要な措置及び防災活動に対する協力
- (4) 各港湾施設の管理機関
- ① 防災上必要な資機材、人員等の配備に対する協力
 - ② 防災管理上必要な措置及び防災活動に対する協力
- (5) 土地改良区
- ① 防災上必要な資機材、人員等の配備に対する協力
 - ② 防災管理上必要な措置及び防災活動に対する協力
- (6) 一般乗合旅客自動車運送事業者（三重交通株式会社を除く）
三重交通株式会社に準ずる
- (7) 鉄道事業者（東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社を除く）
近畿日本鉄道株式会社に準ずる
- (8) ガス事業者（東邦ガス株式会社、三重県LPガス協会を除く）
東邦ガス株式会社及び三重県LPガス協会に準ずる

第2章 緊急対策

第1節 地震災害警戒本部の設置等(東海1)

【主担当部隊】：総括部隊（総括班）

第1項 計画目標

- 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報が出された場合、職員の参集や連絡体制の確保等、必要な準備行動をとる。
- 警戒宣言が発令された場合は、地震防災応急対策の連絡調整及び緊急対策を推進するため、地震災害警戒本部（県、市町）を設置し活動態勢を整備する。

第2項 対策

■県が実施する対策

1. 活動態勢の概要

気象庁の地震活動等総合監視システムで異常現象が検知等され「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表された場合、異常現象が進行し気象庁が「東海地震注意情報」を発表した場合及び大震法に基づき東海地震に係る地震防災対策強化地域に「警戒宣言」が発令された場合には、以下に掲げる配備体制をとる。

体制	東海地震準備体制	東海地震警戒体制	東海地震非常体制
配備基準	東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき	東海地震注意情報が発表されたとき	東海地震に係る警戒宣言（東海地震予知情報）が発令されたとき
本部設置	—		県地震災害警戒本部設置
配備要員	各班の配備計画による	全職員	全職員
業務	情報収集、連絡体制の確保	各関係機関等との情報共有・連携体制の構築	各関係機関の実施する対策の連絡調整及び緊急対策実施体制の確保

県地震災害警戒本部（以下、「県警戒本部」という）の組織及び運営は、大震法、大規模地震対策特別措置法施行令、三重県地震災害警戒本部条例及び三重県地震災害警戒本部運営要領に定めるところによる。

2. 県警戒本部の概要

(1) 組織及び所掌事務

① 組織

県警戒本部に、本部長、副本部長、本部員及び本部職員を置く。また地域防災総合事務所等ごとに支部（以下この編において「支部」という。）を置く。

なお、組織は「第3部 第1章 第1節 活動態勢の整備」の規定を準用する。この場合、

「地方部」とあるのを「支部」と読み替える。

② 所掌事務

警戒本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりで、各部各班の所掌事務は三重県地震災害警戒本部運営要領の定めるところによる。

なお、支部管内の範囲で対策実施又は調整できる事務は、支部において対処する。

- (ア) 警戒宣言、東海地震予知情報その他地震防災上必要な情報の収集及び伝達
- (イ) 地震防災応急対策上必要な広報
- (ウ) 緊急輸送の実施又は調整
- (エ) 災害発生に備えた食料、医薬品等の確保準備
- (オ) 社会秩序を維持する活動
- (カ) 市町及び防災関係機関が実施する地震防災応急対策の連絡調整

3. 通信機能の確保

「第3部 第1章 第2節 通信機能の確保」を参考に、災害発生に備え、国や市町及び各防災関係機関等との通信機能を確保するための対策を講じる。

4. 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等

災害が発生し、自衛隊及び海上保安庁の支援を必要とする場合に備え、連絡・受入体制を確保するよう対策を講じる。

■市町が実施する対策

1. 市町地震災害警戒本部の概要

強化地域に指定された市町は、警戒宣言が発されたときは、市町地震災害警戒本部（以下「市町警戒本部」という。）を設置して地震防災応急対策活動を行う。

(1) 市町警戒本部の所掌事務

- ① 警戒宣言、東海地震予知情報の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達
- ② 県への報告、要請等県との地震防災活動の連携
 - (ア) 必要に応じ、県に対し地震防災応急対策の実施に係る職員の派遣等必要な事項を要請する。
 - (イ) 必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に要請し、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示をする。
 - (ウ) 住民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告する。
- ③ 避難の勧告・指示又は警戒区域の設定
- ④ 消防職員、団員及び水防団の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備
- ⑤ 消防、水防等の応急措置
- ⑥ 避難者等の安全確保
- ⑦ 緊急輸送の実施
- ⑧ 災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備
- ⑨ 自主防災組織活動の指導、連携
- ⑩ その他地震防災応急対策上の措置

(2) 消防、水防機関の所掌事務

- ① 消防本部は、市町警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり次の措置を講ずる。

- (ア) 情報の収集と伝達
 - (イ) 消火活動、救助活動の出動体制の確立
 - (ウ) 警戒区域内の地域住民への避難の勧告又は指示の伝達
 - (エ) 出火防止のための広報
- ② 消防団、水防団
- (ア) 情報の収集と伝達
 - (イ) 消火活動、水防活動、救助活動の出動体制の確立
 - (ウ) 火気使用の自粛を住民へ伝達するためのパトロールの実施
 - (エ) 水利の確保（流水の堰止め等を含む。）
 - (オ) 住民の避難誘導
 - (カ) 水防資機材の点検、配備及び確保準備
 - (キ) 警戒区域からの避難確保のパトロール
 - (ク) 救助用資機材の確保準備
 - (ケ) その他状況に応じた防災、水防活動

第2節 社会の混乱防止のためにとるべき措置(東海2)

【主担当部隊】：総括部隊（総括班、情報班、広聴広報班）
：警察部隊

第1項 計画目標

○警戒宣言が発せられた場合、県民は家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、発災後の被害を最小限にとどめる。

第2項 対策

■県民が実施する対策

1. 家庭における措置

東海地震に関する情報が発表され、東海地震の発生の可能性が高まった場合、県民は、家庭において以下の措置を講じ、大規模地震の発生に備える。

- ① 東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報が発表された場合は、テレビやラジオ、インターネット等を利用して正確な情報の収集に努めること。また、市役所、町役場からの防災行政無線や消防署、警察署などからの広報情報に注意すること。
- ② 東海地震注意情報が発表された場合は、外出や不要不急の旅行等は自粛すること。
- ③ 警戒宣言が発せられた場合には、津波やがけ地崩壊等の危険が予想される地域の住民等は、指定された避難場所へ速やかに避難する。
- ④ 危険が予想される地域以外の住民等は、建物内外を問わず、物の落下や下敷等に遭わない安全な場所を確保し、家具等重量物の転倒防止措置をとること。
- ⑤ 警戒宣言発令後は、火の使用は自粛すること。
- ⑥ 灯油等危険物やプロパンガスの安全措置をとること。
- ⑦ 消火器やバケツなどの消火用具の準備、確認を行うとともに、発災後の断水に備え、バケツや浴槽に緊急用水を貯めておくこと。
- ⑧ 身軽で安全な服装に着替えること。
- ⑨ 生活用水、食糧、携帯ラジオ、懐中電灯、医療品等の非常持出品及び救助用品の用意を確認すること。
- ⑩ 万一の時は脱出口を確保すること。
- ⑪ 自主防災組織は、地域住民に情報伝達を図るとともに、避難誘導や、発災に備えた初期消火及び救助活動の準備をすること。
- ⑫ 自動車や電話の使用は自粛すること。

2. 職場における措置

東海地震に関する情報が発表され、東海地震の発生の可能性が高まった場合、県民は、職場において以下の措置を講じ、大規模地震の発生に備える。

- ① 東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報が発表された場合は、テレビやラジオ、インターネット等を利用して正確な情報の収集に努めること。また、市役所、町役場からの防災行政無線や消防署、警察署などからの広報情報に注意すること。

- ② 東海地震注意情報が発表された場合は、防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従い、できるだけの措置をとること。
- ③ 警戒宣言が発令された場合は、建物内外を問わず、物の落下や下敷等に遭わない安全な場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- ④ 警戒宣言発令後は、火の使用は自粛すること。
- ⑤ 消防計画、予防規程などにに基づき危険物の保安に注意し、危険箇所を点検すること。
- ⑥ 職場の自衛消防組織の出動体制を整備すること。
- ⑦ 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- ⑧ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機すること。
- ⑨ 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。
- ⑩ 事業所内の情報共有体制を確立すること。
- ⑪ 近くの職場同士で協力し合うこと。
- ⑫ マイカーによる出勤、帰宅等は自粛し、必要に応じ従業員を職場内に待機させるなどの措置を講じること。
- ⑬ 危険物運搬車両等の運行は自粛すること。また、外出中の従業員との連絡体制を確保し、安全確保を指示するよう努めること。

3. 運転者のとるべき措置

警戒宣言が発せられた場合、強化地域内での一般車両の通行は禁止され、又は制限されることから、強化地域内の運転者は次のような措置を講ずること。

- ① 車を運転中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて、あわてることなく、低速で走行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。
- ② 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

■ その他の防災関係機関が実施する対策

<国の対策>

1. 消費者庁等が実施する物資物価対策

所管にかかる生活必需品等の物資の異常な価格の高騰、買占め又は売り惜しみに関して、これをしていないよう呼びかけるとともに、関係事業者等を監視していく。

2. 東海財務局津財務事務所が実施する金融上の諸措置

(1) 民間金融機関に対する措置

東海地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関に対し、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

- ① 東海地震の地震防災対策強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く民間金融機関の警戒宣言時の対応について
(ア) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所等の窓口における営業は普通預金

(総合口座を含む。以下同じ。)の払戻業務以外の業務は停止するとともに、その後、店頭顧客の輻輳状況等を的確に把握し、平穩裡に窓口における普通預金の払戻業務も停止し、併せて、窓口営業停止の措置を講じた旨を取引者に周知徹底すること。ただし、この場合であっても、同地の日銀支店長や警察等と緊密な連絡を取りながら、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講ずること。

(イ) 営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗等名を取引者に周知徹底させる方法は、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載すること。

(ウ) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の金融業務の円滑な遂行の確保を期すため、窓口営業の開始又は再開は行わないこと。ただし、この場合であっても、同地の日銀支店長や警察等と緊密な連絡を取りながら、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等の運転は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講ずること。

(エ) 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業を行うこと。

② 当該強化地域外に営業所を置く民間金融機関の警戒宣言時の対応について

(ア) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、地震防災対策強化地域内にある民間金融機関の本店及び支店等向けの手形取立等の手形交換業務については、その取扱いを停止し、併せて当該業務の取扱いを停止することを店頭に掲示し、顧客の協力を求めること。

(イ) 地震防災対策強化地域内の本店又は支店等が営業停止の措置をとった場合であっても、当該営業停止の措置をとった当該強化地域外の支店又は本店等の営業所については、平常どおり営業を行うこと。

(2) 保険会社に対する措置

東海地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、保険会社に対し、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

① 東海地震の地震防災対策強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く保険会社の警戒宣言時の対応について

(ア) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には営業所等における営業を停止すること

(イ) 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載すること。

(ウ) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の保険業務の円滑な遂行の確保を期すため、営業の開始又は再開は行わないこと。

(エ) 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業を行うこと。

② 当該強化地域外に営業所を置く保険会社の警戒宣言時の対応について

地震防災対策強化地域内の本店及び支店等が営業停止の措置をとった場合であっても、当該営業停止の措置をとった当該強化地域外の支店及び本店等の営業所については、平常どおり営業を行うこと。

(3) 証券会社に対する措置

東海地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡

を取りつつ、証券会社等に対し、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

- ① 東海地震の地震防災対策強化地域内に営業所又は事務所を置く証券会社等の警戒宣言時の対応について
 - (ア) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所又は事務所等の窓口における業務を停止すること。
 - (イ) 業務停止等を取引者に周知徹底させる方法は、業務停止等を行う店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載すること。
 - (ウ) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の証券業務の円滑な遂行の確保を期すため、窓口業務の開始又は再開は行わないこと。
 - (エ) 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の業務を行うこと。
- ② 当該強化地域外に営業所又は事務所を置く証券会社等の警戒宣言時の対応について
地震防災対策強化地域内の営業所又は事務所が業務停止の措置をとった場合であっても、当該業務停止の措置をとった当該強化地域外の営業所又は事務所については、平常どおり業務を行うこと。

<日本郵便株式会社の対策>

1. 日本郵便株式会社の講じる措置

(1) 強化地域内の郵便局の措置

- ① 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局における業務の取扱いを停止する。
- ② 上記①により業務を停止し、又は業務の一部を取り扱うときは、強化地域内に所在する郵便局において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等に提示する。
- ③ 警戒宣言が発せられた場合は、屋外で業務に従事している者は、原則として速やかに郵便局へ戻る。
- ④ 警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関する協定に基づき郵便局が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、高齢者、障がい者等の災害時要援護者に十分配慮する。

(2) 強化地域外の郵便局の措置

原則として、平常どおり窓口業務を行う。

第3節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保 (東海3)

- 【主担当部隊】：総括部隊（総括班、情報班、広聴広報班）
：被災者支援部隊（避難者支援班）
：警察部隊

第1項 計画目標

- 東海地震に関連する情報等を市町及び各防災関係機関等に正確かつ迅速に伝達するとともに、住民に対する広報活動を実施する。
- 警戒宣言が発せられた場合の避難を容易にするための事前措置及び発災前の避難行動による混乱防止措置を行う。

第2項 対策

■県が実施する対策

1. 情報伝達及び広報（災害対策課、広聴広報課、総括部隊）

次により、情報伝達及び広報を行う。

- ① 消防防災無線により消防庁から通知される警戒宣言及び東海地震予知情報、並びに防災情報提供システムにより気象庁（津地方气象台）から通知される東海地震に関連する情報等は、県警戒本部設置前には災害対策課において、県警戒本部設置後には県警戒本部において受理伝達する。
- ② 市町及び防災関係機関に対する情報の伝達は主として県防災通信ネットワークによって行う。
- ③ 県内部における伝達は、職員一斉メールシステムにより行う。
- ④ 警戒宣言及び東海地震予知情報等は、報道機関の協力を得て県民への周知徹底を図る。

2. 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達（各部局、各部隊）

地震防災応急対策を迅速かつ効果的に実施するため収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部等をあらかじめ定めておく。

情報の種類の主なものは、次のとおりである。

- ① 避難の勧告、指示の状況
- ② 避難の状況
- ③ 市町及び防災関係機関の地震防災応急対策の実施状況
- ④ 交通機関の運行及び道路交通の状況
- ⑤ ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況
- ⑥ 市町からの要請及び防災関係機関への要請
- ⑦ 金融機関の措置情報

3. 避難対策の基本方針

避難対策の基本方針は、以下のとおりとする。

- ① 市町から避難状況の把握に努め、必要な連絡調整を行う。
- ② 山間部や半島部など必要最小限の車両を活用して避難を行う地域について、市町からその実情を把握し、必要な連絡調整を行う。
- ③ 県の管理する施設を避難場所及び収容者の救護施設として地域住民に開設する等市町に協力す

る。また、避難にあたり介護を必要とする人を収容する施設のうち県が管理するものについて、収容者の救護のため必要な措置を実施する。

- ④ 避難者の救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、市町から要請があれば協力する。
- ⑤ 市町等が行う災害時要援護者の避難支援、出張者及び旅行者等への関係事業者と連携した避難誘導等について関係事業者との調整等避難対策を支援する。
- ⑥ 交通規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客に対して市町が行う避難誘導、保護等の活動と連携し、必要に応じて市町及び民間事業者間の調整等を行う。(被災者支援部隊)
- ⑦ 市町が行う避難対策に協力し、避難勧告等の伝達、避難誘導、避難路の交通規制等必要な措置を講ずる。

また、大震法第26条で準用する基本法第61条の措置（警察官が市町長の要請を受け又は市町長に代わって避難の指示）を行う。

■市町が実施する対策

1. 警戒宣言及び東海地震予知情報等の受理、伝達、周知

以下により、警戒宣言及び東海地震予知情報等の受理、伝達、周知を行う。

- ① 県から伝達される警戒宣言、東海地震予知情報等の受理は、勤務時間内、勤務時間外及び休日等に関わらず、三重県防災通信ネットワークにより、確実に行う。
- ② 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに警鐘、サイレン及び同報無線等を用いて、地域住民等に確実に伝達する。
- ③ 東海地震予知情報等は、同報無線、有線放送、電話、広報車、自主防災組織等を通じての個別連絡等により地域住民等に周知徹底を図る。

2. 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達

地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部等を定めておく。

また、消防団員、自主防災組織の構成員の中から地域における収集責任者をあらかじめ定め、迅速・的確な情報の収集にあたる。情報の種類の主なものは、次のとおりである。

- ① 避難の状況
- ② 交通機関の運行及び道路交通の状況
- ③ 防災関係機関の地震防災応急対策の実施状況
- ④ ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況
- ⑤ 情報の変容、流言等の状況
- ⑥ 避難の勧告・指示又は警戒区域の設定
- ⑦ 消防（水防）職員・団員等の配備命令
- ⑧ 地域内事業所等に対する地震防災応急対策の実施の指示等

3. 県警戒本部に対する報告

県警戒本部への報告は、支部を通じて速やかに行う。

その主なものは、次のとおりである。

- ① 避難の状況

② 市町の地震防災応急対策の実施状況

4. 避難対策の基本方針

避難対策の基本方針は、以下のとおりとする。

- ① 市町が、市町地域防災計画において想定した津波の浸水及び山・崖崩れの発生の危険が予想されるため、避難の勧告・指示の対象となる地域（以下「避難対象地区」という。）の住民等は、警戒宣言が発せられた時は、速やかに危険地域以外のあらかじめ定めた避難地へ避難する。
- ② 「避難対象地区」の住民等が避難地まで避難するための方法については、原則として徒歩による。ただし避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど避難の実効性を確保するよう努める。
- ③ 避難誘導や避難地での生活にあたっては、災害時要援護者等に配慮する。
- ④ 交通規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客等に対する避難誘導、保護等の活動を行う。

5. 避難のための勧告及び指示

- 避難地 主に警戒宣言が発令された時、津波、山・がけ崩れの危険から逃れるための事前避難先。警戒宣言時に開設され、原則として屋外施設となる。体育館などの屋内は使用できない。
- 避難所 被災後に自宅を失った人、自宅に戻れない人が一時的に共同生活を送る場所。災害発生後に開設され、建物の屋内があてられる。

(1) 勧告・指示の基準

市町長は、原則として「避難の勧告」を行うものとし、急を要する時は、「避難の指示」を行う。

(2) 勧告・指示の伝達方法

市町長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、同報無線、有線放送、広報車等により避難の勧告・指示を行う。

また、警察官、海上保安官に対し、避難の勧告・指示の伝達について協力を要請する。

なお、市町は、必要に応じ避難の勧告・指示に関する放送を県を通じて報道機関に依頼する。

(3) 避難に関する周知事項

市町（消防機関及び水防団を含む。）は、常日頃から自主防災組織や避難対象地区住民等に対し、避難に関する次の事項について周知を図るとともに、警戒宣言が発せられた時は、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。

また、観光客へも周知、伝達に努める。

- ① 避難対象地区の地区名
- ② 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施
- ③ 避難経路及び避難先
- ④ 避難する時期
- ⑤ 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）

6. 警戒区域の設定

(1) 警戒区域設定対象地域

市町は、避難対象地区のうち、大震法第26条において準用する基本法第63条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、5の(3)に準じて周知を図る。

(2) 規制の内容及び実施方法

市町長は、警戒宣言が発せられた時は速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立入り禁止の措置をとる。市町長は、警察官、海上保安官の協力を得て、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り、防犯・防火のためのパトロールを実施するように努める。

7. 避難状況の報告

市町は、自主防災組織及び施設等の管理者等から、次に掲げる避難状況の報告を求める。

ただし、避難対象地区以外の地域にあつては、原則として、次の②に関する報告を求めない。

① 避難の経過に関する報告——危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。

(ア) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）

(イ) 上記事態に対し、応急的にとられた措置

(ウ) 市町等に対する要請事項

② 避難の完了に関する報告——避難完了後、速やかに行う。

(ア) 避難地名

(イ) 避難者数

(ウ) 必要な救助・保護の内容

(エ) 市町等に対する要請事項

また、市町は、避難状況について県へ報告する。

8. 避難地の設置及び避難生活

(1) 避難生活者

避難地で避難生活をする者は、津波や山・崖崩れ等危険予想地域に住む者、帰宅できない旅行者等で居住する場所を確保できない者とする。

(2) 設置場所

① 津波や山・崖崩れ等の危険のない地域に設置する。

② 原則として公園、学校グラウンド等の野外に設置する。ただし、災害時要援護者等の措置を講じてある建物内にも設置することができる。

(3) 設置期間

警戒宣言が発せられてから警戒宣言が解除されるまで、又は地震が発生し避難所が設置されるまでの期間とする。

(4) 避難地の運営

① 避難地は、原則的に市町、避難地の学校等施設の管理者、避難者（住民）の三者が協力して運営する。

② 避難地には避難地の運営等を行うために必要な市町職員を配置する。また、避難地の安全の確保と秩序のため、必要により警察官による警戒を要請する。

③ 避難地の運営にあたっては、災害時要援護者に配慮する。

④ 避難者（住民）は、避難地の運営に関して市町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。

⑤ 多数の観光客等の収容が見込まれる避難地については、関連事業者と協力し運営する。

- ⑥ 避難地の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<日本放送協会の対策>

1. 報道機関の情報伝達

(1) 地震予知情報等の放送

地震予知情報等の放送にあたっては、地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、居住者等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通・ライフライン・生活関連情報等の正確・迅速な情報の提供に努めることを基本とし、緊急警報放送、臨時ニュースを編成する等、各メディアを有効に活用して対処することとする。

放送にあたっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努めることとする。

- ① 東海地震注意情報の臨時ニュースはテレビとラジオを通して全国放送する。
- ② 警戒宣言が発表された時はテレビとラジオで速やかに緊急警報放送を開始する。

<海上保安庁の対策>

1. 海上における避難対策

警戒宣言が発せられた場合、津波による危険が予想される港及び沿岸付近にある船舶に対し情報の周知を図り、船舶交通の整理指導を行うほか、必要に応じ入港制限及び港外への避難勧告等を行う。

<その他の防災関係機関の対策>

1. 避難計画の作成

避難実施等措置者は、それぞれ避難地、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を、別に定める指針により作成し、地域住民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図る。

避難計画の策定にあたっては、災害時要援護者や、観光客等の避難誘導、避難地での生活等に配慮するとともに、男女のニーズの違いを考慮のうえ、双方の視点に立った避難地運営に努めること。

- ① その他の地域の住民等は、居住する建物の耐震性・地盤等の状況に応じて、必要がある場合、付近の安全な空地等へ避難する。また、このためあらかじめ自宅の耐震点検等を行い耐震性を十分把握しておく。
- ② 避難における救護に必要な物資、資機材等の調達及び確保について県に対し、要請を行うことができる。

第4節 学校・園における児童生徒等の安全確保 (東海4)

【主担当部隊】：被災者支援部隊（教育対策班）

第1項 計画目標

○東海地震注意情報又は東海地震予知情報（警戒宣言）が発せられた場合の児童生徒等の避難を容易にするため、事前措置及び発災前の避難行動による安全確保を図る。

第2項 対策

■県が実施する対策

1. 児童生徒等の安全対策

児童生徒の安全対策については、原則として次のとおり取り扱う。

- ① 児童生徒等が在校中に東海地震注意情報又は東海地震予知情報（警戒宣言）が発表された場合には、授業・部活等を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。
- ② 児童生徒等が、登下校中に東海地震注意情報又は東海地震予知情報（警戒宣言）が発表された場合には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。
- ③ 児童生徒等が、在宅中に東海地震注意情報又は東海地震予知情報（警戒宣言）が発表された場合には、休校として、児童生徒等は登校させない。

県立学校においては、上記の原則をふまえて通学方法、通学距離、通学時間、通学路の状況及び交通機関の状況等を勘案し、あらかじめ保護者等と協議のうえ、地域の実態に則して具体的な対応方法を定めておく。

東海地震注意情報又は東海地震予知情報（警戒宣言）が発表された場合の学校等における対応の方法については、児童生徒等をはじめ保護者その他関係者に周知しておく。

また、施設、設備について、日頃から安全点検を行い、東海地震注意情報又は東海地震予知情報（警戒宣言）が発表された場合には、災害の発生を防止するため必要な措置を講ずる。

■市町が実施する対策

1. 児童生徒等の安全対策

「＜県が実施する対策＞1. 児童生徒等の安全対策」に準ずる。

第5節 救助・救急活動及び消防活動（東海5）

【主担当部隊】：総括部隊（救助班）

第1項 計画目標

○東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合、出火防止と迅速な救急・救助に関する活動を実施する。

第2項 対策

■県が実施する対策

1. 救助・救急活動及び消防活動の実施及び調整

救助・救急活動及び消防活動を実施するため、以下の対策を講ずる。

- ① 警戒宣言が発せられた場合、災害の発生に備え、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関との事前活動調整にあたる。
なお、消防機関の具体的な調整については、「三重県消防応援活動調整本部」が行う。
- ② 自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関が保有するヘリコプター及び船舶を有効に活用できるよう調整を行う。
- ③ 警戒宣言が発せられた場合、火災の発生防止、初期消火等について、報道機関の協力を得て広報を行う。
- ④ 県が保有する資機材等の点検、配備を行う。

■市町が実施する対策

1. 救助・救急活動及び消防活動の実施及び調整

救助・救急活動及び消防活動を実施するため、以下の対策を講ずる。

- ① 消防職、消防団、水防団を中心に警戒体制の強化を図る。
- ② 通信施設の確保並びに通信統制の確立を図る。
- ③ 消防車両・資機材の点検、整備を行う。
- ④ 正確な情報の収集及び伝達を図る。
- ⑤ 事前に災害危険地域へ消防隊を配置し、火災の未然防止並びに出動の迅速化を図る。
- ⑥ 消防計画の速やかな履行、火災発生の防止、初期消火についての予防広報を行う。
- ⑦ 安全避難路の確保及び避難誘導を行う。
- ⑧ 自主防災組織、自衛消防隊等の防災活動に対する指導を行う。
- ⑨ 迅速な救急救助のための体制確立を図る。
- ⑩ 緊急消防援助隊及び県内消防相互応援隊の応援体制の整備を図る。

第6節 医療・救護活動態勢の確保(東海6)

【主担当部隊】：保健医療部隊（医療活動支援班）

第1項 計画目標

○警戒宣言が発せられた場合、発災後に迅速かつ的確な医療、救護活動が実施できるよう事前措置を講ずる。

第2項 対策

■県が実施する対策

1. 医薬品等の確保

県で備蓄している医薬品・衛生材料等の搬出準備を行う。

また、医薬品等関係機関に対し、医療品・衛生材料・防疫用薬剤等の在庫確認と搬出準備を要請し、供給体制の確保を図る。

輸血用血液について三重県赤十字血液センターに対し、緊急対策を要請する。

2. 医療、救護体制

警戒宣言の発令により、災害拠点病院、県医師会、県病院協会、県歯科医師会、日本赤十字社三重県支部、独立行政法人国立病院機構の各病院等に、救護班又はDMA Tの編成と出動準備を要請する。

3. 情報収集体制

医療機関等からの情報収集体制（EMIS）等の準備を行う。

■市町が実施する対策

以下により、医療・救護活動態勢を確保する。

- ① 医療救護活動の準備を関係機関に要請する。
- ② 医療救護施設の設備・資機材を配置し、又は点検するとともに、必要に応じて救護所及び仮設救護病院等を設置する。
- ③ 要救護者の搬送準備を行う。
- ④ 住民等に対し救護所、救護病院等の周知を図る。
- ⑤ 市町長があらかじめ協議して定めた医療機関は警戒宣言時等においても、緊急を要する患者に対して診察を行うことを住民に対して周知させる。
- ⑥ 防疫のための資機材及び仮設便所の資機材を準備する。

第7節 緊急輸送態勢の確保(東海7)

【主担当部隊】：総括部隊（総括班）

第1項 計画目標

○警戒宣言が発せられた場合の緊急輸送用車両、人員、機材等を確保する。

第2項 対策

■県が実施する対策

1. 緊急輸送基本方針

以下により、緊急輸送態勢を確保する。

- ① 警戒宣言後の緊急輸送の実施の具体的調整は、県地震災害警戒本部及び市町地震災害警戒本部が行うものとし、現地本部が設置された場合は、現地本部において行う。
- ② 警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低限必要な人員、物資について行う。
- ③ 警戒宣言発令後相当期間が経過し、県内における食料、その他の物資に不足が生じた場合には、必要に応じ国の警戒本部と協議し、緊急輸送を行う。
- ④ 警戒宣言が発せられた場合には、地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、船舶、ヘリポート、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め、輸送の準備を行う。

2. 緊急輸送の対象となる人員、物資等

緊急輸送の対象となる人員、物資等は、以下のとおりとする。

- ① 地震防災応急対策実施要員の配備又は配備替え及び地震防災応急対策活動に要する最小限の資機材
- ② 緊急の処置を要する患者及び医薬品、衛生材料等
- ③ 輸送の安全が確保される場合に限り、状況に応じて次の輸送を行う。
 - ア 食料
 - イ 日用品等
 - ウ その他緊急に輸送を必要とするもの

3. 輸送体制の確立

(1) 輸送の方法

①陸上輸送

「第2部 第4章 第1節 輸送体制の整備」による1次、2次、3次の緊急輸送道路により必要な輸送を行う。

②海上輸送

海上輸送については、航路・泊地の状況調査等を行い、緊急輸送を確保する。

③航空輸送

県及び警察本部のヘリコプターによるほか、必要に応じて国の警戒本部長に対し、航空輸送のための自衛隊の地震防災派遣を依頼する。

(2) 輸送手段の確保

次により、輸送手段の確保を図る。

- ① 県有車両の活用
- ② 民間車両の借上げ
- ③ 国に対する自衛隊の地震防災派遣要請の依頼
- ④ 燃料等の確保のための関係業界への協力要請

4. 緊急輸送の調整

市町及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは警戒本部において調整を行う。

この場合、次により調整することを原則とする。

- 第1順位 県民の生命の安全を確保するため必要な輸送
- 第2順位 地震防災応急対策実施要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送
- 第3順位 地震発生後の活動の準備のための輸送

■市町が実施する対策

以下により、緊急輸送体制を確保する。

- ① 市町の地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、市町が行うことを原則とする。
- ② 市町は、自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、県に対し、必要な措置を要請する。
- ③ 緊急輸送の方針、輸送する人員、物資等については、県に準ずる。

■その他の防災関係機関が実施する対策

地震防災応急対策を実施するため必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うことを原則とする。また、中部運輸局は、緊急輸送の要請を受けた場合には、運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車並びに船舶の出動可能台数の確認を行い、速やかに出動できるように体制を整える。

防災関係機関は、発災後の緊急輸送に備えてヘリポートの確保を図る。

第8節 水防活動(東海8)

【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（公共土木対策班、農林水産対策班）

第1項 計画目標

- 警戒宣言が発令された場合、津波の発生に備え、必要に応じ水門、堰堤等の門扉開閉を行う。

第2項 対策

■県が実施する対策

1. 水門、堰堤等の操作

警戒宣言が発令された場合に、津波の発生に備え、速やかに水門、堰堤等の門扉開閉作業が行えるよう、必要な体制を整える。

2. 危険箇所把握体制の整備

水防施設に異常がないかを確認するとともに、異常を発見した場合は水防活動を実施する。

■市町が実施する対策

1. 応援計画の事前策定

「<県が実施する対策> 1 水門、堰堤等の操作」に準ずる。

2. 応援部隊等の受入

「<県が実施する対策> 2 発災後の危険箇所把握体制の整備」に準ずる。

第9節 緊急の交通・輸送機能の確保(東海9)

【主担当部隊】：警察部隊

第1項 計画目標

○警戒宣言が発せられた場合、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が円滑に行われるよう交通及び公共輸送の運行を確保する。

第2項 対策

■県が実施する対策

1. 道路交通対策

(1) 交通規制方針

警戒宣言が発せられた場合における交通規制は、隣接県との連携を図り、広域的な交通対策の観点から、広域交通規制対象道路、主要幹線道路等について、応急対策上必要な交通規制、交通検問を次により行う。

- ① 強化地域内における一般車両の運行は極力抑制するとともに、強化地域への一般車両の流入は極力制限する。
- ② 強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り、制限しない。
- ③ 緊急交通路の優先的な機能確保を図る。

(2) 交通規制計画

県公安委員会は警戒宣言が発せられた場合は、大震法第24条の規定に基づき次の交通規制を実施し、避難路及び緊急交通路を確保する。

① 県内への一般車両の流入制限

隣接県境の主要道路においては県内へ流入する車両(軽車両を除く。)のうち、法第24条に規定する緊急輸送に従事する車両(以下この編において「緊急輸送車両」という。)以外の車両を極力制限する。この場合県外(強化地域外)への流出については交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

② 県内における車両の走行抑制

県内における一般車両の走行は極力抑制する。

③ 広域交通規制

警察庁が指定する広域交通規制対象道路において、必要な交通規制を実施する。

④ 警察庁が指定する広域交通規制対象道路は、次のとおりである。

伊勢湾岸自動車道

東名阪自動車道

伊勢自動車道

紀勢自動車道

国道1号

国道23号

国道25号(名阪国道)

国道42号

⑤ 交通規制の方法

大震法に基づく交通規制を実施する場合は、大規模地震対策特別措置法施行規則第5条に定

める表示を設置して行う。なお、緊急を要するとき、又は設置が困難な場合は、警察官の現場における指示により交通規制を行う。

⑥ 広報

警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請し、交通規制を実施した場合は、避難者、運転者等に対し、適時広報を実施する。

(3) 緊急交通路等を確保するための措置

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保にあたる。

(4) 緊急輸送車両の確認

① 事前届出制度

(ア) 警戒宣言発令時における緊急輸送車両の確認手続きの効率化を図るため、事前に災害対策に従事する関係機関の届出により、緊急輸送車両として使用する車両について事前届出済証を交付する。

(イ) 事前届出の受付は、警察署交通課において行う。

② 緊急輸送車両の確認

警戒宣言が発令された際、上記アで事前届出済証の交付を受けている車両の使用者から確認を求める旨の申し出がなされた場合、事前届出を行っていない者からの申請に優先して確認を行うものとし、その際、必要な審査は省略することができる。

③ 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

上記イの緊急輸送車両の申請に基づき、緊急通行車両等確認証明申請書と緊急通行車両等事前届出済証の記載内容を照合した上で、緊急通行車両確認証明書（2枚複写の2枚目）及び標章を交付する。

④ 確認等機関

上記イ、ウの緊急通行車両の確認と証明書等の交付は、警察本部（交通規制課、高速道路交通警察隊）、各警察署、警戒宣言発令時に伴い設置される交通検問所及び三重県防災対策部において行う。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社の対策>

1. 東海地震注意情報時

(1) 列車の運転取扱い

- ① 旅客列車については、運行を継続する。但し、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。
- ② 貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。

(2) 旅客等に対する対応

東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対してその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転計画を案内する。

2. 警戒宣言発令時

(1) 列車の運転

警戒宣言が発せられたときの、列車の運転規制手配は、次の各号による。

- ① 強化地域への列車の進入を禁止する。
- ② 当該強化地域を運転中の列車は、最寄の安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。
- ③ 強化地域外においては、折返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。

(2) 旅客の待機、救護等

- ① 警戒宣言が発せられた時は、その情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により、列車の運転状況を案内する。
- ② 滞留旅客が発生した場合は、原則として関係市町の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。

<近畿日本鉄道株式会社の対策>

東海地震注意情報時及び警戒宣言が発せられた場合における列車及び乗客等の安全を確保するため、次の事項を講ずる。

(1) 列車の運行

- ① 東海地震注意情報を確認したときは、原則として、そのまま運転を継続する。ただし、旅客の帰宅対策として、状況に応じて輸送力の増強を検討する。
- ② 警戒宣言が発せられたときは、強化地域内への列車の進入は、原則として禁止する。
- ③ 警戒宣言が発せられたときは、強化地域内を運転中の列車は、原則として最寄りの駅で運転を休止する。
- ④ 警戒解除宣言が発せられたときは、必要により、車両、線路、信号装置等の機能確認を行った後、列車の運行を再開する。

(2) 旅客の案内等

- ① 東海地震注意情報発表を確認したときは、警戒宣言が発せられた場合は列車の運転を中止する旨を旅客に説明し、強化地域方面への旅行などの自粛を勧める。
- ② 警戒宣言が発せられたときは、駅構内及び列車内の旅客に対しては、原則として公共の避難場所への避難を勧告する。

<その他の鉄道事業者の対策>

近畿日本鉄道事業者の実施する対策に準じる。

<三重交通株式会社の対策>

以下により、緊急輸送機能を確保する。

- ① 運行路線にかかわる津波の被害が予想される箇所、山崩れ、がけ崩れが想定される箇所等の危険箇所、避難地についてあらかじめ調査し、それを教育・訓練等により従業員に周知徹底する。
- ② 東海地震注意情報又は警戒宣言発令時における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ定めておく。特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、標識等により情報収集に努める。

- ③ 警戒宣言発令の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、旅客に対し避難地の教示をするとともに、避難地において帰宅支援が行われている場合には、その旨の教示も行う。
- ④ 運行の中止にあたっては十分な車両の安全措置を行ったうえで、駐車措置を講じ、旅客の避難状況について可能な限り営業所等へ報告する。
- ⑤ 滞留旅客に対して、警戒宣言の内容、最寄りの避難地及び運行中止の措置を取った旨の案内を掲示物、放送等により広報する。

＜その他の一般乗合旅客自動車運送事業者の対策＞

三重交通株式会社の対策に準ずる。

＜海上保安庁、漁港管理者の対策＞

1. 海上交通の確保対策

東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合、海上交通の安全を確保するため、東海地震に関連する情報の収集・伝達連絡についてあらかじめ定めておくとともに、次の事項を講ずる。

- ① 海上、港湾及び港則法の適用をうける漁港
海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (ア) 港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外又は沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて、入港を制限し、又は港内停泊中の船舶に対して、移動を命ずる等の規制を行う。
 - (イ) 港内又は船舶交通の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理及び指導を行う。
- ② 漁港
漁港の管理者は、漁業協同組合及び船舶管理者に対して、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるよう要請する。
 - (ア) 停泊中の大型・中型船舶については、港外に避難する。
 - (イ) 避難できない船舶については、係留を完全に行う。
 - (ウ) 大型・中型船舶は、入港をさしひかえる。

第10節 広域的な受援・応援体制の整備 (東海10)

【主担当部隊】：総括部隊（救助班、派遣班）

第1項 計画目標

- 警戒宣言が発せられた場合、県は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めときは、自衛隊、緊急消防援助隊及び警察災害派遣隊の地震防災派遣を要請する。
- 広域応援部隊、救援物資、DMAT及びボランティア等の受け入れを迅速に行うための体制を整備する。

第2項 対策

■県が実施する対策

1. 応援計画の事前策定（総括部隊）

警戒宣言が発令された場合に速やかに応援部隊の受入体制をとることができるよう、「第3部 第1章 第5節 広域的な受援・応援体制の整備」に準じ、応援計画を事前に策定しておく。

2. 応援部隊等の受入（総括部隊、保健医療部隊、救援物資部隊、被災者支援部隊）

警戒宣言が発せられ、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めときは、自衛隊、緊急消防援助隊及び警察災害派遣隊の地震防災派遣を要請する。

広域応援部隊、救援物資、DMAT及びボランティア等の受け入れを迅速に行うための体制を整備する。

■市町が実施する対策

1. 応援計画の事前策定

「＜県が実施する対策＞1. 応援計画の事前策定」に準ずる。

2. 応援部隊等の受入

「＜県が実施する対策＞2. 応援部隊等の受入」に準ずる。

第11節 ライフライン施設の安全対策 (東海11)

【主担当部隊】：被災者支援部隊（水道応援班）

：社会基盤対策部隊（水道・工業用水道・電気班）

第1項 計画目標

○警戒宣言が発せられた場合の飲料水、電気及びガスの供給、通信等の確保と、発災後の応急対策にかかる事前措置を実施する。

第2項 対策

■県が実施する対策

1. 飲料水の確保

- ① 可能な限り、県水受水市町の緊急貯水により増加する水需要に対し、給水を確保、継続する。また「三重県水道災害広域応援協定」による資機材及び人員の応援を確認する。
- ② 水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、必要に応じて水道法第40条に基づく水道水の緊急応援を命じ、また「三重県水道災害広域応援協定」により応援を要請する。

■市町が実施する対策

1. 飲料水の確保

- ① 水道事業管理者は、住民に個人備蓄及び緊急貯水を実施するよう指導するとともに、これにより増加する水需要に対し、設備能力の範囲内において飲料水の供給を確保、継続する。
施設能力を越える場合には、「三重県水道災害広域応援協定」に基づくブロック代表市又は県等の応援を要請する。
- ② 水道事業管理者は、水道施設の破壊に備え、水道施設の点検整備を行うとともに、応急給水用資機材及び水道施設等の応急復旧用資機材の確保並びに人員の配備等応急給水及び復旧体制を確立する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1. 電気の供給（電気事業者）

警戒宣言が発せられた場合においても、原則として供給の継続を確保する。

東海地震注意情報を受けたとき、電力事業者は次の配置を講ずる。

(1) 地震災害警戒本部の設置

東海地震注意情報により、地震災害警戒本部を設置する。

(2) 要員・資機材等の確保

- ① 地震警戒要員を確保する。
- ② 通信機器、車両等の整備・確保、復旧用資機材の確認・確保を行う。
- ③ 関係会社、他支店、各電力会社等と連携を保ち、要員の応援、資機材の融通、電力の融通等協力体制を確認する。

(3) 情報連絡ルートの確保

- ① 通信手段を適切に運用し、情報収集・伝達の確保を行う。
- ② また、社内専用通信ルート途絶の場合を考え、関係機関の通信設備の相互利用並びに情報交換

協力体制の確立を図る。

- ③地域復旧体制への協力及び情報収集と、緊急車両の通行や船舶・ヘリコプター等運用のため、地方自治体、警察、公共機関等との連携を保つ。

また、必要ある場合は、県警戒本部に連絡要員を派遣する。

(4) 被害予防措置

特別巡視・点検や仕掛かり中の工事、作業中の工事の応急安全措置等必要な予防措置をとる。

(5) 広報活動

報道機関、広報車等を通じて、電気の安全措置に関する広報を行う。

2. ガスの供給（ガス事業者）

警戒宣言が発せられた場合においても、原則として供給の継続を確保する。

また、東海地震警戒体制を確立し、ガス施設等の安全措置と地震発生時における緊急供給停止措置の準備を講ずる。

東海地震注意情報を受けたとき、ガス事業者は次の配置を講ずる。

(1) 地震災害警戒本部の設置

東海地震注意情報により、地震災害警戒本部を設置する。

(2) 要員・資機材等の確保

①地震警戒要員を確保する。

②通信機器、車両等の整備・確保、復旧用資機材の確認・確保を行う。

③関係会社、他支社等と連携を保ち、要員の応援、資機材の融通、ガスの融通等協力体制を確認する。

(3) 情報連絡ルートの確保

①通信手段を適切に運用し、情報収集・伝達の確保を行う。

②また、社内専用通信ルート途絶の場合を考え、関係機関の通信設備の相互利用並びに情報交換協力体制の確立を図る。

③地域復旧体制への協力及び情報収集と、緊急車両の通行や船舶・ヘリコプター等運用のため、地方自治体、警察、公共機関等との連携を保つ。

また、必要ある場合は、県警戒本部に連絡要員を派遣する。

(4) 被害予防措置

特別巡視・点検や仕掛かり中の工事、作業中の工事の応急安全措置等必要な予防措置をとる。

(5) 広報活動

報道機関、広報車等を通じて、ガスの安全措置に関する広報を行う。

3. 通信の確保（固定通信事業者、移動通信事業者）

警戒宣言が発せられた場合、強化地域への通信はもちろん通話の激増による麻痺から防災関係機関の緊急に必要な電話回線を確保するため、一般電話等の強化地域への通話及び県内の通話についても状況に応じて制限し、音声案内する等の措置を講ずる。

(1) 警戒宣言・地震予知情報等の正確、迅速な伝達

警戒宣言に関する情報は、あらかじめ定める伝達経路及び方法により正確かつ迅速に行う。

(2) 地震災害警戒本部の設置

東海地震注意情報により、地震災害警戒本部を設置する。

(3) 要員・資機材等の確保

- ①地震警戒要員を確保する。
- ②通信機器、車両等の整備・確保、復旧用資機材の確認・確保を行う。
- ③関係会社、他支店等と連携を保ち、要員の応援、資機材の融通等協力体制を確認する。

(4) 情報連絡ルートの確保

- ①通信手段を適切に運用し、情報収集・伝達の確保を行う。また、状況に応じた安否確認に必要な措置を行い、必要に応じてこれらの措置を警戒宣言前からも行う。
- ②社内専用通信ルート途絶の場合を考え、関係機関の通信設備の相互利用並びに情報交換協力体制の確立を図る。
- ③地域復旧体制への協力及び情報収集と、緊急車両の通行や船舶・ヘリコプター等運用のため、地方自治体、警察、公共機関等との連携を保ち、必要ある場合は、県警戒本部に連絡要員を派遣する。

(5) 被害予防措置

特別巡視・点検や仕掛かり中の工事、作業中の工事の応急安全措置等必要な予防措置をとる。

(6) 広報活動

報道機関、広報車等を通じて、利用者の利便に関する次の事項に関する広報を行う。

- ①通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況
- ②電報の受付、配達状況
- ③利用者に協力を要請する事項
- ④その他必要とする事項

第12節 公共施設の安全対策 (東海12)

【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（公共土木対策班、農林水産対策班）

第1項 計画目標

- 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、備蓄物資・施設等の点検の上、必要に応じて施設の安全確保対策の措置を講じる。
- 警戒宣言が発せられた場合、公共施設及び不特定多数の者が出入りする施設等において地震発生に備えた対策を実施する。

第2項 対策

■県が実施する対策

1. 公共施設（県が管理又は運営する施設）

(1) 道路

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合には、県は直ちに所管道路の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、必要に応じて交通の制限、工事中の道路における工事（占用工事等を含む）の中断等の措置をとる。

- ① 車両の走行自粛の呼びかけ及び東海地震予知情報等の広報をパトロールカー、道路情報表示装置により道路利用者に対し行う。
- ② 緊急交通路及び幹線避難路において県公安委員会が実施する交通規制に協力する。
- ③ 災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、資機材、人員等の配備手配を行う。
- ④ 道路パトロールに努めるとともに、災害発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整える。
- ⑤ 幹線避難路における障害物除去に努める。

(2) 河川、海岸、港湾、漁港等

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合には、県は直ちに所管する河川、海岸、港湾、漁港及びダム等の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、必要に応じて、水門、樋門の閉鎖、工事中の場合には中断等の適切な措置を講ずる。

(3) ため池、用水路

ため池及び農業用水路については、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、又は警戒宣言が発令された場合、施設の管理者に対して所要の措置に関する情報連絡を行う。

(4) 不特定多数の者が出入りする施設

県が管理する庁舎、学校、社会教育施設及び社会福祉施設等における管理上の措置はおおむね次のとおりとする。

- ① 警戒宣言、東海地震予知情報等の来訪者への伝達
- ② 来訪者の安全確保のための避難等の措置
- ③ 施設の防災点検、応急修理及び設備、備品等の転倒落下防止措置、薬品の転倒落下防止等危険物資による危害の防止

④出火防止措置

⑤受水槽、予備貯水槽等への緊急貯水

なお、地震防災応急対策の実施上重要となる庁舎の管理者は上記のほか、次に掲げる措置をとる。

①自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保

②無線通信機等通信手段の確保

(5) 砂防、地すべり、急傾斜地等

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、又は警戒宣言が発令された場合、指定地等危険のおそれがある地域にあらかじめ定めた情報連絡を行い、必要に応じて警戒体制を整えるよう努める。

(6) 工事の中断

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、又は警戒宣言が発令された場合、工事中の公共施設、建築物、その他工事を中断し、必要に応じ立入禁止、落下倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。

(7) 水道用水供給施設等

貯水確保を配慮した安全水位を確保し送水を継続する。

(8) コンピュータ

コンピュータ・システムについては、おおむね次の措置を講ずる。

- ・コンピュータ本体の固定を確認する。
- ・重要なデータから順次安全な場所に保管する
- ・警戒宣言発令時以降も運用することになっているコンピュータ・システムを除いて、運用を停止する。

2. 民間施設（事業所に対する指導、要請）

消防法等により消防計画等を作成する義務のある施設及び事業所に対し、警戒宣言が発せられた場合にとるべき措置について、次に掲げる事項を盛り込むよう指導するとともに、警戒宣言が発せられた場合の安全確保、混乱の防止を図るための措置をとるよう要請する。

- ① 警戒宣言が発せられた場合における事業所の営業の継続又は自粛に関すること。
 - ・不特定多数の人の出入りする施設等（映画館等）で地震発生時にパニックの発生するおそれがある場合は営業を自粛する。
 - ・生活必需品を取扱う事業所にあつては、安全の確保を図りつつ、できるだけ営業の継続に努める。
- ② 警戒宣言、東海地震予知情報等の顧客、観客、来訪者等への伝達に関すること。
- ③ 火気使用の自粛等出火防止措置に関すること。
- ④ 顧客、観客、来訪者、従業員等施設利用者の安全確保に関すること。
- ⑤ 自衛消防組織に関すること。
- ⑥ 工事中の建築物等の工事の中断等の措置に関すること。
- ⑦ 設備、備品等の転倒落下防止措置、薬品等の転倒落下等危険物資による危害の予防措置に関すること。
- ⑧ 施設、消防用施設等の点検に関すること。
- ⑨ 警戒宣言に関する防災訓練及び教育に関すること。

■市町が実施する対策

1. 民間施設（事業所に対する指導、要請）

「＜県が実施する対策＞2. 民間施設（事務所に対する指導、要請）」に準ずる。

第13節 危険物施設等の安全対策 (東海13)

- 【主担当部隊】：総括部隊（総括班）
：保健医療部隊（保健衛生班）
：警察部隊

第1項 計画目標

○南海トラフ巨大地震の強振動による危険物施設、高圧ガス施設、毒劇物保管施設、火薬類貯蔵施設、放射性物質施設等の損傷による二次災害を防止するための対策を講じる。

第2項 対策

■県が実施する対策

1. 危険物施設、高圧ガス施設、毒劇物保管施設、火薬類貯蔵施設、放射性物質施設等の災害発生防止措置

「第3部 第6章 第2節 危険物施設等の保全」に準じ、危険物施設等の二次災害防止措置を講じる。

■市町が実施する対策

1. 危険物施設、高圧ガス施設、毒劇物保管施設、火薬類貯蔵施設、放射性物質施設等の災害発生防止措置

「＜県が実施する対策＞1. 危険物施設、高圧ガス施設、毒劇物保管施設、火薬類貯蔵施設、放射性物質施設等の災害発生防止措置」に準ずる。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1. 危険物施設、高圧ガス施設、毒劇物保管施設、火薬類貯蔵施設、放射性物質施設等

「＜県が実施する対策＞1. 危険物施設、高圧ガス施設、毒劇物保管施設、火薬類貯蔵施設、放射性物質施設等の災害発生防止措置」に準ずる。

2. 海上の危険物対策

「＜県が実施する対策＞1. 危険物施設、高圧ガス施設、毒劇物保管施設、火薬類貯蔵施設、放射性物質施設等の災害発生防止措置」に準ずる。

第14節 食料及び生活必需品等の確保 (東海14)

- 【主担当部隊】：救援物資部隊（物資調整班）
：被災者支援部隊（水道応援班）
：総括部隊（総括班）

第1項 計画目標

- 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、食料、生活必需品の調達可能数量について点検を行う。また、警戒宣言が発せられた場合、食料、生活必需品を確保し、民生の安定を図る。
- 警戒宣言発令時に必要な緊急物資は、平素から地域住民等が自助努力によって確保することを基本とし、県又は市町の緊急物資の供給は、これを補完する。

第2項 対策

■県が実施する対策

1. 食料の確保

- ① 精米については、県内の卸売り業務を行う米穀販売業者の手持ちの数量及び協力できる数量の報告を求め、保有数量の早期把握を行う。
- ② 食糧の緊急引渡しができるよう、米穀販売業者の保有米穀を活用した応急食糧供給体制の確立を図り、緊急食糧の確保を行う。
学校給食用施設、公民館等の活用と炊き出し要員の組織体制の整備及び緊急時における地域別米穀提供業者の選定等緊急措置に対応できるよう市町に要請する。
- ③ その他、パン、インスタント・レトルト食品等の確保を必要とする場合に備え、これらの食料品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておくこと等により、迅速に調達できる方法を定めておく。

2. 生活必需品の確保

生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておくこと等により、迅速に調達できる方法を定めておく。

3. 飲料水の確保

- ① 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合には、県民に対して貯水の励行を呼びかける。
- ② 市町が実施する飲料水対策を指導する。
- ③ 広域的な応援体制を確立する。
- ④ 企業庁は、水道用水供給施設について飲料水を確保するために必要な措置を講ずる。

4. 応援要請

地震発災後に備え、災害応援協定を締結している他府県との連絡調整を図る。
締結している応援協定は次のとおりである。

- ① 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

- ② 中部9県1市災害時等の応援に関する協定
- ③ 近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定
- ④ 紀伊半島三県災害時等相互応援に関する協定

■市町が実施する対策

- ① 津波、山・崖崩れ等危険予想地域住民で非常時持出しができなかった者や県外の旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた時は、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して配分する。
- ② 三重県市町村災害時応援協定に基づく緊急物資の調達あつせんの要請を県に行う。
- ③ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認する。
- ④ 緊急物資集積所の開設準備を行う。
- ⑤ 住民に対して貯水の励行を呼びかける。
- ⑥ 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合には、応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。
- ⑦ 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。
- ⑧ 応急復旧体制の準備をする。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1. 中部経済産業局

県の要請に基づき、所掌に係る生活必需品、災害復旧資材等の防災関係物資の適正な価格による円滑な供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整を行う。

2. 日本赤十字社三重県支部

地震発生後、速やかに救援物資の配布ができるよう県トラック協会等の協力を求めて配布の準備を行う。

第15節 社会秩序の維持(東海15)

【主担当部隊】：総括部隊（広聴広報班）
：警察部隊

第1項 計画目標

○警戒宣言が発せられた場合における交通混雑、社会的混乱等に対して対策を講じるとともに、県民生活の安定及び犯罪の発生を防止する。

第2項 対策

■県が実施する対策

1. 予想される下記の混乱に対して対策を講じる

- ① 地震予知情報等に関する流言
- ② 帰宅者による道路の混乱
- ③ 電話の輻輳
- ④ 避難に伴う混乱
- ⑤ 道路交通の混乱
- ⑥ 旅行者等の混乱

2. 県の実施事項

知事は、警察部隊及び市町の東海地震に関連する情報等により、各種の混乱の生ずるおそれがあると認めるとき、又は混乱が生じたときは、県民のとるべき措置について呼びかけを実行する。

また、状況に応じて警戒本部を通じて生活物資の買占め、売り惜しみ防止を啓発するが、生活物資の異常な価格の高騰、買占め、売り惜しみが発生した場合は、状況に応じて特定物資を指定し、物資の円滑な供給を確保する。

3. 県警察の実施事項

(1) 警備体制の確立

東海地震注意情報が発表された時点において、次により災害警備本部を設置して、警備体制を確立する。

①災害警備本部の設置

警察本部に本部長を長とする「三重県警察東海地震警戒警備本部」を、警察署に署長を長とする「警察署東海地震警戒警備本部」をそれぞれ設置する。

②警備部隊の編成

警察本部員及び警察署員をもって所要の部隊を編成する。

(2) 警戒警備活動重点

- ①情報の収集・伝達
- ②住民等への情報伝達活動
- ③社会秩序の維持
- ④交通対策
- ⑤警察施設等の点検及び整備

⑥その他必要な措置

■市町が実施する対策

1. 市町の実施事項

- ① 避難対象地区に対して、的確な広報を同報系防災行政無線等により実施する。
- ② 状況に応じ、市町警戒本部を通じて生活物資の買占め、売り惜しみ防止を啓発する。
- ③ 警察の交通規制に応じ、緊急輸送路の確保に努める。